

工事関係書類作成マニュアル（案）

令和 7 年 9 月

京都市建設局

目次

はじめに	1
適用	1
（例）事業の流れ ～契約から引渡しまで～	2
工事関係書類作成に当たっての基本方針	6
検査の種類	7
工事関係書類一覧表	8
完成検査に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】	8
既済部分検査（部分払）に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】	9
既済部分検査（部分引渡し：現場中間検査の扱いとする場合を含む）に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】	10
現場中間検査に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】	11
既済部分検査（部分払）と現場中間検査を同時に行う場合に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】 ..	11
第1章 工事関係書類【提出資料】について	13
1 契約関係	13
(1) 契約書（契約課と契約事務）	13
(2) 現場代理人等通知書・変更通知書（契約課に確認後、監督職員に提出）	15
(3) 経歴書（契約課に確認後、監督職員に提出）	18
(4) 工事工程表	20
(5) 請負代金内訳書	22
(6) 建設業退職金共済制度における掛金収納書	24
(7) 完成通知書	28
(8) 総合評価方式技術提案一覧表	30
2 施工体制	32
(1) 施工体制台帳	32
(2) 施工体系図	40
3 建設副産物	42
(1) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	42
(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第12条様式「説明書」	48
(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第13条様式「分別解体の方法等」	49
(4) 建設廃棄物処理委託契約書	52
(5) 建設副産物の受入確認書及び集計表（運搬管理表）	54
(6) 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	60
4 施工計画	64
(1) 施工計画書	64
(2) 設計図書の照査確認資料	68
5 履行報告等	70
(1) 工事履行報告書、工事月報	70
(2) 夜間・休日作業届出	77

(3) 交通誘導員の集計表	78
6 工事材料資料の提出、材料確認書	80
(1) 工事材料資料の提出（品質規格証明書类等）	80
(2) 材料確認書	83
7 品質管理	88
(1) 品質管理資料（品質管理記録、品質管理図表）	88
8 段階確認書、立会願	94
(1) 段階確認書	94
(2) 立会願	98
9 出来形図書	102
(1) 出来形管理資料（出来形数量総括表（一部の材料納品数量集計表を含む）、工種ごとの出来形数量計算書、出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図）	102
10 打合せ簿	114
(1) 打合せ簿一覧表	114
(2) 打合せ簿	115
11 工事写真	119
(1) 工事写真	119
12 電子納品	126
(1) 電子納品成果資料（事前協議チェックシート、電子成果品、電子媒体納品書、チェックシステム結果）	126
13 その他資料	130
(1) 現場環境改善について	130
(2) 創意工夫・社会性等に関する実施報告資料	133
第2章 工事関係書類【提示資料】について	136
(1) 工事保険等の証券（写し）	136
(2) 建設業退職金共済制度における証紙受払資料	137
(3) コリンズ（CORINS）登録内容確認書	138
(4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）	139
(5) 建設副産物の伝票	140
(6) 交通誘導員の日報	141
(7) 納品数量一覧表、納品伝票	142
(8) 安全管理	143
(8)－1 災害防止協議会等の活動記録	143
(8)－2 安全衛生（店社）パトロールの記録	144
(8)－3 安全訓練等の記録	145
(8)－4 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY等の記録	146
(8)－5 新規入場者教育の記録	147
(8)－6 過積載防止の取組み記録	148
(8)－7 使用機械、車両等の点検整備等の記録	150
(8)－8 重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録	152

(8)－9 山留め、仮締切り等の設置後の点検又は、足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理 チェックリスト等による実施記録.....	154
(8)－10 保安施設等の整理、設置、管理の記録	156
(8)－11 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項等の記録.....	157
第3章 工事関係書類のまとめ方について【参考】	158
1 工事関係書類をまとめるに当たって.....	158
2 各工事関係書類のまとめ方について【紙媒体で、提出又は検査を受検する場合は、以下の方法で各フ イルに整理すること。】	159
(1) 契約関係	159
(2) 施工体制	160
(3) 建設副産物.....	160
(4) 施工計画	161
(5) 履行報告等.....	161
(6) 工事材料資料の提出、材料確認書.....	161
(7) 品質管理	161
(8) 段階確認書、立会願.....	162
(9) 出来形図書.....	162
(10) 打合せ簿.....	162
(11) 工事写真.....	163
(12) 電子納品.....	163
(13) その他資料（現場環境改善、創意工夫、社会性等に関する実施報告資料）	163
参考資料.....	164
「施工プロセス」のチェックリスト.....	164

はじめに

公共工事における工事関係書類は、多岐にわたる仕様書類（契約書、各仕様書、土木請負工事必携等）に基づき作成する必要があります。

工事関係書類作成マニュアル（案）は、作成が必要な工事関係書類、受注者と監督職員との確認行為等の手順及び検査における提出・提示書類を明確にし、受注者と発注者間で共有化を図ることで、工事関係書類の過剰な作成を防ぎ過大な労働の是正に寄与するものです。

適用

京都市建設局で検査を受検する工事に適用します。ただし、単価契約工事等を除きます。

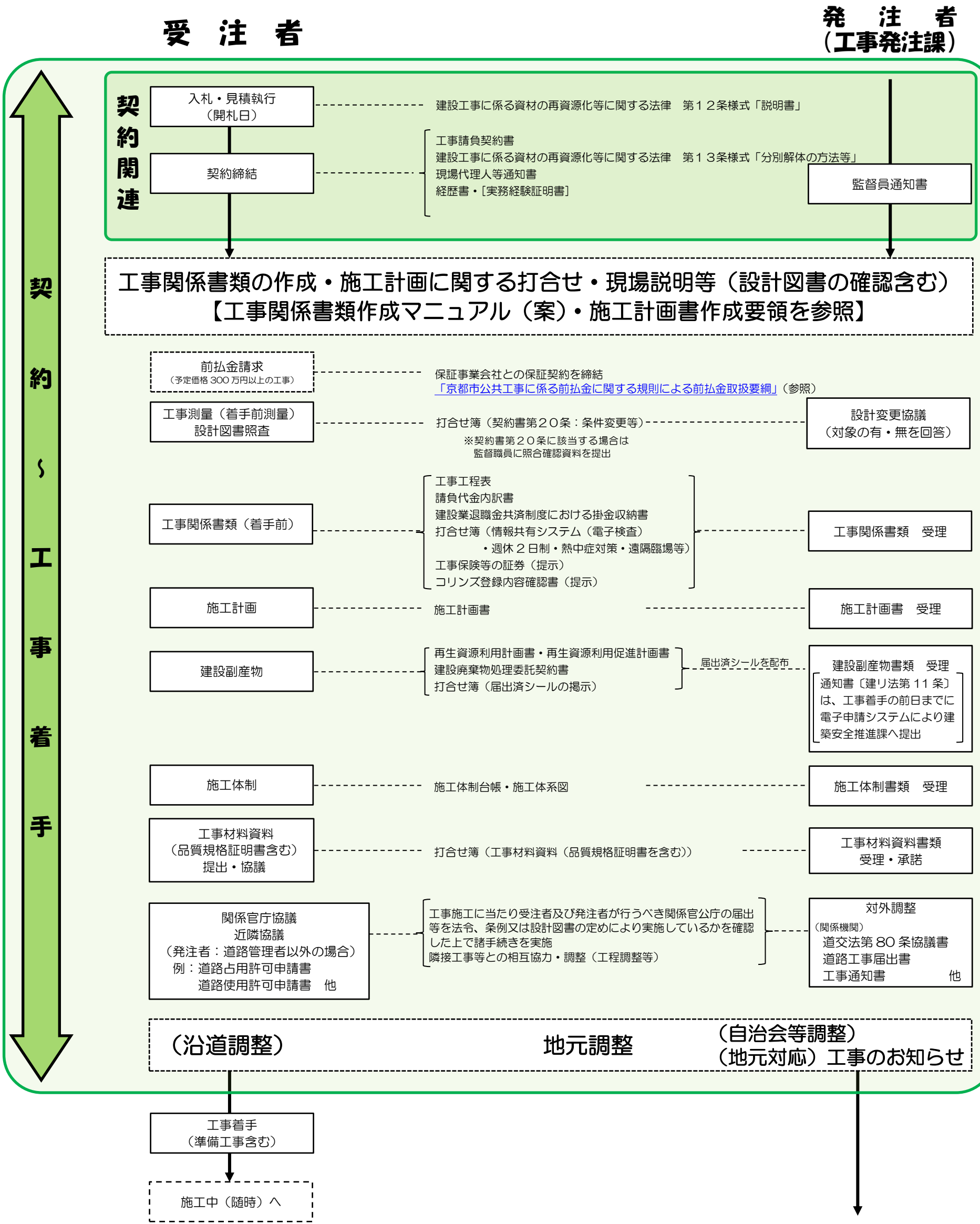
参 考

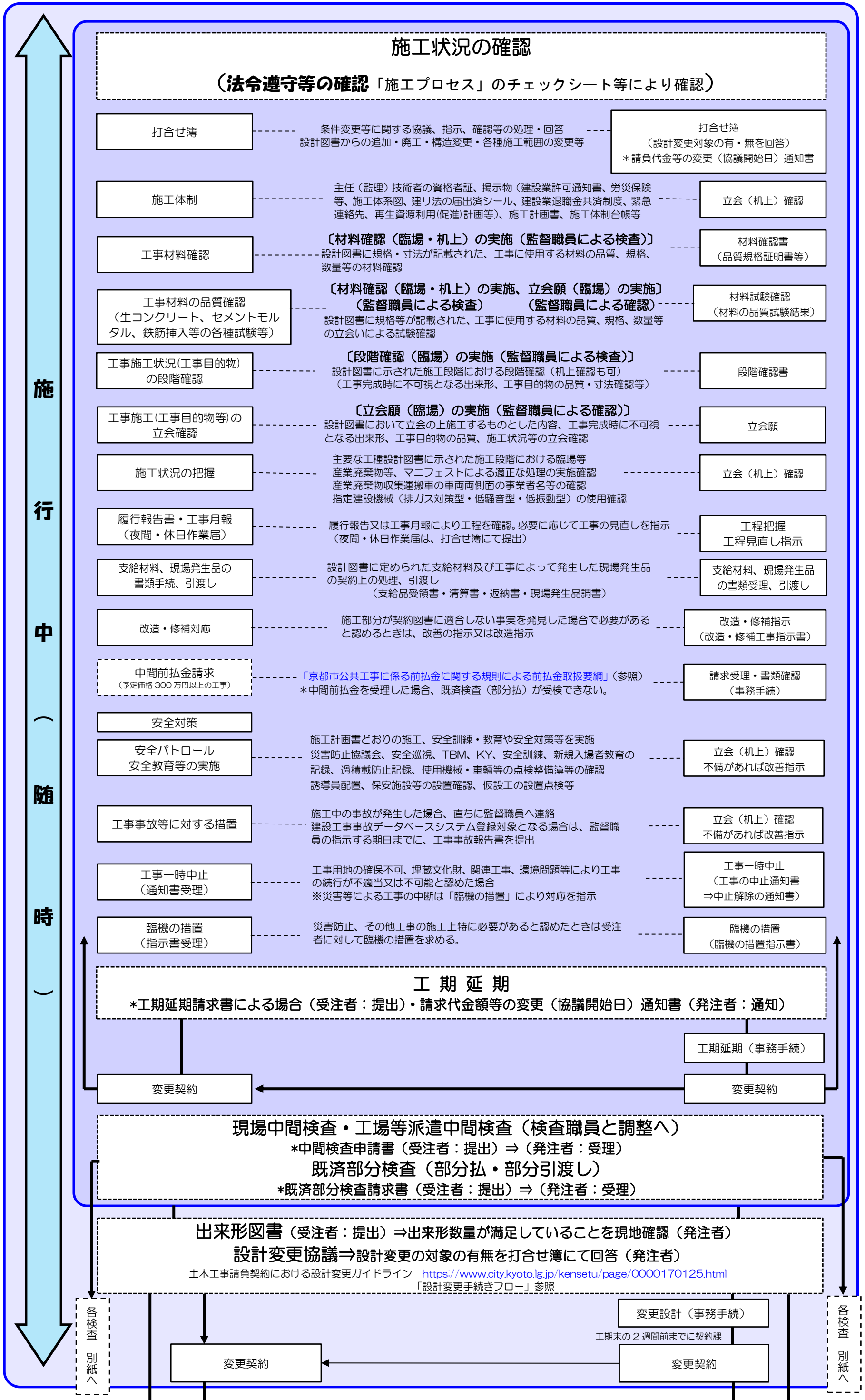
本マニュアル（案）において『本工事』、『附工事』と記載がある項目は、予算年度や予算費目ごとに設計内訳書が分かれている工事を対象としている。

受注した工事について、上記内容の該当の有無を発注者の監督職員に確認すること。

該当する場合は、工事関係書類の記載方法について、発注者の監督職員に指示を受けること。

(例) 事業の流れ ～契約から引渡しまで～





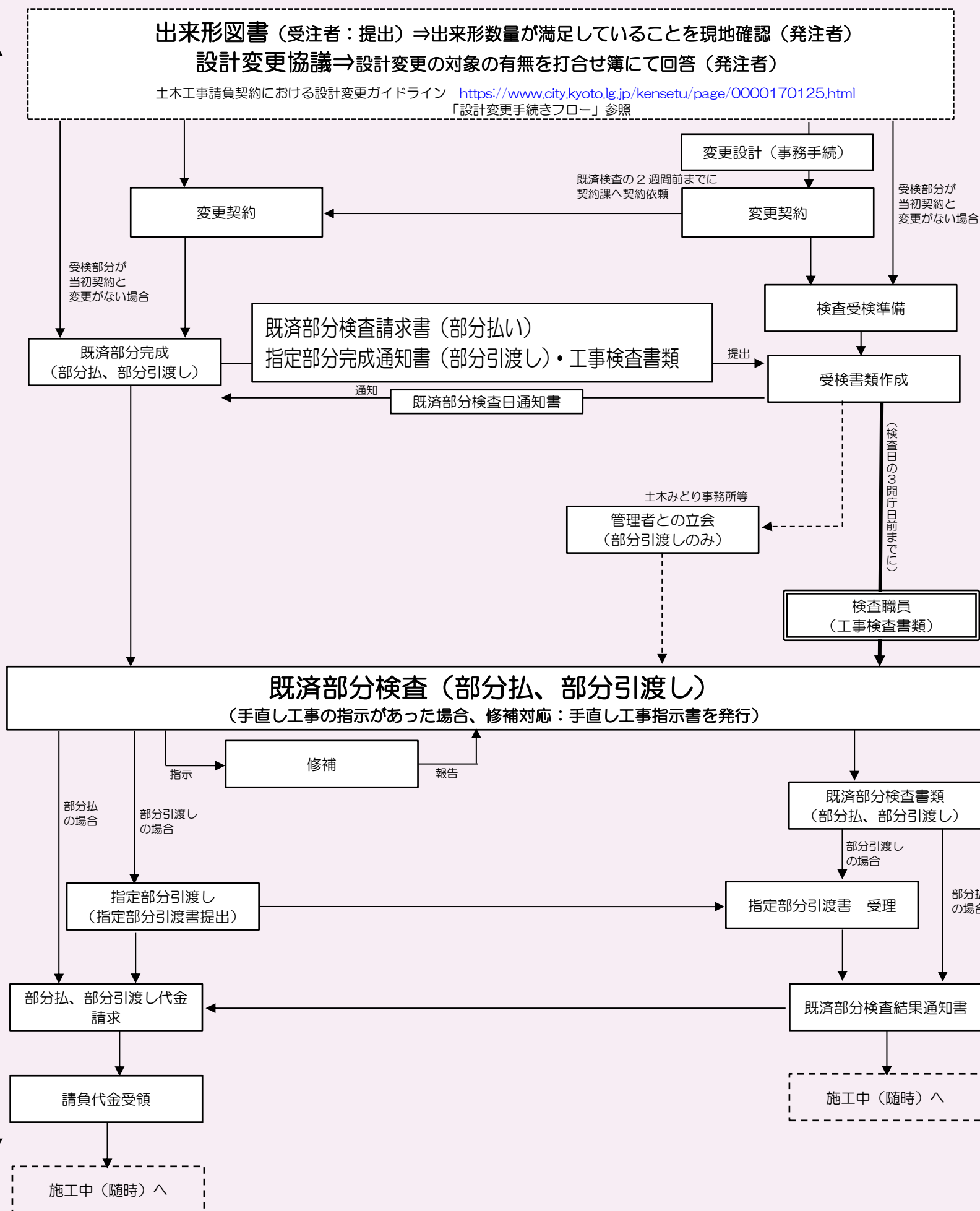
受注者

既済部分検査（部分払、部分引渡し）

＊中間前払金を受理した場合、既済検査（部分払）が受検できない。

発注者
（工事発注課）

既済部分検査
・部分払
・部分引渡し



工事関係書類作成に当たっての基本方針

■ 「紙」と「電子」の二重提出は不要

- ⇒ どちらで提出するかは工事着手前に監督職員と協議
(紙による提出は最小限とする。)
- ⇒ 情報共有システムによる電子検査を積極活用しましょう。

■ 不要な書類は作成しないこと

- ⇒ 以下、作成が不要な書類 (例)
 - ・ 工事関係書類一覧表
 - ・ 品質管理図書の工程能力図、ヒストグラムの提出は不要
(ばらつき判定の対象外工事及びばらつき判定をしない工事)
 - ・ 出来形図書の工程能力図、ヒストグラムの提出は不要
(ばらつき判定の対象外工事及びばらつき判定をしない工事)
 - ・ 段階確認を監督職員が臨場した箇所は、出来形管理写真の撮影が省略できる。また、臨場時の状況写真も不要。
(ただし、施工管理記録を段階確認書に添付する場合に限る。)
 - ・ 立会願に基づき監督職員が立会した場合は、状況写真の添付を省略できる。
(ただし、施工管理記録を立会願に添付する場合に限る。)

■ 工事打合簿「指示」は発注者が作成します。

■ 工事打合簿「協議」の添付書類は必要最小限にしましょう。

- ⇒ 根拠資料として共通仕様書・特記仕様書の添付は不要です。

■ 軽微な変更に伴う変更施工計画書の提出は不要

- ⇒ 工期 (大幅な工期変更は除く) や数量のみの変更であれば提出不要

■ 提示資料は内容確認ができればよい。

- ⇒ 提出資料と同等の丁寧な書類整理までは求めません。

検査の種類

検査の種類としては主に次の4つがあります。

(1) 完成検査（工事請負契約書第34条）

工事の完了を確認するための検査である。受注者からの完成通知日から14日以内に行う。

検査の位置付けとしては、会計法上の検査及び技術検査の両方を行う。この検査の合格を根拠として請負代金の支払、工事目的物の引渡しが行われる。

(2) 既済部分検査（部分払：工事請負契約書第40条）

工事の契約に際して部分払の条項を適用することになっている工事の場合、受注者から請求を受けた日から14日以内に行う。位置付けとしては、会計法上の検査及び技術検査（必要に応じ）を行う。この検査では支払対象部分の工事が完了しているか、支払対象の材料の購入が確保されていることを確認し、部分払金の支払をするが、これらの部分の引渡しは行われない。

(3) 既済部分検査（部分引渡し：工事請負契約書第41条）

工事の契約に際して工事の全体の完成に先立って引渡しを受けるべきこと（部分引渡し）を指定した部分（指定部分）がある場合、受注者から指定部分完成通知を受けた日から14日以内に行う。検査の位置付けとしては、会計法上の検査及び技術検査の両方を行う。この検査の指定部分の合格を根拠として、部分引渡しに係る請負代金の支払、指定部分の引渡しが行われる。

(4) 現場中間検査（土木請負工事監督・検査要綱、現場中間検査実施要領）

工事の施工の途中、発注者（監督職員）の選定する時期（施工上の重要な変化点）に行う。検査の位置付けとしては、技術検査のみを行う。出来形基準日までの技術的確認を行うものであり、代金の支払は行われない。

〔 予定価格が1億円以上かつ工期が6箇月以上の工事が対象
ただし、単純工事（維持、舗装、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は除く。 〕

第1章 工事関係書類【提出資料】について

1 契約関係

(1) 契約書（契約課と契約事務）

契約書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○「落札者決定後」 5日以内	○「工事請負契約書」（写し） 【添付書類】 ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第13条様式「分別解体の方法等」（該当工事の場合に提出） ○ 建設業許可通知書（通知書がない場合は建設業許可証明書でも可）（写し：元請業者のみ） ○ 京都市暴力団排除条例 誓約書（写し：元請業者のみ）	○ 建設業法 ○ 土木請負工事必携 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○ 京都市暴力団排除条例

【記載例】

別紙

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地
(13条様式) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合に契約書に添付する書面		

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、表記記載の工事の請負契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別

契約番号 ○○○

工 事 請 負 契 約 書

1 工事名 ○○○○工事

2 工事場所 京都市○○区○○町他地内

3 請負代金額 ○○, ○○○, ○○○円
うち取引に係る消費税及び地方消費税 ○, ○○○, ○○○ 円

4 工 期 契約の日の翌日から令和○年○月○日まで

5 契約保証金 ○○○, ○○○円

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり（この項の適用は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）

発注者及び受注者は、上記事項及び次の条項により契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発注者 京 都 市

代表者 京都市長 ○ ○ ○ ○

住所 京都市○○区○○町○番地

受注者 ○○○建設株式会社

商号又は名称 ○○○建設株式会社

代表者名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

＜工事請負契約書＞

○ 提出に関する注意点

- ・ 工事請負契約書（写し）を提出する。
変更請負契約書（写し）は、鑑のみを提出する。
- ・ 「契印」が確認できる（契印とは、2枚以上の契約書が1つの連続した文書であることを証明するもの）

○ 記載内容の注意点

- ・ 「契約番号」が記載されている。
- ・ 「工事名」、「工事場所」、「工期」が設計図書と一致している。
- ・ 「請負代金額」は、落札額（税込み）が正しく記載されている。
- ・ 地方消費税等の金額が正しく記載されている。
- ・ 受注者「印」は、代表者印を押印する。
（社印と一緒に押印されても問題ない。）

＜添付書類の注意点＞

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第13条様式「分別解体の方法等」（該当工事の場合に提出）
 - ・ 第13条様式の記載内容等は、「3 建設副産物（3）」を参照
- 建設業許可通知書（許可書がない場合は、建設業許可証明書でも可）（写し）
 - ・ 許可区分（一般建設業又は、特定建設業）、有効期間（有効期間：5年。5年ごとに更新が必要）、許可業種に間違いがないことを確認
また、有効期間が切れる場合は、更新分を提出
 - ・ 特定建設業は、当該工事全体で5,000万円以上となる下請契約の締結が可能

- 京都市暴力団排除条例 誓約書（写し）
 - ・ 150万円以上の契約を締結する場合に提出。
- 《提出書類の整理》
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「契約関係」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 《参 考》
- 提出時期に関すること。
 - ・ 京都市契約事務規則（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）
- 工事請負契約書
 - ・ 様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）（京都市入札情報館）
- 建設業許可に関すること。
 - ・ 建設業法 第3条（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000100>）
 - ・ 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部）
（<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）
- 土木請負工事必携に関すること。
 - ・ 土木請負工事必携（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 京都市暴力団排除条例 誓約書に関すること。
 - ・ 京都市暴力団排除条例（<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>）
 - ・ 京都市暴力団排除条例について
＜京都市暴力団排除条例の概要（リーフレット）＞
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
 - ・ 暴力団排除条例に規定する誓約書
第2号様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
- 再資源化について
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 第13条
（https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC00000000104_20210901_503AC00000000037）

(2) 現場代理人等通知書・変更通知書（契約課に確認後、監督職員に提出）

現場代理人等通知書・変更通知書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「落札者決定後」及び 「内容変更後」 5日以内	○ 「現場代理人等通知書・変更通知書」 （行財政局契約課へ2部提出し、受付後にその内の1部について発注者へ提出） 【添付書類：以下に該当する場合のみ提出】 ○ 現場代理人の兼任に係る誓約書 ＜例外として複数工事等を兼任する場合に提出＞ 【現場代理人等変更通知書：添付書類】 ○ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者 真にやむを得ない理由等を確認できる書類 （死亡、重篤な傷病、退職、育児等）又は、工事担当課と事前に合意したことを確認できる打合せ簿等（受注者の責によらない工期延期等） ○ 現場代理人 工事担当課と事前に合意したことを確認できる打合せ簿等	○ 建設業法 ○ 工事請負契約書

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 1 一般事項 第5条 「現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：配置技術者／現場代理人、監理技術者、主任技術者等」

【記載例】

現場代理人等通知書・変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

商号又は名称 株式会社〇〇〇

現場代理人等を定め、又は変更したので、契約書の規定に基づいて通知します。

契約番号	No. 〇〇〇	当初契約年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事等名	〇〇〇〇工事		
元請金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（税込）		
下請予定金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（税込）		
【複数件一括契約の場合】 全ての契約の下請予定金額 の合計	円（税込）	【複数件一括 契約の場合】 他の契約番号	

※ 「下請予定金額」欄には、工事の下請金額を記入してください。5千万円（建築一式工事では8千万円）以上となる場合は、法令上、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要です。

現場代理人	氏名 〇〇
監理技術者	氏名 〇〇
☐ 監理技術者補佐	
☐ 主任技術者	氏名 〇〇

※ 契約課用と工事担当課用の各1部を契約課に持参してください。（複数件一括契約の場合は、それぞれに部数を留意してください。）

<現場代理人等通知書・変更通知書>

○ 記載内容の注意点

- ・ 「年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 「商号又は名称」、「契約番号」、「当初契約年月日」、「工事等名」、「元請金額（消費税込み）」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「下請予定金額」は、建設業法上の建設工事に係る1次下請予定金額を記載する。
（警備、資材納入、運搬、測量、調査等は、対象外）
- ・ 変更時の「元請金額」や「下請予定金額」は、直近のものを記載する。
- ・ 「変更通知書」の提出は、配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者等）が変更になった場合のみとする。
- ・ 各種法令等に基づき「配置技術者」を設置する。

《配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）の注意点》

- 現場代理人は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼ねることができる。
- 17 ページの表に基づき、配置技術者（主任技術者、監理技術者等）を配置する。
- 工期中に下請契約金額の合計が5,000万円以上となった場合は、主任技術者から監理技術者へ変更しなければならない。

《配置技術者（現場代理人）の兼任に係る注意点》

- 請負金額（税込）が4,500万円未満であり、工事請負契約書第12条第4項が遵守される場合のみとなる。

《配置技術者（専門技術者）の注意点》

- 建設業法第26条の2に該当する場合は、配置技術者（専門技術者）を配置する。
 - ・ 資格要件は、主任技術者と同様である。
 - ・ 資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者を兼任できる。
- 専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要。

《配置技術者（監理技術者の兼任、監理技術者補佐）の注意点》

- 入札公告において、監理技術者の兼任に関する特例対象工事に該当する場合のみ、監理技術者が、2つの工事を兼任することが可能（京都市監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任に係る運用基準の要件を満たす工事のみ兼任可能）となるとともに、監理技術者補佐の配置も可能となる。
- 監理技術者補佐の資格要件は、以下である。
 - ・ 建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
 - ・ 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「契約関係」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）

《参 考》

- 提出時期に関すること。
 - ・ 京都市契約事務規則（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）
- 配置技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者等）の設置に関すること。
 - ・ 建設業法 第19条、第26条
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000100>）
 - ・ 工事請負契約書 第12条＜様式 工事請負契約書＞
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）（京都市入札情報館）
 - ・ 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部）
（<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）
- 現場代理人等通知書・変更通知書
 - ・ 様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
- 配置技術者（監理技術者の兼任、監理技術者補佐）の配置に関すること。
 - ・ 京都市監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任に係る運用基準
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）
- 現場代理人の兼任に係る誓約書
 - ・ 様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
- 現場代理人及び配置技術者（主任技術者、監理技術者、専門技術者等）の変更に關すること。
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項 第5条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

配置技術者（主任技術者、監理技術者）の配置について

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計		5,000万円*1以上	5,000万円*1未満	5,000万円*1以上は下請契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,500万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし	

*₁：建築一式の場合8,000万円 *₂：P10参照 *₃：建築一式の場合9,000万円

建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて 国土交通省 中部地方整備局から引用

(3) 経歴書（契約課に確認後、監督職員に提出）

経歴書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「落札者決定後」及び「内容変更後」5日以内 【現場代理人等通知書・変更通知書に添付して提出】	○ 「経歴書」 （行財政局契約課へ2部提出し、受付後にその内の1部について発注者へ提出） 【添付書類】 ○ 技術者の資格要件（写し） ＜監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐のみ提出＞ ○ 監理技術者資格者証（写し：両面） ＜監理技術者のみ提出＞ ○ 実務経験証明書（契約課様式） ＜技術者の資格要件が実務経験の場合に提出＞ ○ 指定学科の卒業証明書（写し） ＜技術者の資格要件が指定学科の場合に提出＞ ○ 雇用確認ができる書類（写し）	○ 建設業法 ○ 工事請負契約書

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 1 一般事項 第5条 「現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：配置技術者／現場代理人、監理技術者、主任技術者等」

【記載例】

経 歴 書	
氏名	建設 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
1 指定学科卒業歴	
昭和〇〇年〇〇月	〇〇〇 〇〇学科 卒
2 国家資格等	
平成〇〇年〇〇月	一級土木施工管理技士 No. 〇〇〇〇〇〇
3 職歴	
平成〇〇年〇〇月	株式会社〇〇〇 入社

＜経歴書＞

○ 記載内容の注意点

- ・ 「氏名」、「生年月日」は、現場代理人、監理技術者、主任技術者等となる者を記載する。
- ・ 「国家資格等」は、下記の注意書きを参照し、記載する。
- ・ 現場代理人と配置技術者（監理技術者、主任技術者等）が異なる場合は、それぞれ提出する。
- ・ 配置技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）が変更となった場合は、経歴書を新たに提出する。
- ・ 各種法令等に基づき「配置技術者」を設置する。

＜添付書類の注意点＞

□ 技術者の資格要件（写し）について

- ・ 各技術者（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）に該当する資格要件（写し）を提出する。また、法令による免許・資格等（写し）は、名称、等級、種別及び登録（合格）番号等が確認できること。

□ 監理技術者資格者証（写し：両面）について

- ・ 監理技術者資格者証の裏面に、監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、監理技術者講習修了証も添付する。

□ 実務経験証明書（契約課様式）について＜技術者の資格要件が実務経験の場合に提出＞

- ・ 下記、《参考：実務経験証明書の様式》に、記載されている注意書きを参照して記載する。

- 雇用確認ができる書類（写し）について
 - ・ 現場代理人及び各技術者（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）においては、元請業者に雇用されていることが確認できる書類（写し）を提出する。
例：健康保険証、監理技術者資格者証等（写し） ただし、会社名が確認できること。（健康保険証等（写し）の提出に当たっては、個人情報保護の観点から被保険者等記号・番号等にマスキングを実施する。）
 - ・ 代表者が自ら現場代理人及び各技術者（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）となる場合は、建設業許可通知書（通知書がない場合は建設業許可証明書でも可）（写し）の代表者名にて確認ができれば提出不要とする。
- 《提出書類の整理》
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「契約関係」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 《参 考》
- 提出時期に関すること。
 - ・ 京都市契約事務規則（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）
- 経歴書について
 - ・ 様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
- 実務経験証明書について
 - ・ 様式（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>）
- 現場代理人及び配置技術者（主任技術者、監理技術者、専門技術者等）の配置に関すること。
 - ・ 建設業法 第19条、第26条
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000100>）
 - ・ 工事請負契約書 第12条＜様式 工事請負契約書＞
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>） （京都市入札情報館）
 - ・ 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部）
（<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）
- 現場代理人及び配置技術者（主任技術者、監理技術者、専門技術者等）の変更に関すること。
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項 第5条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 監理技術者に関すること。
 - ・ 一般財団法人 建設業技術者センター
（<https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html>）

配置技術者（主任技術者、専門技術者）の資格要件について
【指定学科＋実務経験者の場合】

	卒業後の実務経験
①高等学校の指定学科卒業	5年以上
②専門学校の指定学科卒業	
③高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
④専門学校の指定学科卒業かつ 専門士もしくは高度専門士の 称を付与された者	
⑤短期大学の指定学科卒業	
⑥大学の指定学科卒業	
⑦上記以外の学歴の場合	10年以上

【記載例】既済部分検査（部分引渡し）があり、設計図書にて本工事と附工事等が区分されている場合

工種	種別	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
準備工										
道路土工										
ブロック舗装工 (附工事のみ)										
アスファルト 舗装工										
区画線工										
引渡し部分		(引渡日 ○月○日)								
道路土工										
排水構造物工 (本工事のみ)										
アスファルト 舗装工										
区画線工										

- 既済部分検査（部分引渡し）がある場合について
- 部分引渡しに該当する各工種が、引渡日までに施工完了することが分かるように記載する。
また、引渡日を工程表に記載する。
 - 部分引渡しに該当しない施工部分と部分引渡しに該当する施工部分を区別して工程表に記載する。
- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合について
- 本工事のみ又は附工事のみとなる工種については、工種欄等に分かるよう、「(本工事のみ)」又は「(附工事のみ)」と記載する。

(5) 請負代金内訳書

請負代金内訳書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「契約締結後」及び「変更契約締結後」原則14日以内	○ 「請負代金内訳書」 (打合せ簿により提出)	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書 ○ 公共工事入札契約適正化法

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」

【記載例】

様式 1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

請 負 代 金 内 訳 書

京都市長 〇〇 〇〇 様

受注者 住 所 京都市〇〇区〇〇町〇番地
〒〇〇〇 〇〇 〇〇

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()		
工 事 名	〇〇〇工事		
(内 容)	請負代金内訳書について		
金額	〇月〇〇日		

処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。	令和 年 月 日
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☒ 受理 します。	
	令和 年 月 日		

総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
			〇〇	〇〇

＜請負代金内訳書＞

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「請負代金内訳書について」と記載する。変更の場合は、「請負代金内訳書（変更）について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」

発注者は、「受理」をする。

○ 記載内容の注意点（請負代金内訳書）

- ・ 「年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 受注者の「住所」、「商号又は名称及び代表者名（職名・氏名）」、「工事名」、「契約年月日」、「工期」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 情報共有システムを利用した場合は、現場代理人の記名が不要となる。
- ・ 工期開始日は、契約日の次の日とする。
- ・ 「請負代金内訳書（変更）」の提出は、変更契約日を契約年月日に記載する。また、工期は直近の契約工期を記載する。

《作成に当たっての注意点》

- 契約内容（工種、種別、細別、規格等）が当該様式に収まらない場合は、「別紙」に記載してもよい。その場合は、「3 工期」の下に「別紙のとおり」と記載する。
- 契約内容（費目、工種、種別、細別、規格、単位、員数）は、契約締結した設計内訳書と同様の内容を記載する。
- 契約書の請負代金額（消費税込み）を、工事費計にする。
- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る、法定福利費の金額が判別できるように記載する。また、法定福利費の金額は、《参考：「建設業者の社会保険未加入対策 庁内向け運用マニュアル」法定福利費の割合》に記載されている「各工種における工事価格に占める法定福利費の平均割合（％）」から大きく下回らない金額にする。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「契約関係」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

□ 請負代金内訳書について

- ・ 様式（請負代金内訳書、打合せ簿）＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- ・ 京都市概略発注方式の試行要領＜請負代金内訳書＞ 記載例
([https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/60-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/60-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html))
- ・ 工事請負契約書 第3条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)（京都市入札情報館）
- ・ 土木工事共通仕様書 3-1-1-1（請負代金内訳書）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第12条
(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC00000000127_20210901_503AC00000000037)

□ 法定福利費の金額明示について

- ・ 工事請負契約書 第3条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)（京都市入札情報館）
 - ・ 国土交通省 建設市場整備 建設業における社会保険加入対策 請負代金内訳書への法定福利費の明示
＜4 法定福利費を内訳明示した見積書 （6）請負代金内訳書への法定福利費の明示＞
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)
 - ・ 国土交通省 建設市場整備 建設業における社会保険加入対策について
＜7 さらに詳しく ○法定福利費関係：標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について（令和3年12月1日）＞
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)
- 建設業者の社会保険未加入対策 庁内向け運用マニュアル（令和7年4月23日改定）
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>)

請負代金内訳書の記載例 【概略発注方式の場合】

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
A1工		式	1				
A2工		式	1				
A3工		式	1				
B工	×××××××	m	1,000				（概）
C工	〇〇〇〇	m2	100	10	1,000		
D2工		式	1				
D3工		式	1				
E工	△△△△△	箇所	10				（概）
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 （概略発注工を除く 直接工事費の〇〇％以内）		式	1		10,100		（概）を 参照

＊ 概略発注工に選択されている細別の金額は、まとめて概略発注工の欄に金額を計上する。

(6) 建設業退職金共済制度における掛金収納書

建設業退職金共済制度における掛金収納書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「建設業退職金共済制度の掛金収納書」、「理由書」、「理由書に係る公的文書」 上記書類は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則「契約締結後」1箇月以内(電子申請方式：原則40日以内) ○ 「辞退届」、「辞退届に係る公的文書」 上記書類は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則「下請負契約締結後」1箇月以内	○ 「建設業退職金共済制度の掛金収納書」(「紙媒体の場合：掛金収納書」を貼ったものを提出) (打合せ簿により提出する) 【添付書類：下記に該当する場合のみ提出】 <受注者：証紙を購入しない場合又は使用しない場合> ○ 理由書 ○ 理由書に係る公的文書(写し) <下請業者：証紙を使用しない場合> ○ 辞退届(写し)、 ○ 辞退届に係る公的文書(写し)	○ 中小企業退職金共済法 ○ 土木工事共通仕様書

特記仕様書(全工事共通編) 該当項目 2 契約に関する事項 第7条 「建設業退職金共済制度」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」

【記載例】

The image shows three overlapping document examples:

- Top document:** A cover sheet titled "建設業退職金共済制度の掛金収納書 (電子申請方式)" (Construction Industry Retirement Savings System Contribution Collection Book (Electronic Application Method)). It includes fields for the contribution agreement number and the contractor's name.
- Middle document:** A receipt form titled "建設業退職金共済制度の掛金収納書". It includes fields for the contractor's name, the project name, and the contractor's address.
- Bottom document:** A ledger titled "工事打合せ簿" (Work Meeting Ledger). It includes a table for recording work items, with columns for the contractor, the project name, and the date. The table is partially filled with handwritten information.

＜建設業退職金共済制度の掛金収納書＞

○ 記載内容の注意点(打合せ簿)

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日(受理日)を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「建設業退職金共済制度の掛金収納書について」と記載する。追加購入により提出する場合も上記と同様に記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。

○ 記載内容の注意点 (建設業退職金共済制度の掛金収納書)

＜電子申請方式＞

- ・ 「発注者名」は、京都市と記載する。
- ・ 「元請契約の工事番号及び工事名」、「総工事費」は、工事請負契約書を参照して記載する。(工事番号は、工事請負契約書の契約番号を記載)

＜紙媒体の場合＞

- ・ 「受注者」、「工事番号及び工事名」、「総工事費」、「受注者(元請)：住所、名称」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「共済証紙購入額」は、掛金収納書の合計金額を記載し、「掛金収納書」の原本を、提出用台紙に貼ること。

＜電子申請、紙媒体：共通＞

- ・ 「共済契約者番号」は、「受注者(元請)」の番号を記載する。

- 「発注者名」は、京都市と記載。
- 「元請負契約の工事番号及び工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
(工事番号は、工事請負契約書の契約番号を記載)

記載例) 契約番号：〇〇〇
歩道整備工事

《提出に当たっての注意点》

- 工事請負契約時の証紙購入の目安は、下記《参考：「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について」(国土建労第647号平成30年9月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長) 別紙2 共済証紙購入の考え方》で示されている表を参考にする。
- 「建設業退職金共済制度の掛金収納書」(紙媒体)については、当該工事における共済証紙購入の考え方に該当する□にチェックをしたうえ、必要事項(就労予定人数、購入率等)を記載する。
- 工事途中で証紙が不足した場合は、追加購入をすること。追加購入分の提出に当たっては、当初購入時と同様の方法で提出する。

《添付書類の注意点》

- 「理由書」、「辞退届」の様式は問わない。なお、26ページと27ページに、参考として様式を添付している。
- 「理由書に係る公的文書」、「辞退届に係る公的文書」については、証紙の交付を受けない「理由」及び「辞退」に沿った文書(写し)を提出する。
例：自社の退職金制度(社内規約、規程等)、中退共加入証明書、各種退職金制度の加入証明書等

《以前に受注した工事で購入した余りの証紙を使用する場合》

- 以前の工事における掛金収納書(写し)と証紙受払資料(写し)により、当該工事で使用できる証紙の在庫を示す資料を提出する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「契約関係」のファイルにまとめる。
(「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照)
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 建設業退職金共済制度の履行について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-41 (保険の付保及び事故の補償)
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 建設業退職金共済制度、建設業退職金共済制度の掛金収納書(様式)について
 - ・ 特記仕様書(全工事共通編)2 契約に関する事項 第7条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について
 - ・ 国土建労第647号平成30年9月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
＜共済証紙購入の考え方について＞
(<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/302629/tuuti.pdf>)
- 建設業退職金共済制度について
 - ・ 厚生労働省 分野別の政策一覧 中小企業退職金共済制度 特定業種退職金共済制度
建設業退職金共済制度
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/taisilyokukin_kyousai/kensetsu/)
 - ・ 建設業退職金共済事業本部
(<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>)
 - ・ 中小企業退職金共済法
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000160>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

《参 考：様 式》 建設業退職金共済制度の「理由書」

令和 年 月 日

監督職員への提出日（受理日）を記載

京都市長

様

情報共有システムを用いない場合は、現場代理人欄に記名（署名又は押印含む）すること。

受注者 住 所
商号又は名称
代表者名
現場代理人

建設業退職金共済証紙不交付理由書

工 事 名：

標記工事における建設業退職金共済証紙について下記の理由により交付をいたしません。

不交付理由：

社内規約・規定等の写しを添付する。

1 自社に退職金制度がある

中退共加入証明書の写しを添付する。

2 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である

3 その他の退職金制度「

」に加入している

各制度の加入証明書類の写しを添付する。

4 その他「

」

《参 考：様 式》 建設業退職金共済制度の「辞退届」

元請業者への提出日（受理日）を記載

令和 年 月 日

（元請業者）

様

下請業者 住 所
商号又は名称
代表者名

建設業退職金共済証紙交付辞退届

工 事 名：

標記工事における建設業退職金共済証紙について下記の理由により交付を
辞退させていただきます。

交付辞退理由：

社内規約・規定等の写しを添付する。

1 自社に退職金制度がある

中退共加入証明書の写しを添付する。

2 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である

3 その他の退職金制度「

」に加入している

各制度の加入証明書類の写しを添付する。

4 その他「

」

(7) 完成通知書

完成通知書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「工事完成の日」	○ 「完成通知書」	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書
【記載例】 様式 12 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完 成 通 知 書 京都市長 〇 〇 〇 〇 様 受注者 住 所 京都市〇〇区〇〇町〇番地 商号又は名称 株式会社〇〇〇 代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇 現 場 代 理 人 〇〇 〇〇 下記工事は令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって完成したので工事請負契約書に基づき通知します。 記 1 工 事 名 〇〇〇〇工事 2 請負代金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 3 当初契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 4 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで <完成通知書> ○ 記載内容の注意点 ・ 「年月日」は、監督職員への提出日（受理日：工事完成の日）を記載する。 ・ 受注者の「住所」、「商号又は名称」及び「代表者名（職名・氏名）」は、工事請負契約書を参照して記載する。 ・ 情報共有システムを利用した場合は、現場代理人の記名が不要となる。 ・ 「完成年月日」は、工事完成の日を記載する。なお、「年月日」（右上）と同日とする。 ・ 「工事名」、「当初契約年月日」は、工事請負契約書を参照して記載する。 <「請負代金額」> ・ 当初契約から変更のない場合は、工事請負契約書の請負代金額（消費税込み）を記載する。 ・ 変更契約をしている場合は、最終の変更請負代金額（消費税込み）を記載する。 <「工期」> ・ 当初契約から変更のない場合は、工事請負契約書を参照して記載する。 ・ 変更契約をしている場合は、最終の変更工期を記載する。（工期開始日は、契約日の次の日とする） 《工事完成の日とは：土木工事共通仕様書 1-1-1-22（工事完成検査）》 □ 以下の要件を、全て満たしていること。 ・ 設計図書（追加、変更を含む）に示されている全ての工事が完成している。また、設計数量を出来形数量が満たしている。併せて、品質管理及び出来形管理においても、規格値を満足している。 ・ 監督職員が改造（工事の施工が設計図書に適合しない場合）を請求した場合は、その改造が完了している。 ・ 「完成検査に必要な工事関係書類一覧表」に関する全ての資料が整備され不備がない。 ・ 最終変更契約を発注者と締結している。 《提出に当たっての注意点》 □ 完成通知書の受理日（工事完成の日）から14日以内（受理日を含む）に検査を受検すること。ただし、3月に検査を受検する工事は、工事予算の制約上、年度内に検査を受検することが条件となっている工事もある。そのため、3月に検査を受検する工事は、事前に監督職員に検査日の考え方を確認する。なお、工期内に検査を受検することが基本である。 《提出書類の整理》 □ 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を活用する。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）		

《参 考》

□ 完成通知書について

- ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

□ 検査（工事完成検査）、監督職員が請求した改造（工事の施工が設計図書に適合しない場合）について

- ・ 工事請負契約書 第19条、第34条＜様式 工事請負契約書＞

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)（京都市入札情報館）

- ・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－22（工事完成検査）、3－1－1－8（技術検査）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

(8) 総合評価方式技術提案一覧表

総合評価方式技術提案一覧表の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○「施工計画書」と同時提出	○「総合評価方式技術提案一覧表」 (打合せ簿により提出する) 【添付資料】 ○ 技術提案の内容が分かる資料	○ 建設局総合評価方式 ガイドライン

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 1 一般事項 第7条 「総合評価方式における提案内容の履行確保」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：総合評価」

【記載例】

総合評価方式技術提案一覧表	
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所 事業課（所）	京都市〇〇区〇〇町他地内 〇〇〇〇課
受注者	〇〇〇建設株式会社
工 期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
当初請負金額（税込）	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
施工計画の評価項目	工程管理・安全管理・品質管理・環境への配慮・その他（ ）

番 号	技術提案項目	確認時期 (要 求 期 間)	備考
			本工事のみ
			本工事のみ

様式 8-1

工 事 打 合 簿	
発 議 者	□発注者 □受注者 発議年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
発議事項	□指示 □協議 □通知 □承諾 □報告 □提出 □その他（ ）
工 事 名	〇〇〇〇工事
(内 容)	総合評価方式技術提案一覧表について
発注者・受注者 印・署名・日	上記について □指示 □承諾 □協議 □提出 □受理 □します。 □その他（ ） 令和 年 月 日
	上記について □承諾 □協議 □提出 □報告 □受理 □します。 □その他（ ） 令和 年 月 日
総括 監督員	主任 監督員
担当 監督員	現場 代理人
	主任 (監理) 技術者
	〇〇

＜総合評価方式技術提案一覧表＞

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・「発議者」は、受注者とする。
- ・「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・「発議事項」は、「提出」とする。
- ・「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・「内容」は、「総合評価方式技術提案一覧表について」と記載する。
- ・「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。

○ 記載内容の注意点 （総合評価方式技術提案一覧表）

- ・「工事名」、「工事場所」、「受注者」、「工期」、「当初請負金額（税込）」は、工事請負契約書を参照して記載する。
(工期開始日は、契約日の次の日とする)
- ・「事業課（所）」は、発注所属を記載する。
- ・「施工計画の評価項目」は、該当する項目に「○」を記載する。ただし、総合評価方式に伴い、提出した「技術資料提出書」に基づき、該当する項目に「○」を記載する。
- ・「技術提案項目」は、総合評価方式に伴い、提出した「技術資料提出書」に基づき、項目ごとに記載する。
なお、技術提案項目に漏れがないよう注意する。
- ・「確認時期」は、監督職員と履行状況を確認（臨場又は机上）する予定時期を記載する。

＜提出に当たっての注意点＞

□ 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合

- ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する技術提案項目は、備考等に「本工事のみ」又は「附工事のみ」と記載する。

□ 技術提案の内容が分かる資料について

- ・ 技術提案項目別に提出する。なお、提出漏れがないよう注意する。

- **施工計画書への記載（技術提案項目）**
 - ・ 全ての技術提案項目を、施工計画書に記載する。また、技術提案した内容をそのまま添付するのではなく、工種ごと等に提案した内容を踏まえ詳細に記載する。
 - ・ 施工計画書作成要領（総合評価方式で契約した工事について、（14）その他等）を確認する。
- **《技術提案項目の履行確認の注意点》**
- 監督職員との履行状況確認について
 - ・ 段階確認（臨場・机上）又は立会願にて履行状況を確認する。なお、全ての技術提案項目を必ず確認する。
- **《技術提案項目の不履行に係る注意点》**
- 技術提案項目の不履行時のペナルティについて
 - ・ 下記、《参考：「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」（Ⅲ 総合評価方式の実施 7 履行確保とペナルティについて）》に記載があるため、不履行時のペナルティを確認する。
- **《提出書類の整理》**
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を活用する。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。
- **《参 考》**
- 総合評価方式技術提案一覧表について
 - ・ 様式＜総合評価方式ガイドライン＞
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html)
- 施工計画書への記載について
 - ・ 施工計画書作成要領（総合評価方式で契約した工事について、（14）その他等）
 ＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)
- 技術提案項目の不履行時のペナルティについて
 - ・ 「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」（Ⅲ 総合評価方式の実施 7 履行確保とペナルティについて）
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html)
- 総合評価方式における提案内容の履行確保について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）1 一般事項 第7条
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

2 施工体制

(1) 施工体制台帳

施工体制台帳の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
【下請契約を締結した場合】 ○ 「当初」は工事着手前まで ○ 「変更が生じた場合」は速やかに	○ 提出様式は、34 ページ（参考：「施工体制台帳の作成等について【施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿含む】」の様式、作成例から使用する。） （打合せ簿により提出する） ○ 「施工体制台帳」（下請負人に関する事項を含む。） ○ 「再下請負通知書」 ○ 「作業員名簿」（警備業以外、全ての施工業者） 以下、下請負人に関する提出書類一覧 【添付書類：以下の書類、該当する場合のみ提出】 ○ 建設業許可通知書（通知書がない場合は建設業許可証明書でも可）（写し） ○ 契約書、注文書、注文請書（写し） ○ 主任技術者の資格要件（写し） ＜技術者の資格要件が実務経験の場合に提出＞ ○ 実務経験証明書 ○ 指定学科の卒業証明書（写し：必要に応じて） ○ 主任技術者の雇用確認ができる書類（写し） ＜交通誘導員Aを配置する場合＞ ○ 交通誘導警備検定合格証（1 級又は2 級）（写し） ＜1 50 万円以上の下請契約を締結した場合に提出＞ ○ 京都市暴力団排除条例 誓約書（写し）	○ 建設業法 ○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書 ○ 公共工事入札契約適正化法 ○ 京都市暴力団排除条例
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 1 一般事項 第3 条 「資材及び労務等の調達」 3 施工管理に関する事項 第1 1 条 「施工体制台帳」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」 ・ 「施工体制：配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者等」		

【記載例】

＜施工体制台帳＞

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「施工体制台帳について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。

○ 記載内容の注意点（作業員名簿）

＜参考：施工体制台帳（下請負人に関する事項を含む。）、再下請負通知書、作業員名簿について：「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」（国土交通省近畿地方整備局建政部）＞の施工体制台帳の記載例を参照して記載する。なお、各作業員の資格、免許等の写しは提出不要である。

	○ 提出に関する注意点 警備業は、建設業ではないが現場の安全管理上、重要であることから、警備会社と下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成する。
《内容変更の対応について》 □ 「施工体制台帳」（下請負人に関する事項を含む）、「再下請け通知書」について 下請金額の変更及び工期変更等により、上記書類の内容が変更された場合は、変更内容が判別できるよう、新たに提出する。また、変更内容が判別できる書類も併せて提出する。 （例）下請金額の変更 「契約書」、「注文書」、「注文請書」を提出 （例）工期の変更： - 元請負人と下請負人との工期変更を確認した書類を提出。（工期変更の内容が確認できれば、様式は問わない。） （例）下請金額の変更による技術者変更（元請負人による下請金額が5,000万円以上） - 監理技術者資格者証（写し：両面）を提出。なお、監理技術者資格者証の裏面に、監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、監理技術者講習修了証も添付する。 《作業員名簿について》 □ 「作業員名簿」の記載について - 当該工事に従事する労務者を全て記載する。なお、元請業者も記載する。 - 元請負人と下請負人に対する、社会保険の加入及び法定福利費の明示に伴い、各労務従事者の各種保険及び各種共済制度欄は漏れなく記載する。 □ 外国人が従事する場合は、以下の在留資格を確認したうえ、施工体制台帳の「外国人の従事状況」に「有・無」を明記する。また、以下の在留資格資料は、監督職員に提示して確認を得ること。 1号特定技能外国人：特定産業分野（建設分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 - 外国人技能実習生：日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもの。 期間は最長5年で技能等の修得は、技能実習計画に基づいて実施され、技能実習制度の区分に応じた在留資格 《下請負人に関する添付書類の提出に当たっての注意点》 □ 建設業許可通知書（通知書がない場合は建設業許可証明書でも可）（写し） - 下請契約を締結した全ての建設業者において提出する。また、下請負契約期間内に建設業法の許可の有効期間が満了する場合は、更新分も提出する。 - 下請契約金額が500万円未満であれば、建設業の許可を要しない業者と下請契約の締結が可能となるが、主任技術者の資格要件が満たされていることを確認する。 □ 契約書、注文書、注文請書（写し） - 元請負人と下請負人との契約を締結した全ての「契約書」、「注文書」、「注文請書」を提出する。 「注文請書」については、内訳書も提出する。また、内訳書には、「法定福利費」の金額が判別できるように記載する。 - 元請負人と下請負人との契約締結金額が、4,500万円以上となる場合は、両者の主任技術者は専任となる。 □ 主任技術者の資格要件（写し） - 下請契約を締結した全ての建設業者において、主任技術者に該当する資格要件（写し）を提出する。 - 法令による免許・資格等の写しについては、名称、等級、種別及び登録（合格）番号等が確認できること。 □ 実務経験証明書（契約課様式）＜技術者の資格要件が実務経験の場合に提出＞ 《参考：実務経験証明書の様式》に、記載されている注意書きを参照して記載する。 □ 主任技術者の雇用確認ができる書類（写し） - 主任技術者においては、自社業者に雇用されていることが確認できる書類（写し）を提出する。 例：健康保険証、監理技術者資格者証等（写し）ただし、会社名が確認できること。 （健康保険証等（写し）の提出に当たっては、個人情報保護の観点から被保険者等記号・番号等にマスキングを実施する）	

- ・ 代表者が自ら主任技術者となる場合は、建設業許可通知書（通知書がない場合は建設業許可証明書でも可）（写し）の代表者名にて確認ができれば提出不要とする。

□ 京都市暴力団排除条例 誓約書（写し）

- ・ 施工体制台帳に記載される業者において、150万円以上の契約締結をした場合は、京都市暴力団排除条例 誓約書（写し）を提出する。

《警備業の施工体制台帳及び添付書類の提出に当たっての注意点》

□ 施工体制台帳（下請負人に関する事項）及び再下請負通知書について

- ・ 警備業は、建設業ではないため、様式の記載項目の全ては一致しないが、可能な範囲で記載する。
- ・ 施工体系図に記載が必要となる「主任技術者名」（資格内容）、「安全衛生責任者名」は必ず記載する。

□ 警備業の添付書類の提出について

- ・ 警備業法「認定書」（写し）
工事施工期間中に有効期限を満了する場合は、更新分も提出する。
- ・ 元請負人との契約書（写し）
- ・ 交通誘導員の資格要件（写し）
交通誘導員において、資格取得をしている場合は、資格証等の写しを提出する。
例：交通誘導警備検定合格証、警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・ 交通誘導員の雇用確認ができる書類（写し）
交通誘導員において、自社業者に雇用されていることが確認できる書類（写し）を提出する。
例：健康保険証等（写し） ただし、会社名が確認できること。
（健康保険証等（写し）の提出に当たっては、個人情報保護の観点から被保険者等
記号・番号等にマスキングを実施する）

《京都市暴力団排除条例の注意点》

□ 京都市暴力団排除条例 誓約書の記載及び保管について

- ・ 施工体制台帳に記載されない業者（物品納入業者等も含む）においても、150万円以上の契約締結をする場合は、京都市暴力団排除条例 誓約書を記載する。また、誓約書の提出先及び保管先は、
《参考：「京都市暴力団排除条例について 京都市暴力団排除条例の概要（リーフレット）」を参照する。

《提出書類の整理》

□ 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「施工体制」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）

□ 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

□ 施工体制台帳の作成等について（平成7年6月20日発出 令和4年12月28日最終改正）
【施工体制台帳・施工体系図等作成例】 ※様式が変更

（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html）

□ 施工体制台帳（下請負人に関する事項を含む。）、再下請負通知書、作業員名簿について

- ・ 記入例（<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）
（建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部））
※旧様式に注意

□ 施工体制台帳に関連すること

- ・ 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部）
（<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>）

発注者、元請負人、下請負人とは
建設業の許可を要しないもの
工事現場に配置すべき技術者
技術者等が工事現場に専任すべき工事
一括下請負の禁止
施工体制台帳の作成すべき範囲
施工体制台帳の記載内容と添付書類
監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等

□ 外国人が従事する場合について

- ・ 国土交通省 外国人材の活用【特定技能制度、外国人建設就労者受入事業、技能実習制度】
（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html）
- ・ JITCO：公益財団法人 国際人材協力機構【外国人技能実習制度、在留資格（特定技能）】

(<https://www.jitco.or.jp/>)

- 出入国在留管理庁【特定技能制度について】

(https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00064.html)

- 出入国在留管理庁【外国人技能実習制度について】

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri05_00014.html)

□ 実務経験証明書について

- 様式・記入例 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>)

□ 一括下請負の禁止等、下請負人等の選定、下請負人の健康保険等加入義務、下請負契約に関する禁止事項等について

- 工事請負契約書 第6条、第8条、第9条、第64条<様式 工事請負契約書>

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)

([京都市入札情報館](#))

□ 一括下請負の禁止、施工体制台帳の作成等について

- 建設業法 第22条、第24条の8

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000100>)

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第14条、第15条

(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000127_20210901_503AC00000000037)

□ 一括下請負の禁止について（一括下請負禁止の明確化について）

- 国土交通省通知 平成28年10月14日（国土建第275号）

(https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/oshiraseichiran/qg18vl000000dzrs-att/20161014_01ikkatsu.pdf)

□ 施工体制台帳について

- 土木工事共通仕様書 1-1-1-10（施工体制台帳）<土木請負工事必携 土木工事共通仕様書>

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- 特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項 第3条、3 施工管理に関する事項 第11条

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

□ 京都市暴力団排除条例 誓約書に関すること。

- 京都市暴力団排除条例 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>)

- 京都市暴力団排除条例 概要

<京都市暴力団排除条例について 京都市暴力団排除条例の概要（リーフレット）>

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>)

- 暴力団排除条例に規定する誓約書

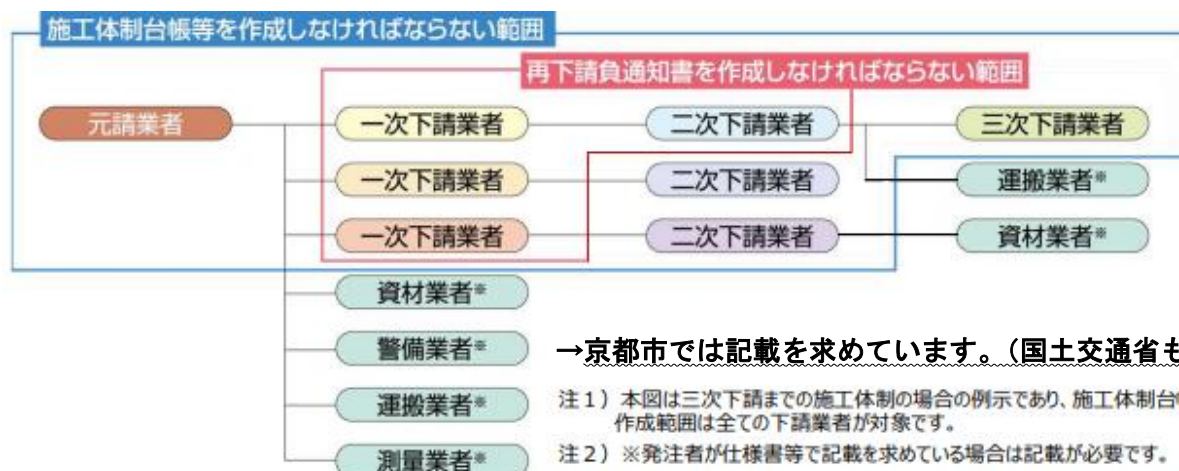
第2号様式 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>)

□ 打合せ簿について

- 様式<土木請負工事必携 提出書類様式集>

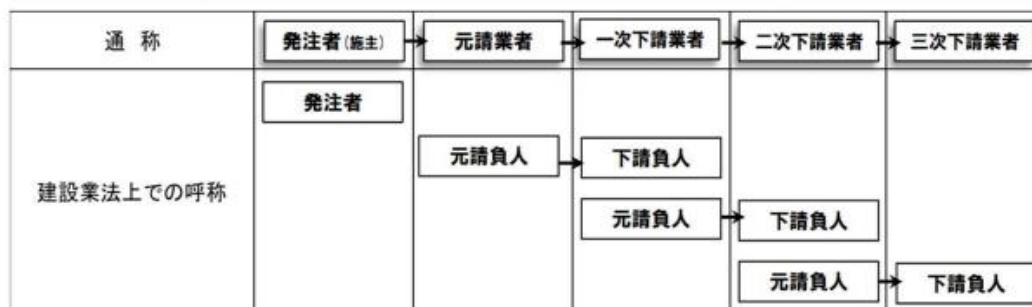
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

施工体制台帳の作成すべき範囲

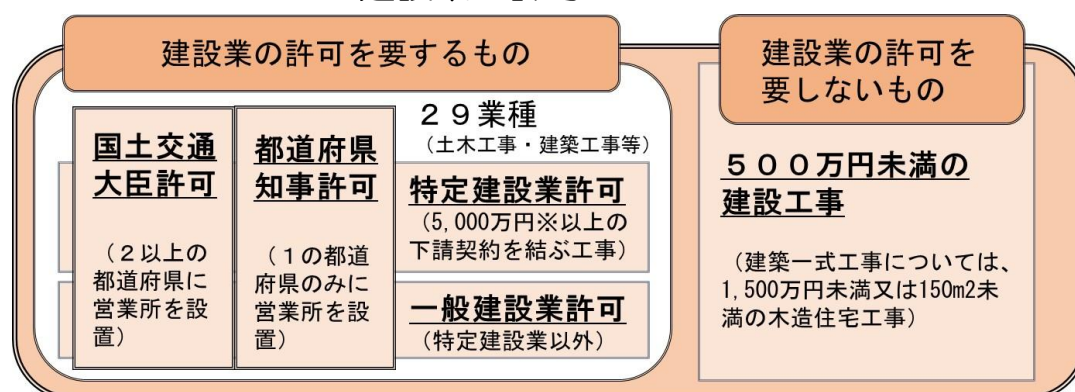


発注者、元請負人、下請負人とは

下請工事として受注した場合でも、その建設工事の一部を他の建設業者に下請負した場合には、自社が「元請負人」となり、その下請取引を行った建設業者が「下請負人」となります。



建設業の許可について



※建築一式工事業の場合は、8,000万円

工事現場に配置すべき技術者

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園		その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請代金合計		5,000万円*1以上	5,000万円*1未満	5,000万円以上は下請契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,500万円*3以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要		必要なし	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし

*1：建築一式の場合8,000万円 *2：P10参照 *3：建築一式の場合9,000万円

建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて 国土交通省 中部地方整備局から引用

配置技術者（主任技術者、専門技術者）の資格要件について
【指定学科＋実務経験者の場合】

	卒業後の実務経験
①高等学校の指定学科卒業	5年以上
②専門学校 of 指定学科卒業	
③高等専門学校の指定学科卒業	3年以上
④専門学校の指定学科卒業かつ 専門士もしくは高度専門士の 称を付与された者	
⑤短期大学の指定学科卒業	
⑥大学の指定学科卒業	10年以上
⑦上記以外の学歴の場合	

工事の技術者制度の改正

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/info.htm>)

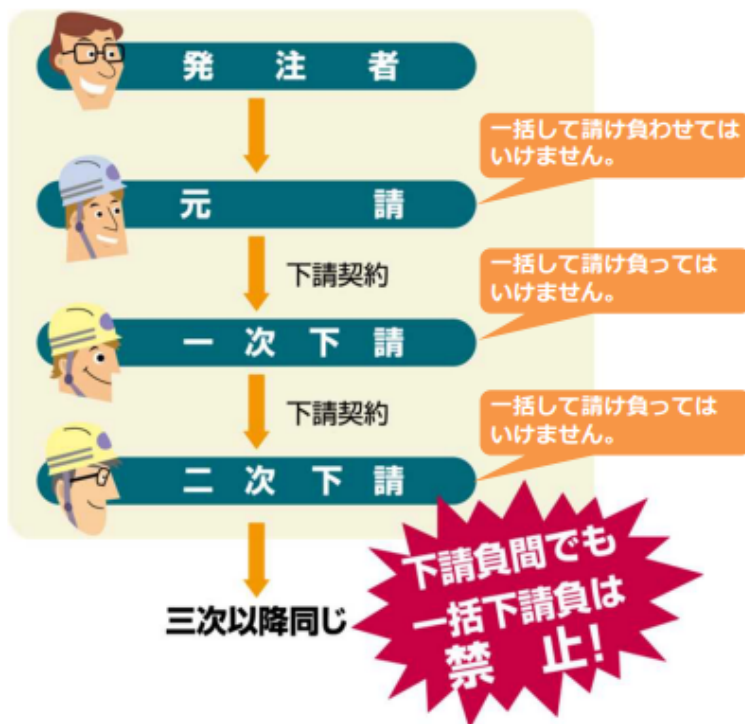
建築 工事	通常	契約金額（税込）9千万円未満〔7年2月から〕
	特例1	ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合（本市内施工の2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）〔7年4月から〕
その 他	通常	契約金額（税込）4千5百万円未満〔7年2月から〕
	特例1	ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合（本市内施工の2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）〔7年4月から〕

※ 本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、4千5百万円未満（建築工事では9千万円未満）に引き上げています。〔7年2月から〕

交通誘導員（A・B）の用語の定義について

用語	定義
交通誘導（警備）員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則 第1条第4項に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導（警備）員B	警備業者の警備員で、交通誘導（警備）員A以外の交通の誘導に従事するもの

一括下請負の禁止



一括下請負を禁止する理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く

**一括下請負は、
公共工事は全面的に禁止！
民間工事原則禁止※！**

※民間工事については、共同住宅[長屋は含まない]を新築する工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となります。なお、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、当該建設工事に監理技術者を配置することが必要です。

実質的に関与とは？

(平成28年10月14日付 国土建第275号『一括下請の禁止について』参照)

元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。

元請業者が果たすべき役割

施工計画の作成	○ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○ 請け負った建設工事全体の進捗確認 ○ 下請負人間の工程調整
品質管理	○ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全 衛生法に基づく措置
技術的指導	○ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○ 現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○ 発注者等との協議・調整 ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応 ○ 請け負った建設工事全体のコスト管理 ○ 近隣住民への説明

⇒ 元請業者は、以上の事項を全て行うことが求められる

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。
(建設業法 第24条の8、同法施行規則 第14条の2参照)

施工体制台帳の記載内容

① 作成建設業者に関する事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

② 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・発注者との契約年月日、発注者の名称・住所・営業所の名称及び所在地、発注者の監督員氏名等
- ・作成建設業者の現場代理人の氏名等
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名・資格・専任の有無、監理技術者補佐の氏名・資格
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況 等

③ 自社が下請契約を締結した下請負人に関する事項

- ・商号又は名称、住所、
- ・建設業者である場合は許可番号、請け負った工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・注文者との契約年月日、注文者の監督員氏名等
- ・当該下請負人の現場代理人の氏名等、当該下請負人が置く主任技術者の氏名・資格・専任の有無
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況 等

施工体制台帳の添付書類

① 発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

② 下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③ 監理技術者等関係

- 主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面
(監理技術者が専任を要する工事の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る。)
- 主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と恒常的な雇用関係にあることを証する書面
(健康保険証等の写し)
- 監理技術者補佐(置いた場合に限り)の資格及び雇用関係を証する書面
- 専門技術者(置いた場合に限り)の資格及び雇用関係を証する書面

※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該工事現場で表示する方法でも可
(建設業法施行規則 第14条の2第4項参照)

建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて 国土交通省 中部地方整備局から引用

外国人が従事する場合の確認について

「在留カード」の記載内容<法務省> (<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>)

建設業で働ける在留資格を確認

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍 米国

住所 東京都千代田区千代田1-1-1

在留資格 STATUS: 特定技能1号

在留期間(満了日) PERIOD OF STAY: 4年3月(2023年07月01日)

許可の発給 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局)

許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日

このカードは 2023年07月01日まで有効です。

有効期間 在留カードには有効期間がありません。ご確認ください。(注)

在留カード番号 在留カード番号が失効していないかを調べる事ができます。(詳細は裏面へ)

顔写真 在留カードの有効期間の満了日が18歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者 2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

(2) 施工体系図

施工体系図の提出に当たっては、以下のことに留意する。

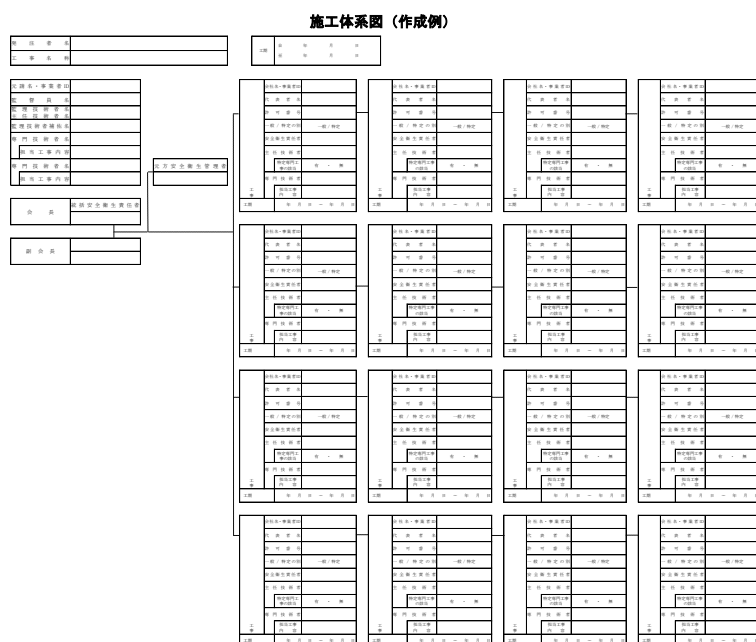
監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
【下請契約を締結した場合】 ○ 「当初」は 工事着手前まで (施工体制台帳と同時提出) ○ 「変更が生じた場合」は 速やかに	○ 提出様式は、《参考：「施工体系図の作成等について【施工体制台帳、施工体系図等（再下請負通知書、作業員名簿含む）作成例】」の様式、作成例から使用する。》 ○ 「施工体系図」	○ 建設業法 ○ 土木工事共通仕様書 ○ 公共工事入札契約適正化法

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第11条 「施工体制台帳」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」

・ 「施工体制：配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者等」

【記載例】



＜施工体系図＞

○ 記載内容の注意点

《参考：施工体系図（施工体制台帳（下請負人に関する事項を含む）、再下請通知書、作業員名簿）について：「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」（国土交通省 近畿地方整備局 建政部）施工体系図の記入例》を参照して記載する。

- ・ 警備業は、建設業ではないが現場の安全管理上、重要であることから、警備会社と下請契約を締結した場合は、施工体系図に記載する。
- ・ 「工期」は、「元請負人」（1次下請業者等）と「下請負人」（2次下請業者等）との契約工期を記載する。

○ 内容変更の対応について

- ・ 工期変更により、施工体系図の内容が変更された場合は、新たに提出する。また、変更内容が確認できる書類も併せて提出する。なお、工期変更等により下請契約期間外となった会社名は、記載不要とする。

（例）工期の変更：

- ・ 元請負人（1次下請業者等）と2次下請業者等）との工期変更を確認した書類を提出（工期変更の内容が確認できれば、様式は問わない。）

＜提出に当たっての注意点＞

- 施工体系図の記載
 - ・ 施工体制台帳と記載項目が同様の場合は、必ず一致する内容を記載する。
- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する施工業者は、会社名欄等に「本工事のみ」又は「附工事のみ」と記載する。

《施工体系図の掲示》

- 掲示場所
 - ・ 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・ 常に最新の施工体系図を、掲示する。
- 下請契約期間外の会社名の記載がないように掲示する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「施工体制」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 施工体系図の作成等について（施工体制台帳等のチェックリスト含む）
【施工体制台帳・施工体系図等作成例】
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html)
- 施工体系図（施工体制台帳（下請負人に関する事項を含む。）、再下請負通知書、作業員名簿）について
 - ・ 記入例 (<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>)
（建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部））
- 打合せ簿について
 - ・ 様式く土木請負工事必携 提出書類様式集>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 施工体系図の作成義務に関連すること
 - ・ 施工体制台帳等の作成義務 (<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>)
（建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省 近畿地方整備局 建政部））
- 施工体系図の作成等について
 - ・ 建設業法 第24条の8
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC00000000100>)
- 施工体制台帳の作成及び提出等について
 - ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条
(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000127_20210901_503AC0000000037)
- 施工体制台帳について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-1 1（施工体制台帳）<土木請負工事必携 土木工事共通仕様書>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 3 施工管理に関する事項 第11条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

3 建設副産物

(1) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書

再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
【請負金額が100万円以上の工事】 ○ 工事着手前まで (施工計画書と同時提出)	○ 「再生資源利用計画書」 ○ 「再生資源利用促進計画書」	○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。） ○ 資源有効利用促進法省令 ○ 土木工事共通仕様書

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 6 建設副産物に関する事項 第1条 「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」、
第2条 「再生資源の利用」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

＜再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書＞

○ 記載内容の注意点

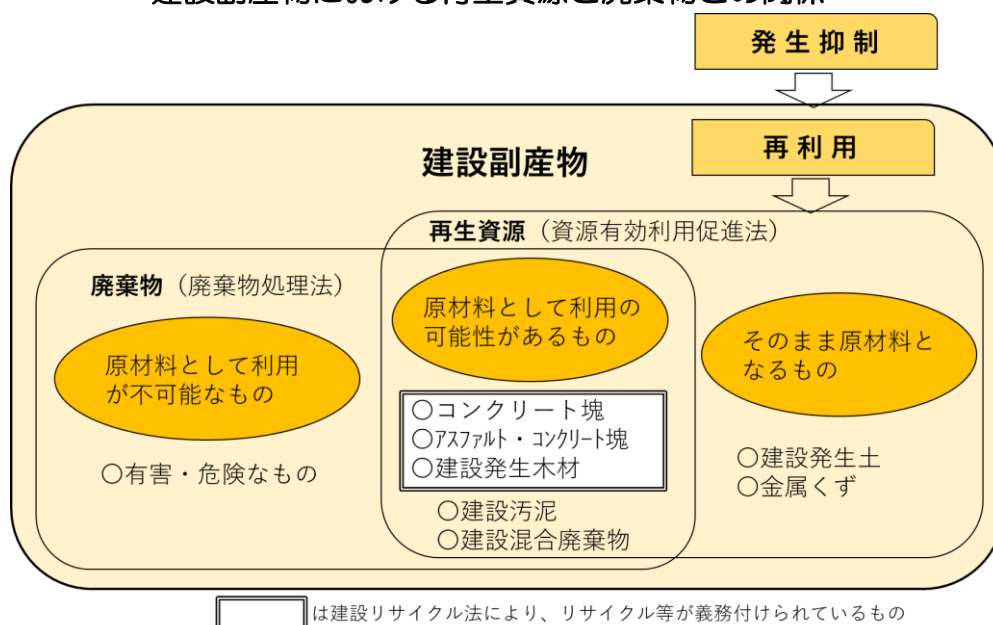
- ・ ≪参考：再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書：様式・記載例（「国土交通省＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策情報交換システム＞再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」を参照して記載する。
- ・ 該当する建設資材の分類や建設副産物の種類は、設計図書に基づき、記載する。また、数量についても、設計図書の数量から算出した数量を記載する。なお、漏れがないように記載する。

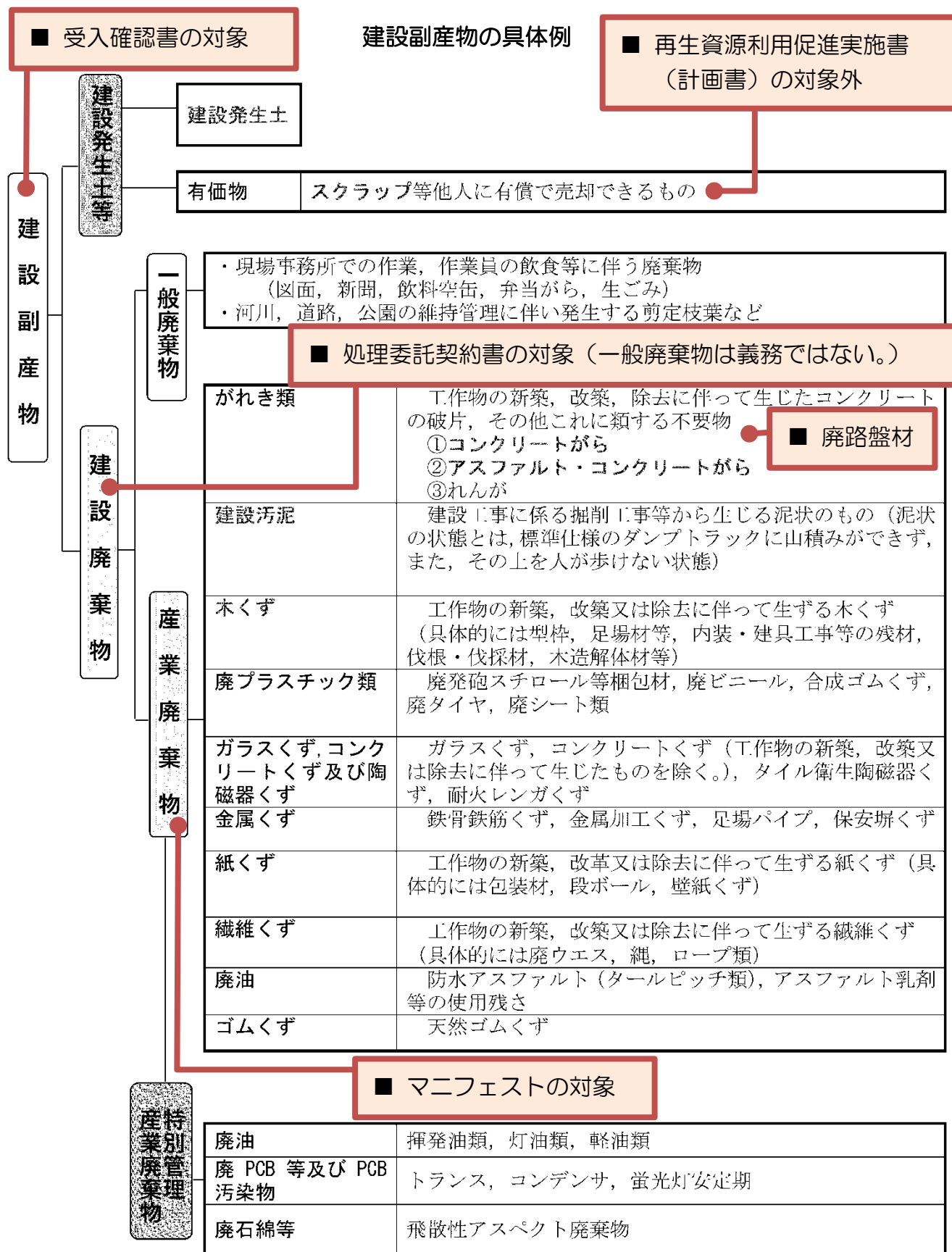
≪記載に当たっての注意点≫

- 特定建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第2条第5項）
 - ・ 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。また、特定建設資材の範囲は、45ページの「特定建設資材の範囲（具体例）」を参照する。
- 特定建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第2条第6項）
 - ・ 特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものをいう。
 - ・ 特定建設資材廃棄物は、再資源化を義務付けられているため、再生資源利用促進率が100%になるよう処理し、記載する。
- 建設廃棄物の範囲
 - ・ 建設廃棄物の範囲は、44ページの「建設副産物の具体例」を参照する。
- 建設発生土の区分
 - ・ 建設発生土の区分は、≪参考：建設発生土の区分（第1種、第2種、第3種、第4種建設発生土、泥土）の発生土利用基準（国土交通省 技術調査関係 発生土利用基準）≫を参照する。

- 廃路盤材、金属くず等（有償売却）について
 - ・ 廃路盤材は、産業廃棄物（がれき類）として記載する。
 - ・ 金属くず等を有償売却する場合は、廃棄物として扱わないため、当該計画書には記載しない。
 - 除草した刈草等の一般廃棄物は、当該計画書に記載しない。
- 《提出書類の整理》
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
 - 施工計画書に添付して提出した場合は、別途、提出を求めない。
 - 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。
- 《参 考》
- 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書
 - ・ 様式・記載例
国土交通省＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策 情報交換システム＞再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版 v2.1
（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）
 - 再資源化について
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 第2条、第16条
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC00000000104>）
 - 現場への掲示について（資源有効利用促進法省令）
 - ・ 資源有効利用促進法の政省令の改正について
（<https://www.kyokenkyo.or.jp/news/topics/6632/>）
 - ・ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403M50004000019>）
 - ・ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）
（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403M50004000020>）
 - 建設発生土の区分（第1種、第2種、第3種、第4種建設発生土、泥土）
 - ・ 発生土利用基準（国土交通省 技術調査関係 発生土利用基準）
（<https://www.mlit.go.jp/tec/hasseido.html>）
- 建設副産物について
- ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-20（建設副産物）＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 6 建設副産物に関する事項 第1条、第2条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

建設副産物における再生資源と廃棄物との関係

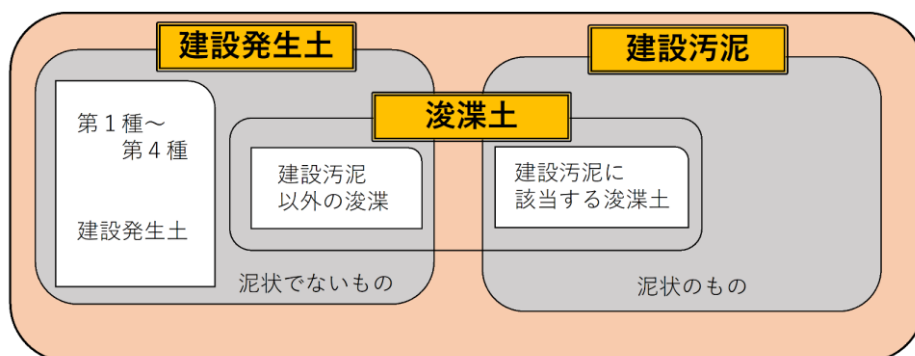




◎特定建設資材の範囲（具体例）〔判定 ○：特定建設資材，×：特定建設資材ではないもの〕

資 材 名	規 格	判 定	特定建設資材区分
P C 版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート，鉄筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート，コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
A L C 板	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し成形版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
せんい強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・クラッシュラン・再生クラッシュラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルトルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード・MDF・ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

建設発生土と建設汚泥との区分



- ・ 泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態
- ・ 泥状である判断の指標：コーン指数おおむね 200kN/m² 以下、
又は、一軸圧縮強さがおおむね 50kN/m² 以下

工法別の建設汚泥の区分

(1) 杭工事から発生するもの

杭の工法による分類			特 徴	区 分	備 考
既製杭工 法	打ち込み 工法	打撃工法		土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
		パイプロハンマ工法		土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
	埋込み 杭工法	中掘り杭工法	オーガー掘削	土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
			ジェット併用	建設 汚泥	
		プレボーリング杭工法	根固め液、杭周固定液	建設 汚泥	
		鋼管ソイルセメント杭工法	ソイルセメント	建設 汚泥	
場所打ち 杭工法	機械掘 削工法	オールケーシング工法	ケーシングチューブ	土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
	—	深礎工法		土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。

(2) 地盤改良工事から発生するもの

地盤改良工法による分類		特 徴	区 分	備 考
排泥方式	機械攪拌方式	機械攪拌・高圧噴射併用	建設汚泥	
高圧噴射攪拌方式	二軸式攪拌方式	二軸式機械攪拌・超高圧噴射攪拌併用	建設汚泥	
	単管工法	改良材スラリー	建設汚泥	
	機械攪拌併用	機械攪拌	建設汚泥	
	二重管工法	高圧ジェット攪拌・圧縮空気併用	建設汚泥	
	三重管工法	高圧水・圧縮空気・スラリー充填併用	建設汚泥	

(3) 浚渫工事から発生するもの

浚渫(掘削)場所	特 徴	区 分	備 考
河川	水と掘削物を容易に分離ができ、泥状を呈していないものは土砂として取り扱う。	土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
湖		土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
ダム		土砂	ただし、泥状であれば建設汚泥として取扱う。
ため池	基本的に産業廃棄物として処分しなければならない。	建設汚泥	有機分が多く、固化しにくい。
調整池		建設汚泥	有機分が多く、固化しにくい。
水路(側溝等)		建設汚泥	有機分が多く、固化しにくい。

土砂と建設汚泥との区分について疑義のある場合は環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課 (tel 075-222-3957) へ確認してください。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第12条様式「説明書」

第12条様式「説明書」の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員等への提出時期	提出書類	根拠法令等
【建設リサイクル法対象工事】 ☐ 開札後、契約締結するまでに（日付が契約日を超えないこと。）	☐ 第12条様式「説明書」 【添付書類】 ☐ 分別解体等の計画等（別表1、2及び3） ☐ 工程概要を示す資料（計画工程表等）	☐ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）
【記載例】 ＜第12条様式「説明書」＞ ○ 記載内容の注意点（第12条様式「説明書」） 「氏名」、「郵便番号」、「電話番号」、「住所」は、契約書に記載する内容と整合させる。 「1 工事の名称」、「2 工事の場所」は、設計図書の記載内容と整合させる。 ○ 添付資料の注意点（分別解体等の計画等（別表1、2及び3）） - 別表1、2及び3の中から工事内容にあったものを使用する。（参考） 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）） - 分別解体等の計画等の内容を記載する。		
＜第12条様式「説明書」の提出に当たっての注意点＞ ☐ 建設リサイクル対象工事とは、特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）を使用又は発生する工事で、一定規模以上の工事（土木工事等の場合は、請負代金額500万円以上）である。 ＜「分別解体等の計画等」（別表3）の作成に当たっての注意点＞ ☐ 下記＜参考：分別解体等の計画等（別表）についての記載例「分別解体等の計画等（別表）（国土交通省HP）」＜様式（参考）届出の記載例＞を参考にして作成する。 - 工作物の構造は、解体工事のみ記載する。 - 工事の種類は、新築工事又は維持・修繕工事に印を付けたうえで、その他欄には主たる工事の種類を記載する。 - 工作物に関する調査の結果（工作物の状況）が、不明な場合は空白にする。 - 廃棄物発生見込量は、設計数量に基づき算出する。 ＜提出書類の整理＞ ☐ 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照） ＜参 考＞ ☐ 建設リサイクル法について 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」 第12条 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000104) 「建設リサイクル法 質疑応答集（案）」国土交通省 (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf) ☐ 分別解体等の計画等（別表）について - 記載例「分別解体等の計画等（別表）（国土交通省HP）」＜様式（参考）届出の記載例＞ (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm) ☐ 第12条様式「説明書」及び別表1～3について - 様式＜土木請負工事必携 建設リサイクル様式集、建設リサイクル様式（12条様式の別表1～3）＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第13条様式「分別解体の方法等」
第13条様式「分別解体等の方法等」の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等																											
【建設リサイクル法対象工事】 ○ 「契約書」と同様	○ 第13条様式「分別解体の方法等」 （「契約書」に添付して提出する） 【添付書類】 ○ 第13条様式の別紙	○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）																											
【記載例】 別 紙 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">特定建設資材廃棄物の種類</th><th style="width: 30%;">施設の名称</th><th style="width: 40%;">所在地</th></tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート殻</td><td>株式会社〇〇〇</td><td>京都市〇〇区〇〇町〇番地</td></tr> </table> （13条様式）建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合に契約書に添付する書面 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合） 1 分別解体等の方法 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工 程</th><th style="width: 20%;">作 業 内 容</th><th style="width: 70%;">分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ☒ 無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ☒ 有 □無</td><td>□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎工（杭基礎等）</td><td>基礎工事 □有 ☒ 無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☒ 有 □無</td><td>□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☒ 有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他（ ）</td><td>その他の工事 □有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> <第13条様式「分別解体の方法等」> ○ 記載内容の注意点 （第13条様式「分別解体の方法等」） ・「工程ごとの作業内容及び解体方法」は、工程ごとに工事の有・無にチェックする。 ・「特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」は、設計数量に基づき、当該工事に係る再資源化等に要する費用（税込み）を記載する。 ○ 記載内容の注意点 （第13条様式の別紙） ・「特定建設資材廃棄物の種類」は、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を記載する。 ・「施設名称」、「所在地」は、当該工事により受け入れる予定となっている再資源化施設の名称及び所在地を記載する。			特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	アスファルト・コンクリート殻	株式会社〇〇〇	京都市〇〇区〇〇町〇番地	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ☒ 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☒ 有 □無	□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 □有 ☒ 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 □無	□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																											
アスファルト・コンクリート殻	株式会社〇〇〇	京都市〇〇区〇〇町〇番地																											
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																											
①仮設	仮設工事 □有 ☒ 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
②土工	土工事 ☒ 有 □無	□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																											
③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 □有 ☒ 無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 □無	□手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																											
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
⑥その他（ ）	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
《第13条様式「分別解体の方法等」の提出に当たっての注意点》 □ 第13条様式は「分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他主務省令で定める事項」を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」ことから、第12条「説明書」を発注者に説明したうえで、契約書の添付書類として契約課へ提出する。 《提出書類の整理》 □ 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照） 《参 考》 □ 建設リサイクル法について ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」 第13条 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC00000000104 ・「建設リサイクル法 質疑応答集（案）」国土交通省 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf □ 第13条様式「分別解体の方法等」及び別紙について ・様式＜土木請負工事必携 建設リサイクル様式集＞ https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html																													

<参 考：記載例>第13条様式「分別解体の方法等」

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条
 及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条
 に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土
 木工事等）の場合）

1 分別解体等の方法

工 程	分別解体等の有無	分別解体等の方法
① 仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
② 土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
② 基礎工（杭基礎等）	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③ 本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
④ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤ その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 該当項目の□にレを記入

2 解体工事に要する費用
 （受注者の見積金額）

注）解体工事の場合のみ記入する。

解体工事（土木工事の場合、撤去工事等の
 工作物の機能を失わせる工事）に係る費用（元
 請業者の見積）を記入する。
 ここでは、解体から運搬車への積み込みまで
 の工程に要する直接工事費を記入する。
 【仮設費及び運搬費は含まない。】

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 （特定建設資材廃棄物について記載されていればよい。）

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
 （受注者の見積金額）

特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運
 搬に伴う費用（元請業者の見積）を記入する。
 2の解体工事に要する費用と同様に直接工事費を
 記入する。
 対象建設工事であっても特定建設資材廃棄物が発
 生しない場合は、0円と記入する。

《参 考：記載例》第13条様式の別紙

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(4) 建設廃棄物処理委託契約書

建設廃棄物処理委託契約書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 収集運搬及び処理の着手前まで	○ 「建設廃棄物処理委託契約書」(写し) (打合せ簿により提出する) 【添付資料】 ○ 「産業廃棄物収集運搬許可証」(写し) ○ 「産業廃棄物処分業許可証」(写し)	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃掃法」という。)

特記仕様書（全工事共通編）該当項目 6 建設副産物に関する事項
第1条 「再生資源利用[促進]計画書（実施書）」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

＜建設廃棄物処理委託契約書＞

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「建設廃棄物処理委託契約書について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」

発注者は、「受理」をする。

○ 建設廃棄物の範囲について

- ・ 「建設副産物の具体例」（44 ページ）を参照する。

○ 委託期間の変更について

- ・ 委託期間を変更した旨の書類を提出する（委託期間の変更の内容が確認できれば、様式は問わない。）。
例：再委託契約、覚書等

＜提出に当たっての注意点＞

- 建設廃棄物（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）の収集運搬及び処理を委託する場合は、必ず契約を締結する。また、契約締結する廃棄物の種類に漏れないようにする。
- 排出事業者（受注者）が処分会社及び収集運搬会社のそれぞれと契約を締結する。
なお、処分会社及び収集運搬会社が複数の会社となる場合は、漏れなく契約を締結する。（下請業者に委託する場合も建設廃棄物処理委託契約が必要となる。）
- 建設廃棄物（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）の収集運搬及び処理は、建設廃棄物処理委託契約書の委託期間内に必ず実施する。また、委託期間外に実施する可能性がある場合は、事前に委託期間を変更した旨の書類を提出する。
 - ・ 収集運搬では、原則、排出された場所から処分施設まで、その日のうちに直行するのが原則である。
- 廃路盤材、金属くず等（有償売却）について
 - ・ 廃路盤材は、産業廃棄物（がれき類）のため、契約を締結したうえで処分する。
 - ・ 金属くず等を有償売却する場合は、廃棄物として扱わないため、「建設廃棄物処理委託契約書」を締結する必要はない。

- 産業廃棄物収集運搬許可証、産業廃棄物処分業許可証（写し）について
 - ・ 収集運搬期間と処分期間が、許可の有効年月日を満たしている。
 - ・ 許可の有効年月日が切れる場合は、更新分を提出する。また、更新の申請が期間の満了日までに処分されていない場合は、従前の許可は有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間においてその効力を有しているため、その申請書を提出すること。
 - ・ 収集運搬と処分を実施する廃棄物の種類が事業の範囲の品目を満たしている。
 - ・ 収集運搬会社が積替えを実施する場合は、許可を得ていること。また、積替えのための保管の場合は、廃掃法令及び規則で定める「積替えを行った後の運搬先が定められていること。」、「保管する産業廃棄物の数量が、その保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにする。」などの基準を遵守する。

《作成に当たっての注意点》

- 「委託契約日」について

契約締結日を記載する。そのため、収集運搬及び処理の着手前の日かつ、当該委託契約の契約期間より前の期日になっていること。
- 複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合

建設廃棄物処理委託契約約款＜収集運搬会社一覧表＞に各収集運搬会社を記載する。
- 委託業務の内容
 - ・ 工事名称、排出場所は、工事請負契約書を参照して記載する。
 - ・ 委託期間は、収集運搬及び処理期間（予定）を記載する。工事の契約工期と一致する必要はない。
 - ・ 工事現場から排出する建設廃棄物（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）を、直接処分会社に運搬せず、積替又は保管施設を経由する場合は、施設の内容（会社名、施設所在地、許可品目、保管上限）、廃棄物の種類等を記載する。また、収集運搬の区間については、該当するものを記載する。
- 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社の許可内容
 - ・ 廃棄物の種類・数量は、設計図書を参照して記載する。
 - ・ 契約単価は、排出事業者（受注者）が処分会社及び収集運搬会社と契約した単価を記載する。
- 処分会社での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）
 - ・ 契約締結時点で判明している内容を記載する。【①丙での再生品目、②丙からの再生委託先、③丙からの最終処分委託先、④丙から再中間処理委託先及びその後の最終処分（再生を含む）場所】

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 産業廃棄物の処理、産業廃棄物処理業（産業廃棄物の収集、運搬）
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法） 第11条、第12条、第14条
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>
- 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（廃掃法令） 第6条
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000300>
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（廃掃法規則）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000100035>
 - ・ 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例 第3条
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000000/206/jourei.pdf>
 - ・ 保管用地の届出の手引＜5 保管用地の届出の手引＞
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000206.html>
- 建設副産物について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 6 建設副産物に関する事項 第1条
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

建設廃棄物処理委託契約書の作成に係る建設廃棄物の範囲については、
 「建設副産物の具体例」（44 ページ）を参照する。

(5) 建設副産物の受入確認書及び集計表（運搬管理表）

建設副産物の受入確認書及び集計表（運搬管理表）の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」に応じて適宜（「集計表」（運搬管理表）） ○ 「受入施設への運搬・処分完了後速やかに ○ 「土砂搬入完了後」速やかに	【搬出の場合】 ○ 「受入確認書」 ○ 「集計表：運搬管理表」 【搬入の場合：土砂：500m³以上、又は、500m³未満（碎石：500t以上、加熱アスファルト混合物：200t以上のいずれかを搬入する工事の場合に限る）工事が対象】 ○ 「受入確認書」（打合せ簿により提出）	○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。） ○ 資源有効利用促進法省令

特記仕様書（全工事共通編）該当項目 6 建設副産物に関する事項
第1条 「再生資源利用[促進]計画書（実施書）」

【記載例】	＜受入確認書及び集計表＞ ○ 記載内容の注意点（打合せ簿） ・ 「発議者」は、受注者とする。 ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。 ・ 「発議事項」は、「提出」とする。 ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。 ・ 「内容」は、「受入確認書【搬出又は搬入】及び集計表について」と記載する。なお、「受入確認書」と「集計表」を別提出する場合は、「受入確認書【搬出又は、搬入】について」又は「集計表について」と記載する。 ・ 「処理・回答」 発注者は、「受理」をする。 ○ 建設副産物の範囲について ・ 「建設副産物の具体例」（44 ページ）を参照する。
--------------	--

《提出に当たっての注意点》

（受入確認書：搬出の場合）

- 設計図書に計上されている建設副産物の処分・受入は、全て提出する。なお、提出に当たっては、建設副産物の種類ごと及び搬出先ごとに提出する。
- 建設副産物の処分量（実績数量）は、必ず設計数量を満たしていること。処分量（実績数量）が設計数量を満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。そのため、万が一、満たしていない場合は、発注者と対応策を協議・調整する。

（集計表：運搬管理表）

- 設計図書に計上されている建設副産物の処分・受入は、全て提出する。なお、提出に当たっては、建設副産物の種類ごとに提出する。
設計数量と建設副産物の積載量（実績数量）又は処分量（実績数量）の合計数量の対比を記載する。

- 建設副産物の積載量（実績数量）又は処分量（実績数量）の合計数量は、必ず設計数量を満たしていること。建設副産物の積載量（実績数量）又は処分量（実績数量）の合計数量が、設計数量を満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。そのため、万が一、満たしていない場合は、発注者と対応策を協議・調整する。

（受入確認書：搬入の場合）

- 土砂：500m³以上、又は、500m³未満（砕石：500t以上、加熱アスファルト混合物：200t以上のいずれかを搬入する工事の場合に限る）を搬入する場合が提出対象となる。なお、複数箇所から搬入した場合は、各箇所からの受入確認書の提出が必要となる。
- 搬入数量（実績数量）は、必ず設計数量を満たしていること。搬入数量（実績数量）が設計数量を満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。そのため、万が一、満たしていない場合は、発注者と対応策を協議・調整する。

《作成に当たっての注意点》

（受入確認書 搬出の場合：参考様式を使用した場合）

- 受注者の「所在地」、「商号又は名称」、「代表者名」及び「工事名」、「工事場所」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- 建設副産物の「処分量」は、実績数量を記載する。また、集計表（積載量又は処分量）の「合計数量（実績数量）」と一致させる。
- 建設副産物の「処分期間」は、実際に処分先に排出した期間を記載する。そのため、建設廃棄物処理委託契約書を締結している廃棄物の種類は、委託期間内の処分期間になっている。
- 建設副産物の処分先は、実際に排出した「所在地」、「商号又は名称」を記載する。
- 建設廃棄物処理委託契約書を締結している処分会社に排出した場合は、建設副産物受入確認書の証明欄の「所在地」、「商号又は名称」は、同一になっていること。

（受入確認書 搬出の場合（土砂のみ対象）：参考様式を使用した場合）

注：土砂：500m³以上、又は、500m³未満（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材：合計200t以上を搬出する工事の場合に限る）を搬出する場合は、以下の内容を加味して記載する。

- 建設副産物の「種類」は、利用種別と土質区分を記載する。
例：利用種別は、「盛土利用等」、「一時堆積」等
土質区分は、「第1種建設発生土」～「第4種建設発生土」を記載する。
- 建設副産物の「処分量」は、処分量の算出根拠の状態も記載する。
例：「地山土量」、「締固め土量」、「ほぐし土量」

（集計表 運搬管理表：参考様式を使用した場合）

- 参考様式に記載されている注釈を参照して記載する。
- 最大積載重量と積載量を記載し、対比することで過積載にならないよう実施する。なお、参考資料として、運搬管理表に過積載対策の状況写真を添付することが望ましい。
【過積載対策の例：簡易軽量計の使用実績、積込後の荷台枠高さでの計測管理、1台当たりの積載体積の計測実績など】

（受入確認書 搬入の場合（土砂のみ対象）：参考様式を使用した場合）

- 搬出元の「所在地」は、搬出元の「商号又は名称」の場所を記載する。
- 「工事名」、「工事場所」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- 建設副産物（土砂）の「種類」は、利用種別と土質区分を記載する。
例：利用種別は、「盛土利用等」、「一時堆積」等
土質区分は、「第1種建設発生土」～「第4種建設発生土」を記載する。
- 建設副産物（土砂）の「搬入量」は、搬入量の算出根拠の状態も記載する。
例：「地山土量」、「締固め土量」、「ほぐし土量」
- 建設副産物（土砂）の「搬入期間」は、実際に搬出先から搬入した期間を記載する。
- 搬出元は、実際に搬出元となった「所在地」、「商号又は名称」を記載する。
- 受注者の「所在地」、「商号又は名称」、「代表者名」は、工事請負契約書を参照して記載する。

《設計数量と建設副産物の積載量（実績数量）又は処分量（実績数量）の合計数量の対比に当たっての注意点》

対比に当たっては、単位を合わせる。なお、単位が異なる場合は、重量又は体積換算を行ったうえで、対比を行う。

- 重量又は体積換算について
換算は、個々の実態に基づいて実施する。なお、実態値がない場合は、下記、換算表を参考にする。

《参 考：換算表》

- ・ 「令和6年度 建設副産物実態調査 利用量・搬出先調査」国土交通省
＜利用量・搬出先調査 記入要領：表10 重量換算係数＞
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm)
- ・ 「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 近畿地方整備局）
＜第1編（共通編）1章 基本事項 単位体積重量＞
(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)
- ・ 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」
＜（別添2）産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）＞
(<https://www.env.go.jp/hourei/11/000154.html>)
（環廃産発第061227006号 平成18年12月27日）

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 建設リサイクル法について
 - ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000104>)
 - ・ 「建設リサイクル法 質疑応答集（案）」国土交通省
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/ganda/ganda2.pdf>)
- 建設副産物（建設発生土）受入確認書について（資源有効利用促進法省令）
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）6 建設副産物に関する事項 第1条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ 資源有効利用促進法の政省令の改正について
(<https://www.kyokenkyo.or.jp/news/topics/6632/>)
 - ・ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令） 第4条、第5条、第6条、第8条、第9条
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403M50004000019>)
 - ・ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令） 第3条、第4条
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=403M50004000020>)
- 建設発生土の区分（第1種、第2種、第3種、第4種建設発生土、泥土）
 - ・ 発生土利用基準（国土交通省 技術調査関係 発生土利用基準）
(<https://www.mlit.go.jp/tec/hasseido.html>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

建設副産物の受入確認書及び集計表（運搬管理表）の作成に係る
建設副産物の範囲については、「建設副産物の具体例」（44 ページ）を参照する。

建設副産物受入確認書		
受注者 所 在 地 京都市〇〇区〇〇〇町〇番地		
商号又は名称 株式会社〇〇〇		
代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇		
現 場 代 理 人 氏 名 〇〇 〇〇		
発注機関	京都市〇〇局〇〇部〇〇課	
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	京都市〇〇区〇〇町他地内	
建設副産物	種類	〇〇〇
	処分量	〇〇〇m3
	処分期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日
処分先	所在地	京都市●●区●●町●番地
	商号又は名称	株式会社●●●
上記のとおり建設副産物を受け入れたことを証明します。		
所 在 地 京都市●●区●●町●番地		
商号又は名称 株式会社●●●		

※土砂：500m3以上、又は、500m3未満（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材：合計200t以上を搬出する工事の場合に限る）を搬出する場合は、以下の内容を記載すること。

種類：利用種別の「盛土利用等」、「一時堆積」及び土質区分「第1種建設発生土」～「第4種建設発生土」を記載

処分量：処分量及び「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」の算定上の状態を記載

建設副産物受入確認書

搬出元 所 在 地

〇〇市〇〇区〇〇〇町〇〇番

商号又は名称

●●●●建設

発注機関	京都市〇〇局〇〇部〇〇課	
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	京都市〇〇区〇〇町他地内	
建設副産物	種類	盛土利用 第1種建設発生土
	処分量	〇〇〇m ³ 締固め量
	処分期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日
搬出元	所在地	京都市●●区●●町●番地
	商号又は名称	●●●●建設（ストックヤード）

上記のとおり建設副産物を受け入れたことを証明します。

受注者 所 在 地

京都市●●区●●町●番地

商号又は名称

株式会社●●●●

代 表 者 名

代表取締役 〇〇 〇〇

現 場 代 理 人 氏 名

〇〇 〇〇

※土砂：500m³以上、又は、500m³未満（碎石：500t以上、加熱アスファルト混合物：200t以上のいずれかを搬入する工事の場合に限る）を搬入する工事は、以下の内容を記載すること。

種類：利用種別の「盛土利用等」、「一時堆積」及び土質区分「第1種建設発生土」～「第4種建設発生土」を記載

処分量：処分量及び「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」の算定上の状態を記載

<<参 考：様 式>>運搬管理表

運 搬 管 理 表

工事名		現場代理人	主任(監理) 技術者
工事場所			
運搬物の 種類			

日 付	車両番号	最 大 積載重量	積載量	日合計	出発時間	到着時間	伝票番号	マニフェスト 交付番号	備 考
合 計									

- 注1) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。
- 注2) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。
- 注3) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入)
- 注4) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記入する。
- 注5) 伝票番号欄は、排出先の受入伝票番号を記入する。
- 注6) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。

(6) 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書

再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
【最終請負金額が 100万円以上の工事】 ○ 「現場施工完了後」 速やかに	○ 「再生資源利用実施書」 ○ 「再生資源利用促進実施書」 ＜上記、実施書を提出しない場合＞ ○ 再資源化等報告書(18条様式) (打合せ簿により提出)	○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。) ○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書(全工事共通編) 該当項目 6 建設副産物に関する事項 第1条 「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)」 第2条 「再生資源の利用」		

【記載例】

＜記載内容の注意点＞

○ 打合せ簿

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日(受理日)を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。

○ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書

- ・ ≪参考≫：再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書：様式・記載例「国土交通省>リサイクル>建設リサイクル推進施策 情報交換システム>再生資源利用〔促進〕計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」を参照して記載する。
- ・ 該当する建設資材の分類や建設副産物の種類は、設計図書に基づき、記載する。
- ・ 建設資材の数量は、納品伝票を参照して実績数量(搬入数量)を記載する。
- ・ 建設副産物の数量は、建設副産物受入確認書及び集計表(運搬管理表)、「(5)建設副産物の受入確認書及び集計表(運搬管理表)」参照)の数量(実績数量)を漏れがないよう記載する。

≪記載に当たっての注意点≫

- 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書と建設リサイクル法第18条の関係
 - ・ 実施書の提出は、法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。
- 特定建設資材(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第2条第5項)
 - ・ 特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。また、特定建設資材の範囲は、「(1)再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」に掲載している「特定建設資材の範囲(具体例)」を参照(45ページ)する。
- 特定建設資材廃棄物(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第2条第6項)

- ・ 特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものをいう。
- ・ 特定建設資材廃棄物は、再資源化を義務付けられているため、再生資源利用促進率が 100% になるよう処理し、記載する。
- 建設廃棄物の範囲
 - ・ 建設廃棄物の範囲は、「（１）再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」に掲載している「建設副産物の具体例」を参照（44 ページ）する。
- 建設発生土の区分
 - ・ 建設発生土の区分は、下記＜参考：建設発生土の区分（第１種、第２種、第３種、第４種建設発生土、泥土）の発生土利用基準（国土交通省 技術調査関係 発生土利用基準）＞を参照する。
- 廃路盤材、金属くず等（有償売却）について
 - ・ 廃路盤材は、産業廃棄物（がれき類）として記載する。
 - ・ 金属くず等を有償売却する場合は、廃棄物として扱わないため、当該実施書には記載しない。
- 除草した刈草等の一般廃棄物は、当該実施書に記載しない。
- ＜再資源化等報告書（１８条様式）を提出する場合＞
- 記載内容の注意点
 - ・ 「氏名」、「郵便番号」、「電話番号」、「住所」は、工事請負契約書に記載する内容と整合させる。
 - ・ 「１ 工事の名称」、「２ 工事の場所」は、工事請負契約書を参照して記載する。
 - ・ 「再資源化等が完了した年月日」は、特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）の再資源化等が完了した日を記載する。そのため、建設廃棄物処理委託契約書の委託期間内になっていること。
 - ・ 「再資源化等をした施設の名称及び所在地」は、建設副産物受入確認書の処分先と一致させる。
- ＜提出書類の整理＞
 - 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「建設副産物」のファイルにまとめる。（「第３章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
 - 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。
- ＜参 考＞
 - 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書
 - ・ 様式・記載例
国土交通省＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策 情報交換システム＞再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）現場掲示対応版
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)
 - 再資源化について
 - ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第２条、第１８条
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC00000000104>)
 - ・ 「建設リサイクル法 質疑応答集（案）」国土交通省
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/ganda/ganda2.pdf>)
 - 建設発生土の区分（第１種、第２種、第３種、第４種建設発生土、泥土）
 - ・ 発生土利用基準（国土交通省 技術調査関係 発生土利用基準）
(<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyuu/hasseido.html>)
 - 建設副産物について
 - ・ 土木工事共通仕様書 １－１－１－２０（建設副産物）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） ６ 建設副産物に関する事項 第１条、第２条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - 第１８条様式「再資源化等報告書」及び別紙について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 建設リサイクル様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- ・ 建設副産物における再生資源と廃棄物との関係
- ・ 建設副産物の具体例
- ・ 特定建設資材の範囲（具体例）
- ・ 建設発生土と建設汚泥との区分
- ・ 工法別の建設汚泥の区分

上記については「(1) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」に掲載している資料を参照すること。

4 施工計画

(1) 施工計画書

施工計画書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期		提出書類	根拠法令等																																		
○ 「当初」は工事着手前まで ○ 変更施工計画書：「変更が生じた場合」は速やかに		○ 「施工計画書」 （別紙、施工計画書作成要領に基づき作成し、打合せ簿により提出）	○ 土木工事共通仕様書																																		
特記仕様書（全工事共通編）該当項目 1 一般事項 第9条【(14) その他】 3 施工管理に関する事項 第1条～第16条【(3) 現場組織表、(6) 施工方法、(7) 施工管理計画、(8) 安全管理、(9) 緊急時の体制及び対応、(10) 交通管理、(11) 環境対策、(12) 現場作業環境の整備、(14) その他】 4 品質管理に関する事項 第1条～第10条【(5) 主要資材、(6) 施工方法、(7) 施工管理計画】 5 環境対策に関する事項 第1条～第3条【(4) 指定機械、(6) 施工方法】 6 建設副産物に関する事項 第1条、第2条【(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法】																																					
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」																																					
【記載例】 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇 〇 〇 工 事 様式 8-1 NO. _____ 工 事 打 合 簿 <table><tr><td>発議者</td><td>☐発注者 ☒受注者</td><td>発議年月日</td><td>令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日</td></tr><tr><td>発議事項</td><td>☐指示 ☐協議 ☐通知 ☐承諾 ☐報告 ☒提出</td><td></td><td></td></tr><tr><td>工事名</td><td>〇〇〇工事</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(内容)</td><td colspan="3">施工計画書について</td></tr></table> 会社 <table><tr><td rowspan="2">処理・回答</td><td>発注者</td><td>上記について ☐指示 ☐承諾 ☐協議 ☐提出 ☒受理 します。 ☐その他（ ）</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>受注者</td><td>上記について ☐承諾 ☐協議 ☐提出 ☐報告 ☐受理 します。 ☐その他（ ）</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>担当監督員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>現場代理人</td><td>主任(監理)技術者</td></tr><tr><td></td><td></td><td>〇〇</td><td>〇〇</td></tr></table>		発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出			工事名	〇〇〇工事			(内容)	施工計画書について			処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他（ ）	令和 年 月 日	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ）	令和 年 月 日	総括監督員	主任監督員	担当監督員				現場代理人	主任(監理)技術者			〇〇	〇〇	＜施工計画書＞ ○ 記載内容の注意点（打合せ簿） 「発議者」は、受注者とする。 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。 「発議事項」は、「提出」とする。 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。 「内容」は、「施工計画書について」と記載する。 「処理・回答」 発注者は、「受理」をする。 ○ 作成の注意点 「施工計画書」は、65 ページ《参考：施工計画書の作成方法について 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞》の作成例を参照して作成する。 - 作成に当たっては、作成例の記載項目に漏れないようにする。 記載項目は、(1) 工事概要～(14) その他 までである。 ○ 変更施工計画書の作成について 「変更施工計画書」の作成は、65 ページ《参考：施工計画書の作成方法について 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞》の「4 変更施工計画書の作成について（ポイント）」を参照する。 また、66 ページの「変更施工計画書の提出について」も参照する。
発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日																																		
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出																																				
工事名	〇〇〇工事																																				
(内容)	施工計画書について																																				
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他（ ）	令和 年 月 日																																		
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ）	令和 年 月 日																																		
総括監督員	主任監督員	担当監督員																																			
		現場代理人	主任(監理)技術者																																		
		〇〇	〇〇																																		
《作成に当たっての注意点》 ○ 計画工程表 - 特記仕様書に契約書第41条（部分引渡し）が定められている場合は、部分引渡しに該当する工種が引渡し日までに完了できる計画工程表にする。 ○ 現場組織表 - 下請業者の従事者が各技術担当者となった場合は、現場組織表に下請業者名を記載する。																																					

- 指定機械
 - ・ 土木工事共通仕様書第1編1-1-32（環境対策）表1-1-1（一般工事用建設機械）及び表1-1-2（トンネル工事用建設機械）に示す機械並びに、設計図書（特記仕様書等）に記載された機械は、漏れなく記載する。
 - 下記《参考：施工計画書の作成方法について 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞》を参照する。
 - 主要資材
 - ・ 設計図書（工事図面及び特記仕様書等）に記載された材料及び資材は、漏れなく記載する。
 - 施工方法
 - ・ 工事全体フロー図は、必ず記載する。
 - ・ 各工種の作業フロー図も、必ず記載する。
 - ・ 施工中に品質管理に伴う試験及び材料の調合確認等を実施する場合は、試験回数や調合確認の回数並びに、規格値を記載する。
 - 施工管理計画
 - ・ 品質管理計画表は、「土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）」から漏れなく記載する。なお、「土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）」に記載のないものは、監督職員と協議を行い、各工種の試験項目、規格値及び試験時期・頻度を定めて記載する。
 - ・ 出来形管理計画表は、「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）」から漏れなく記載する。なお、「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）」に記載のないものは、監督職員と協議を行い、各工種の試験項目、規格値及び試験時期・頻度等を定めて記載する。
 - ・ 写真管理計画表は、「土木工事施工管理基準（写真管理基準）」から漏れなく記載すること。
 - ・ 段階確認計画表は、設計図書（特記仕様書）、土木工事共通仕様書第3編1-1-4（監督職員による確認及び立会等）表3-1-1（段階確認一覧表）、「土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）」から、漏れなく記載する。
 - 下記《参考：施工計画書の作成方法について 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞》を参照する。
 - ・ 材料確認計画表は、設計図書（特記仕様書）、「土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）」から、漏れなく記載する。
 - 下記《参考：施工計画書の作成方法について 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞》を参照する。
 - 安全管理
 - ・ 安全管理は、安全管理組織、安全管理活動及び安全教育・訓練計画等を漏れなく記載する。
 - 緊急時の体制及び対応
 - ・ 災害対策組織体制表、緊急時使用資材一覧表を漏れなく記載する。
 - ・ 緊急時の体制連絡系統図は、関係機関に漏れないよう記載する。また、夜間の連絡先も記載する。
 - 交通管理
 - ・ 現場施工と合致する交通誘導員及び保安施設の配置図を作成する。
 - 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する工種、指定機械、材料及び資材等は、工種欄及び摘要欄等に「本工事のみ」又は「附工事のみ」と記載する。
- 《提出書類の整理》
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、施工計画のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
 - 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。
- 《参 考》
- 施工計画書の作成方法について
 - ・ 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)
 - 土木工事施工管理基準
 - ＜土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準＞
[（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)
 - ＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞
[（https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html）](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html)

- 段階確認一覧表
 - ・ 土木工事共通仕様書 3-1-1-4（監督職員による確認及び立会等）
表3-1-1（段階確認一覧表）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 指定機械一覧表
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 2（環境対策）
表1-1-1（一般工事用建設機械）及び表1-1-2（トンネル工事用建設機械）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 既済部分検査（部分引渡し）について
 - ・ 工事請負契約書 第41条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>) （京都市入札情報館）
- 施工計画書について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-4（施工計画書）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）
 - 1 一般事項 第9条【(14) その他】
 - 3 施工管理に関する事項 第1条～第16条【(3) 現場組織表、(6) 施工方法、(7) 施工管理計画、(8) 安全管理、(9) 緊急時の体制及び対応、(10) 交通管理、(11) 環境対策、(12) 現場作業環境の整備】、(14) その他
 - 4 品質管理に関する事項 第1条～第10条【(5) 主要資材、(6) 施工方法、(7) 施工管理計画】
 - 5 環境対策に関する事項 第1条～第3条【(4) 指定機械、(6) 施工方法】
 - 6 建設副産物に関する事項 第1条、第2条【(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法】
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 「ICT 活用工事」の試行について（下記により運用するものとする。）
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行方針（案）＜令和7年8月＞
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行要領（案）＜令和7年8月＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

変更施工計画書の提出について

変更施工計画書の提出が必要なケース

- 新規工種の追加
- 施工方法の変更（任意、仮設の変更）等
- 施工管理方法の変更
- 施工順序（クリティカルパス）の大幅な変更
- 現場組織等施工体制の変更

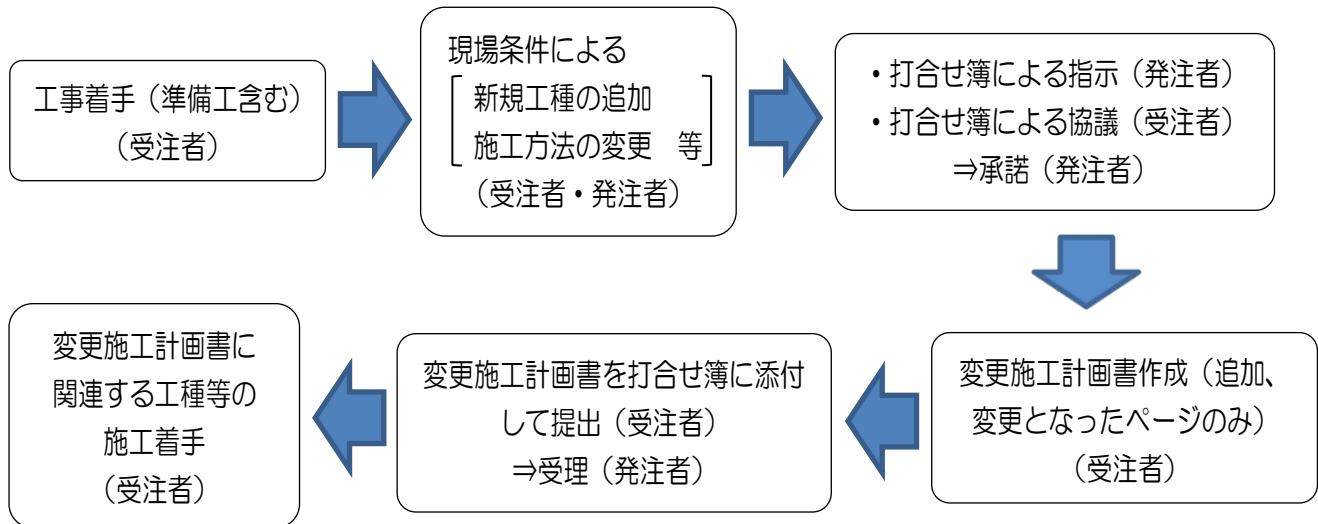
（下請契約に伴う施工体制の変更は施工体制台帳により別途提出

⇒変更施工計画の提出対象外）

変更施工計画書の提出が不要なケース

- 施工方法、施工順序等に変更が伴わない場合
- 施工数量の増減、工期のみの変更（大幅な工期変更は除く。）
- 工期末の精算変更

〔例〕 変更施工計画書の作成の流れ（新規工種の追加、施工方法の変更等）



(2) 設計図書の照査確認資料

設計図書の照査確認資料の提出に当たっては、以下のことに留意すること。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「当初」は工事着手前まで ○ 工事着手後に「現場との相違事実を発見した場合」は速やかに	○ 「設計図書の照査確認資料」 (様式は問わない。なお、打合せ簿により提出。) 【添付資料】 ○ 工事請負契約書第20条第1項第1号～第1項第4号の照査を実施したことが分かる資料 ○ 現場との相違事実が確認できる資料(現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等)	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書

特記仕様書(全工事共通編) 該当項目 1 一般事項 第1条 「設計図書等の照査」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 8-1

No. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出		
発議事項 ☐ その他 ()			
工事名	〇〇〇工事		
(内 容)	設計図書の照査について		
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和 年 月 日
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和 年 月 日
総務 監督員	主任 監督員	担当 監督員	現場 代理人 主任 (監理)技術者
			〇〇 〇〇

<設計図書の照査確認資料>

○ 記載内容の注意点(打合せ簿)

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日(受理日)又は通知日を記載する。
- ・ 「発議事項」
設計図書の照査の結果、工事請負契約書第20条第1項第1号～第1項第4号に該当する事実を発見した場合は、「通知」とする。
設計図書の照査の結果、工事請負契約書第20条第1項第1号～第1項第4号に該当する事実がなかった場合は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「設計図書の照査について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。ただし、受注者から「通知」を受けた場合は、該当する事実の調査を行う。調査後、発注者は打合せ簿にて、受注者に調査結果の「通知」を行う。併せて、設計変更の有無も記載する。

《設計図書の照査に当たっての注意点》

- 以下に示す、工事請負契約書第20条第1項第1号～第4号の内容は、必ず照査を実施する。
 - (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。)
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 設計図書の照査内容については、以下の資料を参考にする。
 - ・ 「設計図書の照査ガイドライン(案)」(国土交通省近畿地方整備局)
 - ・ 「設計図書の照査ガイドライン(照査項目チェックリスト)」(国土交通省近畿地方整備局)
 - ・ 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(京都市建設局)
 上記、各ガイドラインは、69 ページ《参考：設計図書の照査内容について 「設計図書の照査ガイドライン(案)」、「設計図書の照査ガイドライン(照査項目チェックリスト)」(国土交通省 近畿地方整備局)、土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(京都市建設局)》を参照する。

《設計図書の照査の提出に当たっての注意点》

- 設計図書の照査項目及び主な内容が分かるように記載する。
 - ・ 打合せ簿にて提出を行うが、別紙に「照査項目及び主な内容」をまとめ、該当事実の有無を明確にする。
- 設計図書の照査項目及び主な内容の該当する事実又は現場との相違事実について
 - ・ 設計図書の照査を実施した結果、工事請負契約書第20条第1項第1号～第1項第4号に該当する事実を発見した場合及び現場との相違事実を発見した場合は、別紙「照査項目及び主な内容」に、それに該当する事実及び現場との相違事実を明確に記載する。また、併せて、その事実が分かる添付資料も提出する。
添付資料は、前ページ「提出書類」を参照する。
- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合について
 - ・ 設計図書の照査を実施した結果、本工事のみ又は附工事のみに該当する事実及び現場との相違事実があった場合は、別紙「照査項目及び主な内容」に本工事のみ又は附工事のみが分かるように記載する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「施工計画」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 設計図書の照査内容について
 - ・ 工事請負契約書 第20条＜様式 工事請負契約書＞
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）（京都市入札情報館）
 - ・ 「設計図書の照査ガイドライン照査要領（案）」、「設計図書の照査ガイドライン（照査項目チェックリスト）」（国土交通省 近畿地方整備局）
（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html）
- 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（京都市建設局）
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000170125.html>）
- 設計図書の照査等について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-3（設計図書の照査等）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項 第1条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

5 履行報告等

(1) 工事履行報告書、工事月報

工事履行報告書及び工事月報の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「翌月5日」までに ○ 「監督職員の求め」に応じて適宜	○ 「工事履行報告書」 【添付資料】 ○ 工事月報（監督職員が承諾した場合、実施工程表でも可能。ただし、日々の稼働の有無が分かること。）	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：工程管理」

【記載例】

工事履行報告書

様式 3-1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
日 付	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇月分)		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
〇〇年〇月	10	5	現場稼働率(累積): 〇%
〇月	15	10	現場稼働率(累積): 〇%
〇月	30	15	現場稼働率(累積): 〇%
〇月	40 (20)	20	〇月〇日 変更契約 現場稼働率(累積): 〇%
〇月	50 (30)		

<工事履行報告書>

○ 記載内容の注意点

- ・ 「工事名」、「工期」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「日付」は、実施工程(%)に該当する月日を記載し、() 内には、報告する月を記載する。
- ・ 「月別」は、契約月から工期末の月までを全て記載する。
- ・ 「予定工程(%)」は、初回報告月に工期末の月までの予定工程(予定出来高累計)を全て(単位: %) で記載する。
また、変更契約(請負代金額の変更や工期変更)により工程等が変更された場合は、変更契約月以降の変更予定工程を() 内に(単位: %) で記載する。
- ・ 「実施工程」は、当該報告月までの実施工程(出来高累計)を(単位: %) で記載する。
- ・ 「備考」は、変更契約日等を記載する。

<工事月報>

○ 記載内容の注意点

- ・ 「年月」は、ともに提出する工事履行報告書と一致している。
- ・ 「曜日」は、当該日の曜日を記載する。
- ・ 「天候」は、当該日の天候を記載する。
- ・ 「工種・種別」は、設計内訳書を参照して記載する。また、当該工種・種別の施工稼働日に該当する日付に「○」印を記載する。
- ・ 「記事」は、「段階確認」、「材料確認」等、監督職員との立会日等を参考に記載する。

工事月報

様式 3-2

工 事 月 報

令和〇〇年〇月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
気象状況等	晴	晴	晴	曇	曇	曇	雨	雨	雨	雨	晴	晴	晴
工種・種別													
〇〇工		○	○										
〇〇工					○		○		○				○
〇〇工													○
記事	契約日		現場稼働日		現場稼働日	現場稼働日	現場稼働日	現場稼働日	夏季休暇①	夏季休暇②	夏季休暇③		

注：本様式は、工事履行報告書に添付して提出すること。なお、実施工程表の提出により、工事月報に代えることができる。

《工事月報の作成に当たっての注意点》

- 施工稼働日は、各種工事関係書類と整合性が取れるように記載する。
 - 施工不稼働日に交通誘導員を配置した場合は、配置理由が説明できるようにしておくこと。
- ### 《京都市建設局週休2日工事実施要領に基づく、工事履行報告書・工事月報の作成に当たっての注意点》

- 京都市建設局週休2日工事実施要領を適用する場合は、「対象期間」、「工事着手日」、「工事完成日」並びに「現場閉所率」等の算出方法等について、「京都市建設局週休2日工事実施要領」を確認する。下記の《参考：建設局週休2日工事の実施について》を参照する。
- 工事履行報告書には、「現場閉所率（週休2日の適用に応じて、完全週休2日、月単位、累積）」、「工事着手日」、「工事期間（累積）」、「工事閉所日数（累積）」を記載する。
記載に際しては、下記の「工事履行報告書、工事月報の記載例：③」を参照する。
- 工事月報の記事欄には、「工事着手日」（測量開始日等）、「工事完成日」、「現場閉所日（累積）」及び「京都市建設局週休2日工事実施要領の対象期間外の期間」（年末年始期間：6日間、夏季休暇3日間等）を記載し、右上に「当該月の現場閉所率（月単位）」を記載する。
記載に際しては、下記の「工事履行報告書、工事月報の記載例：④」を参照する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「履行報告等」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 建設局週休2日工事の実施について
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)
- 工事履行報告書、工事月報について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 履行報告について
 - ・ 工事請負契約書 第13条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-25（履行報告）＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

工事履行報告書、工事月報の記載例

① 特記仕様書等にて既済部分検査（部分引渡し）が指定されている場合（工事履行報告書）

様式 3-1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		
日 付	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇月分）		
月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備考
RO年〇月	10 引渡し分20	10 引渡し分20	現場閉所率（累積）：〇%
〇月	15 引渡し分40	15 引渡し分30	現場閉所率（累積）：〇%
〇月	30 引渡し分60		
〇月	40 引渡し分80		
〇月	50 引渡し分100		
RO年〇月	80		

- 既済部分検査（部分引渡し）がある場合について
 - ・ 工事全体の予定工程と実施工程に加え、部分引渡しに該当する工種の予定工程と実施工程も合わせて記載し、部分引渡しに該当する工種の予定工程が、部分引渡し月に100%になっていることが確認できるようにする。
なお、部分引渡しが複数回ある場合は、それぞれの部分引渡しの予定工程及び実施工程が分かるように記載する。

② 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合（工事月報）

様式 3-2

工 事 月 報

令和〇年〇月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
気象状況等	天気	晴	晴	晴	曇	曇	雨	雨	雨	晴	晴	晴	晴
工種・種別													
〇〇工													
〇〇工（本工事のみ）													
〇〇工（附工事のみ）													

- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合について
- ・ 本工事のみ又は附工事のみとなる工種は、工種・種別欄に分かるよう、「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

③ 京都市建設局週休2日工事実施要領を適用した場合（工事履行報告書）

<完全週休2日（土日）>

様式 3-1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	令和〇年 6月〇日～令和〇年〇〇月〇〇日		
日 付	令和〇年 8月〇日（7月分）		
月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備考
R〇年6月	10 (20)	20	現場閉所率（完全週休2日）：達成 現場閉所率（月単位）：28.6%
7月	20 (30)	30	現場閉所率（完全週休2日）：達成 現場閉所率（月単位）：32.3%
〔記事欄〕 現場閉所率（通期）（累積／令和〇年7月末日時点）：31.1%…（C）／（B） ・ 工事着手日：令和〇年6月17日（月）…（A） ・ 工事期間（累積）：（（A）から令和〇年7月末日までの日数）：45日…（B） ・ 工事閉所日数（累積）：（（B）の期間における現場閉所日数）：14日…（C）			

<月単位の週休2日>

様式 3-1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	令和〇年 6月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日		
日 付	令和〇年 8月〇日（7月分）		
月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備考
R〇年6月	10 (20)	20	現場閉所率（月単位）：28.6% 現場閉所率（累 積）：28.6%
7月	20 (30)	30	現場閉所率（月単位）：32.3% 現場閉所率（累 積）：31.1%
〔記事欄〕 現場閉所率（累積／令和〇年7月末日時点）：31.1%…（C）／（B） ・ 工事着手日：令和〇年6月17日（月）…（A） ・ 工事期間（累積）：（（A）から令和〇年7月末日までの日数）：45日…（B） ・ 工事閉所日数（累積）：（（B）の期間における現場閉所日数）：14日…（C）			

＜通期の週休 2 日＞

様式 3-1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
〇〇〇〇工事			
工 期			
令和〇年 6月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日			
日 付			
令和〇年 8月〇日 (7月分)			
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
令和〇年6月	10 (20)	20	現場閉所率 (累 積): 28.6%
7月	20 (30)	30	現場閉所率 (累 積): 31.1% ※
(記事欄) ※ 現場閉所率 (累積/令和〇年7月末日時点): 31.1%… (C) / (B) ・ 工事着手日: 令和〇年6月17日 (月) … (A) ・ 工事期間 (累積): ((A) から令和〇年7月末日までの日数): 45日… (B) ・ 工事閉所日数 (累積): ((B) の期間における現場閉所日数): 14日… (C)			

- ☐ 備考欄：現場閉所率（該当する完全週休 2 日、月単位、累積）を記載する。
- ☐ 記事欄：現場閉所率、工事着手日、工事期間（累積）、工事閉所日数（累積）を記載する。

④ 京都市建設局週休 2 日工事実施要領を適用した場合（工事月報）

＜完全週休 2 日（土日）＞

様式 3-2

工 事 月 報

当月の現場閉所率
 完全週休 2 日：達成
 月単位の週休 2 日：32.2%… (A) = (C) / (B)
 ・ 当該月の対象期間：31 日… (B)
 ・ 当該月の現場閉所日数：10 日… (C)

令和〇年〇月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
気象状況等		天候	晴	晴	晴	曇	曇	曇	雨	曇	雨	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
工種・種別																																	
閉所日数							閉所 日数 ⑤	閉所 日数 ⑥		閉所 日数 ⑦				閉所 日数 ⑧	閉所 日数 ⑨		閉所 日数 ⑩		閉所 日数 ⑪			閉所 日数 ⑫	閉所 日数 ⑬						閉所 日数 ⑭	閉所 日数 ⑮			

注：本様式は、工事履行報告書に添付して提出すること。なお、実施工程表の提出により、工事月報に代えることができる。

- 右上の余白：当該月の完全週休 2 日の達成状況、現場閉所率（月単位）、当該月の対象期間、当該月の現場閉所日数を記載する。
- 災害防止協議会及び安全訓練・教育【安全管理活動】の現場閉所日について
 - ・ 災害防止協議会及び安全訓練・教育【安全管理活動】実施日は、開催場所に関わらず現場閉所日とはみなさない。
【例：土曜日に災害防止協議会又は安全訓練・教育【安全管理活動】を実施した場合は、現場閉所日として計上しない（全ての下請業者又は、現場で従事をする作業員が全員参加するため）】

京都市建設局週休2日モデル工事の用語の定義について

用語	定義
週休2日	ア 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日・日曜日に現場作業を余儀なくされる場合は、発注者と事前協議したうえで、当該作業日の同一週内（月曜日から日曜日まで）の日に現場閉所を振り替えることができる。 イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
対象期間	工事着手日から工事完成日までの期間。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
工事着手日	工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手した日とする。
工事完成日	土木工事共通仕様書（京都市）に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
4週8休	ア 「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、<u>暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> イ 「通期の4週8休」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。
現場閉所率	各工事における現場閉所率の算定 ＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数）×100＞ （小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値）

(2) 夜間・休日作業届出

夜間・休日作業届出の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 夜間・休日作業実施日までに (突発的な場合を除き、作業実施日の直前は避けること)	○ 「夜間・休日作業届出」 (打合せ簿に実施日時、その理由等を直接記載し提出)	○ 土木工事共通仕様書

【記載例】

様式 8-1

工事打合せ簿		No.
発議者	○発議者 ■受注者	発議年月日 令和00年00月00日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 報告 ■提出 ☐ その他 ()	
工事名	0000工事(00番)	
(内容)	休日の作業について 0000のため、0月0日(0曜日)0時から0時まで作業をします、作業届出を提出します。	
発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承認 ☐ 協議 ☐ 提出 ■受理 します。 ☐ その他 ()	
発注者	令和00年00月00日	

＜夜間・休日作業届出＞

○ 記載内容の注意点(打合せ簿)

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日(受理日)を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「夜間・休日の作業について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」

「発注者」は、作業実施に支障がない場合、「受理」をする。また、作業実施に支障がある場合、「受注者」と実施の有無について協議を行う。

＜夜間・休日作業届出の作成に当たっての注意点＞

- 夜間又は休日の作業日、作業予定時間、作業内容及び作業理由を記載する。

＜夜間・休日作業届出の提出に当たっての注意点＞

- 設計図書(特記仕様書等)に施工時間が定めている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、打合せ簿により監督職員と協議する。
- 現道上の工事で夜間又は休日の作業を実施する場合は、必ず打合せ簿を提出する。
- 緊急で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前にその理由を監督職員に連絡(口頭、電子メール等)することで足りる。その場合、連絡行為となるため、後日打合せ簿の提出は不要となる(P116より「報告」は打合せ簿が必要だが、「連絡」は不要。工事実施の有無は「連絡」に該当する)。
- 夜間・休日作業届を「週間工程表」に代える場合は、打合せ簿により「発注者」から事前に承諾を得ること。承諾を得た後、週間工程表を打合せ簿に添付して提出する。
- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する作業は、作業内容の後ろに「(本工事のみ)」又は「(附工事のみ)」と記載する。

＜提出書類の整理＞

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「履行報告等」のファイルにまとめる。(「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照)
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

＜参 考＞

- 施工時期及び施工時間の変更について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-38(施工時期及び施工時間の変更)
 <土木請負工事必携 土木工事共通仕様書>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>
- 打合せ簿について
 - ・ 様式<土木請負工事必携 提出書類様式集>
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

(3) 交通誘導員の集計表

交通誘導員の集計表の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
☐ 「監督職員の求め」に応じて適宜 ☐ 「現場施工完了」次第、速やかに	☐ 「交通誘導員の集計表」 (打合せ簿により提出)	☐ 警備業法 ☐ 警備員等の検定等に関する規則

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第2条 「所轄警察署等の関係機関協議」

【記載例】

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()		
工事名	〇〇〇工事		
(内 容)	交通誘導員の集計表について		
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和 年 月 日
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和 年 月 日
総括監督員		主任監督員	担当監督員
現場代理人		主任(監理)技術者	
〇〇		〇〇	

＜交通誘導員の集計表＞

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・ 「発議事項」は、「提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「交通誘導員の集計表について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。
- ・ 「交通誘導員の集計表」の結果に応じて、変更設計を実施する場合は、変更設計の対象の有無を「処理・回答」欄に記載する。また、回答が後日となる場合は、改めて、打合せ簿にて「発注者」が「受注者」に「通知」する。

＜交通誘導員の配置に当たっての注意点＞

- ☐ 特記仕様書に計上された1日あたりの編成人数、道路交通法第80条による協議及び道路交通法第77条「道路使用許可」の配置計画等との整合性を確認して配置すること。
- ☐ 設計図書（特記仕様書等）に交通誘導員Aの配置が記載されている場合又は検定合格警備員の配置を必要とする路線に該当する場合は、交通誘導員Aを配置する。

＜交通誘導員の集計表の作成に当たっての注意点＞

- ☐ 特記仕様書の交通誘導警備員欄における1日当たりの編成人数や交代要員の考え方など、配置計画については監督職員と共通認識を持ち、設計図書と齟齬のない集計表を作成し、出来高不足にならないようにすること。
- ☐ 交通誘導員の配置が、夜間、昼間、交通誘導員A及び交通誘導員Bと区分された場合は、それぞれの区分ごとに、配置人数が分かるように集計表を記載する。
- ☐ 設計図書において、交通誘導員の人数が、夜間、昼間、交通誘導員A及び交通誘導員Bに区分されている場合は、区分ごとに設計人数と配置人数が比較できるよう集計表を記載する。また、各区分において、設計数量を満足していること。

＜交通誘導員の集計表の提出に当たっての注意点＞

- ☐ 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合

- ・ 設計内訳書において、交通誘導員の人数が本工事又は附工事に区分されている場合は、区分ごとに設計人数と配置人数が比較できるよう集計表を提出する。また、各区分において、設計数量を満足していること。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「履行報告等」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 交通誘導警備業務にかかる検定合格警備員の配置を必要とする路線
 - ・ 京都府警察本部 生活安全企画課（許可等）
<https://www.pref.kyoto.jp/fukei/kakushu/kebi/index.html>
- 交通誘導警備業務、検定合格警備員の配置基準
 - ・ 警備員等の検定等に関する規則（第1条、第2条）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417M604000000020>
- 警備業
 - ・ 警備業法
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000117>
- 所轄警察署等の関係機関協議について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）3 施工管理に関する事項 第2条
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

交通誘導員（A・B）の用語の定義について

用語	定義
交通誘導（警備）員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則 第1条第4項に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導（警備）員B	警備業者の警備員で、交通誘導（警備）員A以外の交通の誘導に従事するもの

6 工事材料資料の提出、材料確認書

(1) 工事材料資料の提出（品質規格証明書类等）

工事材料資料の提出（品質規格証明書类等）に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「材料を現場に納入する」までに	○ 「工事材料資料」（品質規格証明書类等） （設計図書（設計図面・特記仕様書等）に材料の規格・寸法等が記載されている全ての材料を打合せ簿により提出） 【添付資料】 ○ 材料・資材等の承認図面 ○ 製造業者（材料・資材）のカタログ ○ 品質規格証明書類（製造に当たっての試験成績表、性能試験表等） ○ 材料・資材の試験成績表 等	○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 4 品質に関する事項 第9条 「アスファルト混合物事前審査認定書」 第10条 「工事材料資料の提出」		

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 8-1

No. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他（ ）			
工事名	〇〇〇工事			
(内 容)	使用材料について			
	1. 〇〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇〇〇 4. 〇〇〇〇〇〇			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他（ ）		
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ）		
	令和	年	月	日
総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
			〇〇	〇〇

<工事材料資料>

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）又は協議日を記載する。
- ・ 「発議事項」
設計図書（設計図面・特記仕様書）に記載されている規格・寸法等と同様の材料を使用する場合は、「提出」とする。
設計図書（設計図面・特記仕様書）に記載されている規格・寸法等と異なる材料を使用する場合は、「協議」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「使用材料について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。ただし、受注者から「協議」を受け、内容を確認したうえで、工事に支障がない場合は、「承諾」を行う。（設計変更の対象の有無を示す。）
なお、工事に支障がある場合は、「承諾」ができないため、打合せ簿の再提出等が必要となる。

《工事材料資料の提出に当たっての注意点》

□ 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合

- ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する工事材料は、打合せ簿の工事材料名の後ろに「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

- 工事材料資料の提出について
 - ・ 設計図書（設計図面・特記仕様書等）に材料の規格・寸法等が記載されている全ての材料を提出する。
 - ・ 設計図書（設計図面・特記仕様書等）に材料の規格・寸法等の記載がない材料は、打合せ簿にて「工事材料資料」の提出は求めない。ただし、監督職員又は検査職員から工事材料に関する資料の請求があった場合には、速やかに提示できるようにする。なお、資料とは、承認図、製造業者のカatalog、品質規格証明書類、材料の試験成績表等をいう。
- JIS製品を使用する場合について
 - ・ 「JISマーク」表示がされている材料・資材等は、「JISマーク」表示が撮影された写真のみの資料提出でよい。その場合は、材料等の承認図面、製造業者のカatalog、品質規格証明書類、材料の試験成績表等の資料提出は求めない。
- 使用する工事材料・資材等について
 - ・ 設計図書（設計図面・特記仕様書等）に記載のない材料の規格・寸法等は、土木工事共通仕様書に示す規格に適合したものを必ず使用する。（設計図書に明示されていない仮設材料は除く。）

《提出書類の整理》

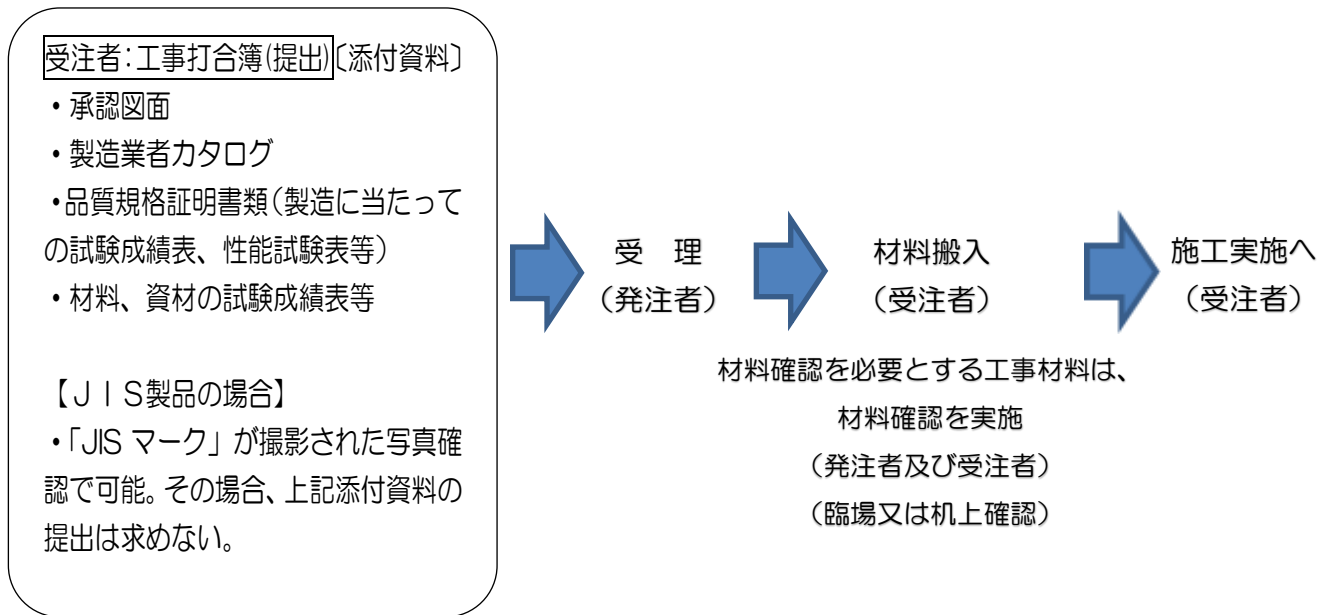
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「工事材料資料の提出、材料確認書」のファイルにまとめる（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）。
- 提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

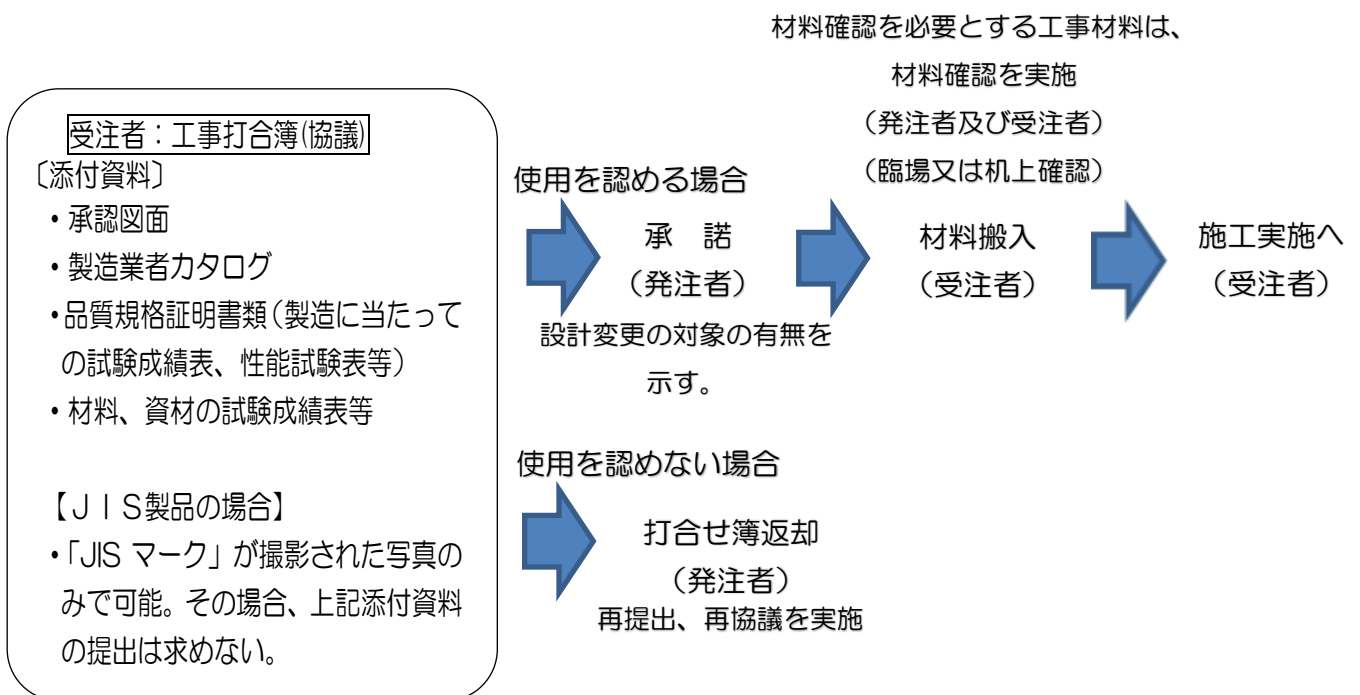
- 工事材料の品質について
 - ・ 土木工事共通仕様書 2-1-2（工事材料の品質）＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 4 品質管理に関する事項 第9条、第10条（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

<参考：実施手順>

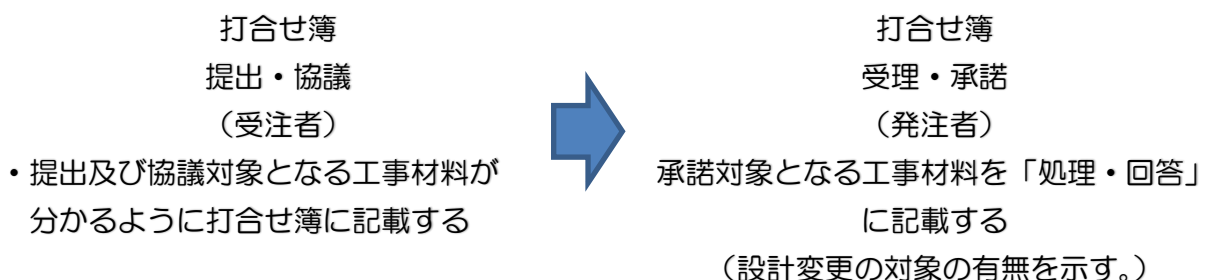
(1) 設計図書に記載された規格・寸法等と同様の材料を使用する場合



(2) 設計図書に記載された規格・寸法等と異なる材料を使用する場合



(3) 上記、(1) と (2) を1つの打合せ簿にする場合。



(2) 材料確認書

材料確認書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「材料確認」の実施前まで （材料納入時又は材料を使用する前に実施する。ただし、「実施日」の直前提出は避ける。）	○ 「材料確認書」 （設計図書（特記仕様書）又は「品質管理基準及び規格値」に示されている全ての材料を提出） 【添付資料】 ○ 実施状況写真（各品目ごと） ○ 材料（二次製品）の試験成績表、ミルシート等 （工事材料資料の提出において、打合せ簿で事前に提出されている場合は省略可） ＜机上確認の場合＞ ○ 上記資料に加え、別途、監督職員が机上確認できる資料添付が必要（実施手順を参照）	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書

「施工プロセス」のチェックリスト

該当項目

「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 9-1

令和 〇 年〇〇月〇〇日

材 料 確 認 書

下記について、材料確認をお願いします。

記

工事名 〇〇〇〇

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	kg	〇〇					
〇〇〇〇	〇〇〇〇	m	〇〇					
〇〇〇〇	〇〇〇〇	本	〇〇					
〇〇〇〇	〇〇〇〇	m2	〇〇					

総括監督員

主任監督員

担当監督員

現場代理人

主任（監理）技術者

＜材料確認書＞

○記載内容の注意点

・「日付」は、監督職員への提出日（受理日）とする。

・「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。

・「材料名」、「品質規格」は、以下を参照して記載する。

・工事材料資料にて提出した打合せ簿

・設計図書（工事図面、特記仕様書等）

・「単位」、「搬入数量」は、監督職員が確認（臨場確認又は机上確認）する「単位」、「数量」を記載する。

・「品質管理基準及び規格値」の試験時期・頻度に全数と記載されている材料は、全数確認が必要となる。【プレキャストコンクリート製品（JIS 製品含む）】

＜監督職員：確認欄＞

・「確認年月日」は、監督職員が確認した日（臨場確認又は机上確認）を記載する。

・「確認方法」は、臨場確認又は机上確認を記載する。

・「合格数量」は、監督職員が確認した数量（臨場確認又は机上確認）を記載する。

・「品質管理基準及び規格値」の試験時期・頻度に全数と記載されている材料の合格数量は、全数確認が必要となる。【プレキャストコンクリート製品（JIS 製品含む）】

・「品質管理基準及び規格値」又は、設計図書（特記仕様書）等に全数確認の旨を記載されていない場合は、監督職員が確認（臨場確認又は机上確認）した数量のみを合格数量とする。

・「確認印」は、確認を実施した監督職員の氏名を記名（署名又は押印含む）する。

《材料確認の実施に当たっての注意点》

- 材料確認（臨場確認及び机上確認）の実施は、監督職員による検査行為となるため、下記を注意する。
 - ・ 設計図書（特記仕様書等）又は「品質管理基準及び規格値」に記載され、該当する全ての材料を実施する。
 - ・ 上記、該当する全ての材料は、監督職員の材料確認（臨場確認及び机上確認）を実施した後に使用する。そのため、材料確認を実施せずに工事で使用することはできない。
 - ・ 工事現場において材料確認が困難な場合は、受注者の資材置き場での材料確認（臨場確認又は机上確認）も可能とする。
- JIS製品を使用する場合について
 - ・ 「JISマーク」表示がされている材料・資材等は、「JISマーク」表示を確認し、「JISマーク」表示の写真撮影を実施する。
- 材料確認書（確認欄）の合格数量について
 - ・ 材料確認を実施する材料・資材等について、「品質管理基準及び規格値」の試験時期・頻度に全数と記載されている材料の合格数量は、全数確認が必要となる。
 - ・ 材料確認を実施する材料・資材等について、「品質管理基準及び規格値」又は設計図書（特記仕様書）等に全数確認の旨が記載されていない場合は、監督職員が確認（臨場確認又は、机上確認）した数量のみを合格数量とする。その場合、残りの材料・資材等は、合格後に現場搬入する。

《材料確認書の提出に当たっての注意点》

- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する工事材料は、備考欄に「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「工事材料資料の提出、材料確認書」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 材料確認書について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 施工計画書作成要領（材料確認計画表）について
 - ・ 施工計画書作成要領（（7）施工管理計画）＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 品質管理基準及び規格値について
 - ・ ＜土木請負工事必携 品質管理基準及び規格値＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ ＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞
(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html)
- 工事材料の品質及び検査等、監督職員の立会い及び工事記録の整備等
 - ・ 工事請負契約書 第15条、第16条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>) （京都市入札情報館）
- 工事材料の品質、監督職員による確認及び立会等について
 - ・ 土木工事共通仕様書 2-1-2（工事材料の品質）、3-1-1-4（監督職員による確認及び立会等）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 遠隔臨場（材料確認）について
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する実施方針
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280703.html>)

<参考：実施手順>

【材料確認実施前（臨場確認・机上確認：共通）】

受注者：材料確認書作成（作成後、発注者に提出）

- ・ 工事名、材料名、品質規格、単位、搬入数量を記載
- ・ 日付は、発注者への提出日を記載

【添付資料】

- ・ 材料（二次製品）試験成績表、ミルシート等
（工事材料資料の提出において、打合せ簿で事前に提出されている場合は省略可）

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

発注者：材料確認書（記載内容を確認）

- ・ 材料確認書の記載内容及び添付資料の内容確認
- ・ 内容に追加・修正等があれば、受注者に修正・追加等を指示し、対応後、再提出

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

（１）臨場確認の場合

発注者、受注者：材料確認の実施（臨場確認）

〔発注者〕

- ・ 打合せ簿で受理又は、承諾した材料と規格・寸法等が同様であること並びに品質に支障がないことを確認

（打合せ簿の添付書類を参照）

- ・ 材料・製品の外観検査を実施（角欠け・ひび割れ調査等）
- ・ 搬入数量を確認
- ・ 打合せ簿において、「JIS マーク」による確認の場合は、材料・製品の「JIS マーク」確認を実施

〔受注者〕

- ・ 品目ごとに臨場確認写真を撮影
（監督職員の実施状況）
（監督職員が材料寸法を計測している状況写真までは求めない。）

発注者：材料確認の実施（臨場確認：承諾）

- ・ 材料確認書の確認欄に確認年月日、確認方法、合格数量を記載し、確認印欄には確認者の氏名を記名（署名又は押印含む）
- ・ 受注者に臨場確認写真の提出を指示（品目ごと）

（情報共有システムを利用する場合は、材料確認書を受注者に戻し、臨場確認写真の提出を指示）

発注者：材料確認（臨場確認：承諾不可）

- ・ 受注者に材料の再入荷を指示
- ・ 材料確認書の取扱いを受注者と協議
【再確認が必要となるため、再確認時まで保留、又は、再確認時に再度作成の実施等】

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

発注者：材料確認書（提出書類確認）

- ・ 添付資料等、内容に支障がなければ、各監督職員欄に氏名を記名（署名又は押印含む）する
- ・ 添付資料等、内容に支障があれば、修正後、再提出を指示

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

受注者：材料確認書の添付資料作成（作成後、発注者に提出）

- ・ 臨場確認写真（品目ごと）を打合せ簿に添付して発注者に提出

（情報共有システムを利用する場合は、材料確認書に臨場確認写真を添付して発注者に提出）

(2) 机上確認の場合

発注者：材料確認実施前
(臨場確認ができない場合)

- ・ 臨場確認ができない場合、材料確認書(机上確認)の添付資料作成を受注者に指示

(情報共有システムを利用する場合は、材料確認書を受注者に戻し、材料確認書(机上確認)の添付資料作成を受注者に指示)



受注者：材料確認書(机上確認資料を
発注者に提出)

- ・ 材料確認書の机上確認資料を打合せ簿に添付して発注者に提出

(情報共有システムを利用する場合は、材料確認書に机上確認資料を添付して発注者に提出)



受注者：材料確認書(机上確認)の資料作成

- ・ 材料確認を実施する各種材料の寸法(幅・長さ・高さ)・形状・搬入数量が判別できる写真を撮影する
- ・ 材料・製品の外観(角欠け・ひび割れ調査等)に異常がないことが判別できる写真を撮影する
- ・ 打合せ簿で受理又は、承諾した材料と規格が同様であることが判別できる書類(納品書又は、納品伝票等)を提出する。また、品質に支障がないことが確認できる書類(材料(二次製品)の試験成績表、ミルシート等)も提出する
 - * 材料(二次製品)の試験成績表、ミルシートは、工事材料資料の提出において、打合せ簿で事前に提出されている場合は省略可
- ・ 打合せ簿において、「JIS マーク」による確認の場合は、材料・製品の「JIS マーク」写真の撮影を実施

* 上記内容で机上確認ができない場合は、補足資料として下記を添付する

- ・ 寸法(幅・長さ・高さ)・形状・搬入数量が写真で判別できない場合は、納品書又は、納品伝票を添付する
- ・ 材料・製品の外観(角欠け・ひび割れ調査等)において、異常がないことを写真で判別できない場合は、搬入数量の全てに異常がない旨の書面を添付する
- ・ 机上確認を実施するに当たって監督職員が求めた資料



発注者：材料確認書(机上確認を実施)

〔承諾〕

- ・ 添付資料等、内容に支障がなければ、材料確認書の確認欄に確認年月日、確認方法、合格数量を記載し、確認印欄には確認者の氏名を記名(署名又は押印含む)する。並びに、各監督職員欄にも氏名を記名(署名又は押印含む)する。
- ・ 添付資料等、内容に支障があれば、修正後、再提出を指示

(情報共有システムを利用する場合も、上記と同様)

〔承諾不可〕

- ・ 受注者に材料の再入荷を指示
- ・ 材料確認書の取扱いを受注者と協議。なお、打合せ簿(机上確認資料)の取扱いも受注者と協議する。

【再確認が必要となるため、再確認時まで保留又は再確認時に再度作成の実施等】

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。ただし、打合せ簿は除く。)

遠隔臨場で材料確認を実施した場合

遠隔臨場における材料確認書の添付資料は、机上確認と同様の資料作成を行う。

ただし、遠隔臨場の実施において、監督職員が十分な情報を得ることができた場合は、臨場確認に代えることができる。その場合は、臨場確認と同様の資料作成となる。

そのため、遠隔臨場における材料確認書の添付資料の提出は、机上確認と同様の資料提出又は臨場確認と同様の資料提出の指示を、監督職員から受けること。

7 品質管理

(1) 品質管理資料（品質管理記録、品質管理図表）

品質管理資料（品質管理記録、品質管理図表）の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「品質管理記録」 ・ 「各種、試験結果等が判明次第」速やかに ・ 「監督職員の求め」に応じて適宜 ○ 「品質管理図表」 ・ 「工事完成の日」までに	○ 「品質管理資料（品質管理記録、品質管理図表）」（打合せ簿により提出） 【添付資料】 ○ 「品質管理記録」 ・ 各種、試験結果が分かる資料（規格値を満たしていることが分かること） ・ 下記、材料確認書等に添付されている場合は、省略可。（鋼材等は、ミルシート又は、材質証明書等を提出する。） （コンクリート二次製品は、製品業者が実施した製品の試験成績表を提出する。なお、「JIS 製品」の場合は、提出を省略できる） ○ 「品質管理図表」（ばらつき判定が確認できる資料） ・ 工程能力図、ヒストグラム等（ばらつき判定の対象外工事及びばらつき判定を実施しない工事は、提出を求めない。）	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書 ○ 土木工事施工管理基準 ○ 品質管理基準及び規格値

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 4 品質管理に関する事項

第1条 「無筋・鉄筋コンクリート」 から 第9条「アスファルト混合物事前審査認定書」まで

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☒ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()			
工事名	○○○工事			
(内 容)	品質管理記録について			
	1. ○○○○○○ 2. ○○○○○○ 3. ○○○○○○ 4. ○○○○○○			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他 ()		
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()		
令和	年	月	日	
総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
			○○	○○

<品質管理資料（品質管理記録・品質管理図表）>

○ 記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日又は報告日とする。
- ・ 「発議事項」は、「報告・提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「品質管理記録について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。ただし、「品質管理記録」の結果が、規格値を満たしていない場合は、早急に受注者と「協議」を行い、改善・対策を講じるよう、受注者に「指示」する。

《品質管理の実施に当たっての注意点》

- 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に定める試験項目、試験方法及び試験基準に基づき、実施する。

下記《参考：品質管理基準及び規格値＜土木請負工事必携 品質管理基準及び規格値＞、＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞》を参照する。

- ・ 「品質管理基準及び規格値」の適用に当たっては、試験区分が「必須」となっている試験項目は、全面的に実施する。
また、試験区分が「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施する。
- ・ 「品質管理基準及び規格値」の規格値（設計図書による）が、設計図書（図面・特記仕様書等）にて確認できない場合は、施工前に監督職員と協議を行い、規格値を定める。
- 設計図書（特記仕様書等）にて定めた、「品質管理試験」においても、必ず実施する。
また、試験項目、試験方法及び試験基準についても、設計図書（特記仕様書等）に基づき、実施し、試験項目等に不明な点があれば、監督職員と協議を行い、確認する。
- ・ 規格値においても、設計図書（図面・特記仕様書等）にて確認する。なお、設計図書（図面・特記仕様書等）で、規格値が確認できない場合は、施工前に監督職員と協議を行い、規格値を定める。
- 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に定める試験項目がない場合は、施工前に各工種の示方書等を参考に監督職員と協議を行い、試験項目、試験方法、試験基準及び規格値を定め、施工計画書（（7）施工管理計画 2）品質管理 品質管理計画表）に記載する。
- 土木工事共通仕様書も遵守して、品質確保を行う。
- 社内管理基準値を設定している場合は、各種試験結果と社内管理基準値との対比ができるように資料をまとめる。また、社内管理基準値外となった試験項目、試験結果がある場合は、施工計画書に記載した対策・対応を実施する。併せて、原因究明等を行い、結果を発注者に報告する。
- 「品質管理記録」（各種、試験結果が分かる資料）は、実測値と規格値を対比し、必ず規格値を満たしていることが確認できること。規格値を満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「品質管理」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 品質管理資料（品質管理記録、品質管理図表）は、打合せ簿に添付して提出する。
また、情報共有システムの利用により電子検査の対象としているが、現場検査用として別途、資料確認（紙媒体、タブレット表示による電子資料等）ができるようにすること。

《参 考》

- 監督員の立会い及び工事記録の整備等について
 - ・ 工事請負契約書 第16条＜様式 工事請負契約書＞
（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>） （京都市入札情報館）
- 品質管理基準及び規格値
 - ＜土木請負工事必携 品質管理基準及び規格値＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞
（https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html）
- 施工管理頻度について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-25（施工管理）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 土木工事共通仕様書の遵守
 - ・ 土木工事共通仕様書
 - 第1編 共通編（第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート）
 - 第3編 土木工事共通編（第2章 一般施工）
 - 第6編 河川編（第1章 築堤・護岸～第9章 河川修繕）
 - 第7編 河川海岸編（第1章 堤防・護岸）
 - 第8編 砂防編（第1章 砂防堰堤、第2章 流路、第3章 斜面对策）
 - 第10編 道路編（第1章 道路改良～第16章 道路修繕）
 - 第11編 公園緑地編（第1章 基盤整備～第6章 自然育成）

＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- 施工計画書作成要領＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 品質管理に関する事項
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 4 品質管理に関する事項 第1条～第10条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 「ICT 活用工事」の試行について（下記により運用するものとする。）
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行方針（案）＜令和7年8月＞
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行要領（案）＜令和7年8月＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

「品質管理基準及び規格値」における注意点

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	① 必須	スランブ試験	JIS A 1101	② スランブ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差 ± 1.5 cm スランブ 8 cm 以上 13 cm 以下：許容差 ± 2.5 cm スランブ 2.5 cm：許容差 ± 1.0 cm	・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m ³ ～150m ³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに 1 回の試験を行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m ³ ～150m ³ ごとに 1 回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1 回につき 6 個（σ 7…3 個、σ 28…3 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて 1 回につき 3 個（σ 3）を追加で採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭基（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	± 1.5%（許容差）	・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m ³ ～150m ³ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
20 アンカー工	施工	① 必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	③ 設計図書による。	2 回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18 秒 P ロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	繰り返す開始前に試験は 2 回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工量の 5% かつ 3 本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1 サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（JGS4101-2012）	② 設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する 1 サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

- ① 試験区分の「必須」は、必ず実施する
- ② 品質管理記録にて規格値を満たしていることが確認できる
- ③ 品質管理基準に規格値が明記されていない場合は、監督職員と協議のうえ、規格値を定める【設計図書（図面、特記仕様書等）に明記されている場合は除く。】
- ④ 試験時期・頻度及び摘要に基づき、試験を実施する（試験頻度を間違えない）

「品質管理基準及び規格値」における注意点

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
23 現場吹付 法砕工	施工	① 必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F561-2013	③ 設計図書による	② 1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	・参考値:18N/mm ² 以上（材々28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は、1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	① 必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	1,000mL/15sec 以上 300mL/15sec 以上 （歩道箇所）	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所： 基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事当たり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロット当たり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば、12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事当たり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事当たり3孔以上で測定する。 ・100m ² 未満の工事は除く。	④	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

- ① 試験区分の「必須」は、必ず実施する。
- ② 品質管理記録にて規格値を満たしていることが確認できる。
- ③ 品質管理基準に規格値が明記されていない場合は、監督職員と協議のうえ、規格値を定める。
【設計図書（図面、特記仕様書等）に明記されている場合は除く。】
- ④ 試験時期・頻度及び摘要に基づき、試験を実施する（試験頻度を間違えない）。

品質管理のばらつき判定について

- 品質管理のばらつき判定は、現場打ちコンクリートが主体となる工事のみとし、ばらつきはスランプ及び空気量で判断する。なお、試料数は品質管理基準の試験時期・頻度（摘要）に基づき、10以上とする。

例：生コンクリート（スランプ及び空気量）

- 小規模工種： 50 m^3 ごとに1回の試験を行うことになっているため、ばらつき判定の実施は、 500 m^3 以上の使用量で適用できる。
- 小規模工種でない場合：試験時期・頻度が1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて $20\text{ m}^3 \sim 150\text{ m}^3$ ごとに1回と定められており、10回以上の試験で適用できる。

<注意点>

- 生コンクリートの規格が異なる場合は規格ごとに区分される。
- ばらつき判定の実施の有無は、必ず施工前に監督職員と協議する。
- ばらつき判定を実施する場合は、必ず「品質管理図表」（工程能力図、ヒストグラム等）の提出が必要となる。ばらつき判定が可能な工事においても、上記資料の提出がない場合は、ばらつき判定を実施しない。

8 段階確認書、立会願

(1) 段階確認書

段階確認書の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「確認予定時期」が確定次第速やかに（ただし、「確認予定時期」の直前提出は避ける。）	○ 「段階確認書」 （設計図書（特記仕様書）、土木工事共通仕様書：表3-1-1 段階確認一覧表及び「品質管理基準及び規格値」に示され、該当する内容を提出） 【添付資料】 発注者が臨場確認時に実測値を記入した施工管理記録等（出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等。電子データでも可） ただし、出来形管理基準及び品質管理基準の該当項目は、規格値を満たしていることが分かる記録とする。 ＜黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真撮影した場合＞ 当該写真を添付することで、施工管理記録の省略可 ＜机上確認の場合＞ 上記資料に加え、別途、監督職員が机上確認できる資料添付が必要（出来形管理基準及び品質管理基準の規格値を満たしていることが分かる写真は必ず必要） （その他資料は、実施手順を参照）	○ 土木工事共通仕様書

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 4 品質管理に関する事項 第1条 「無筋・鉄筋コンクリート」
第2条 「圧縮強度試験による確認」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 9-2

令和〇年〇月〇日

段階確認書

下記について、段階確認をお願いします。

記

工事名	〇〇〇〇				
種 別	細 別	確 認 項 目	確 認 予 定 時 期	確 認 欄	
				確認日	確 認 者 署 名 押 印
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇		
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇		

総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者
			〇〇	〇〇

※ 情報共有システムを用いない場合は、各欄（確認欄、現場代理人欄等）に記名（署名または押印含む）すること。

＜段階確認書＞

○記載内容の注意点

- 「日付」は、監督職員への提出日（受理日）とする。
- 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- 「種別」、「細別」、「確認項目」は、以下を参照して記載する。
 - 施工計画書（段階確認計画表）
 - 設計図書（特記仕様書）
 - 土木工事共通仕様書：表3-1-1 段階確認一覧表
- 記載内容が、分からない場合は、監督職員と協議を行う。
「机上確認」の場合は、「確認項目」に机上確認を追記する。
- 「確認予定時期」は、臨場確認の予定日を記載する。

＜監督職員：確認欄＞

- 「確認日」は、監督職員が確認した日（臨場確認又は机上確認）を記載する。
- 「確認者 署名押印」は、臨場確認又は机上確認を実施した監督職員の「氏名」を記名（署名又は押印含む）する。

《段階確認の実施に当たっての注意点》

- 段階確認（臨場確認及び机上確認）の実施は、監督職員による検査行為となるため、下記を注意する。
 - ・ 設計図書（特記仕様書等）に記載された確認項目は、必ず実施する。
 - ・ 土木工事共通仕様書：表3-1-1 段階確認一覧表及び「品質管理基準及び規格値」に該当する確認項目等は、漏れなく段階確認を実施する。
下記《参考：施工計画書作成要領 <土木請負工事必携 施工計画書作成要領> 段階確認》を参照する。
 - ・ 受注者は、完成時不可視となる施工部分は、積極的に段階確認の実施に努める。
上記、段階確認に該当する確認項目は、監督職員の段階確認（臨場確認及び机上確認）の実施を得た後に、当該工種以降の作業を実施する。そのため、段階確認の実施を得ずに当該工種に関連する工事は実施できない。

《段階確認書の提出に当たっての注意点》

- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する確認項目は、種別欄等に「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「段階確認書、立会願」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 監督職員による確認及び立会等について
 - ・ 土木工事共通仕様書 3-1-1-4（監督職員による確認及び立会等）
表3-1-1-1 段階確認一覧表<土木請負工事必携 土木工事共通仕様書>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値について
 - <土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - <国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準>
(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html)
- 施工計画書作成要領
 - <土木請負工事必携 施工計画書作成要領>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 段階確認書について
 - ・ 様式<土木請負工事必携 提出書類様式集>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 段階確認における臨場確認写真の省略
 - ・ 写真管理基準<土木請負工事必携 写真管理基準>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 遠隔臨場（段階確認）について
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）
 - ・ 建設現場における遠隔臨場に関する実施方針
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280703.html>)
- 無筋・鉄筋コンクリートにおける段階確認について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 4 品質管理に関する事項 第1条、第2条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

<参考：実施手順>

【確認予定時期が確定次第（臨場確認・机上確認：共通）】

受注者：段階確認書を作成
（作成後、発注者に提出）

- ・ 工事名、種別、細別、確認項目、確認予定時期を記載
- ・ 日付は、発注者への提出日を記載【添付資料】
- ・ 発注者が実測値を記入する施工管理記録資料（出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等）を作成

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

発注者：段階確認書
（記載内容、確認予定時期等の確認）

- ・ 段階確認書の記載内容及び添付資料（施工管理記録資料等）の内容確認
- ・ 内容に修正・追記等があれば、受注者に修正・追記等を指示、対応後、再提出
- ・ 確認予定時期に変更がある場合は、受注者と確認予定時期の調整を実施

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

（１）臨場確認の場合

発注者、受注者：段階確認の実施（臨場確認）

〔発注者〕

- ・ 段階確認の確認項目について、設計図書（図面・特記仕様書等）に記載されている数値並びに規格等が、出来形管理基準及び品質管理基準の規格値を満たしていることを確認。なお、確認項目が状況確認の場合は、その状況を確認する。
- ・ 施工管理記録資料（出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等）に実測値を記入する。ただし、規格値を満たしていることが分かる記録とする。

〔受注者〕

- ・ 臨場確認時の測定写真等は省略可。また、臨場確認の状況写真も不要（写真管理基準に記載）。
なお、黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真撮影した場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる。
- ・ 監督職員の承諾を得た場合は、施工管理記録資料（出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等）の提出は、臨場確認時でも可能とする。

発注者：段階確認（臨場確認：承諾）

- ・ 段階確認書の確認欄に確認日を記載
- ・ 確認者を記名（署名又は押印含む）
- ・ 臨場確認時に実測値を記入した施工管理記録資料の提出を受注者に指示。なお、黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真撮影した場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる。

（情報共有システムを利用する場合は、段階確認書を受注者に戻し、臨場確認時に実測値を記入した施工管理記録資料の提出を受注者に指示）

発注者：段階確認（臨場確認：承諾不可）

- ・ 受注者に再施工、対応策に向けた検討等を指示。そのため、段階確認を再度実施。
- ・ 段階確認書の取扱いを受注者と協議
【再確認が必要となるため、再確認時まで保留、又は、再確認時に再度作成の実施等】

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

発注者：段階確認書
（提出書類確認）

- ・ 添付資料等、内容に支障がなければ、各監督職員欄に記名（署名又は押印含む）する。
- ・ 添付資料等、内容に支障があれば、修正後、再提出を指示。
（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

受注者：段階確認書の添付資料作成（作成後、発注者に提出）

- ・ 発注者が臨場確認時に実測値を記入した施工管理記録資料を打合せ簿に添付して発注者に提出。なお、黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真を撮影した場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる。
（情報共有システムを利用する場合は、段階確認書に発注者が臨場確認時に実測値を記入した施工管理記録資料を添付して発注者に提出）

(2) 机上確認の場合

発注者：段階確認実施前 (臨場確認ができない場合)

- ・ 臨場確認ができない場合、段階確認書(机上確認)の添付資料作成を受注者に指示

(情報共有システムを利用する場合は、段階確認書を受注者に戻し、段階確認書(机上確認)の添付資料作成を受注者に指示)

受注者：段階確認書(机上確認)の資料作成

- ・ 段階確認の確認項目について、設計図書(図面・特記仕様書等)に記載されている数値並びに規格等が、出来形管理基準及び品質管理基準の規格値を満たしていることが分かる写真撮影をする。なお、確認項目が状況確認の場合は、その状況が確認できる写真を撮影する。
- ・ 施工管理記録資料(出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等)に実測値を記載する。ただし、規格値等が満たされていることが分かるように整理する。

* 上記内容で机上確認ができない場合は、別途、監督職員が確認できる補足資料を添付する。また、机上確認を実施するに当たって、監督職員が資料を求めた場合は、これに応じること。

発注者：段階確認書(机上確認を実施)

〔承諾〕

- ・ 添付資料等、内容に支障がなければ、段階確認書の確認欄に確認日を記載し、確認者の氏名を記名(署名又は押印含む)する。並びに各監督職員欄にも氏名を記名(署名又は押印含む)する。
- ・ 添付資料等、内容に支障があれば、修正後、再提出を指示

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。)

〔承諾不可〕

- ・ 受注者に再施工、対応策に向けた検討等を指示。そのため、段階確認を再度実施。
- ・ 段階確認書の取扱いを受注者と協議。なお、打合せ簿(机上確認資料)の取扱いも受注者と協議する。
【再確認が必要となるため、再確認時まで保留又は再確認時に再度作成の実施等】

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。ただし、打合せ簿は除く。)

受注者：段階確認書 (机上確認資料を発注者に提出)

- ・ 段階確認書の机上確認資料を打合せ簿に添付して発注者に提出

(情報共有システムを利用する場合は、段階確認書に机上確認資料を添付して発注者に提出)

遠隔臨場で段階確認を実施した場合

遠隔臨場における段階確認書の添付資料は、机上確認と同様の資料作成を行う。

ただし、遠隔臨場の実施において、監督職員が十分な情報を得ることができた場合は、臨場確認に代えることができる。その場合は、臨場確認と同様の資料作成となる。

そのため、遠隔臨場における段階確認書の添付資料の提出は、机上確認と同様の資料提出又は臨場確認と同様の資料提出の指示を、監督職員から受けること。

(2) 立会願

立会願の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への 提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「立会希望年月日」が確定次第、速やかに（ただし、「立会希望年月日」の直前提出は避ける。）	○ 「立会願」（設計図書（特記仕様書）に示された内容（契約後、監督職員が求めた場合も含む）又は受注者が監督職員に求めた場合に提出） 【添付資料】 ○ 発注者が立会時に実測値を記入した施工管理記録等（出来形成果表、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等） ただし、出来形管理基準及び品質管理基準の該当項目は、規格値を満たしていることが分かる記録とする ○ 監督職員が求めた資料 ＜黑板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真撮影した場合＞ 当該写真を添付資料とすることで、施工管理記録の省略可 （その他資料は、実施手順を参照）	○ 工事請負契約書 ○ 土木工事共通仕様書

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 9-3

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

立 会 願

下記について、立会をお願いします。

記

工事名	〇〇〇〇
立会項目	〇〇〇〇
立会箇所	〇〇〇〇
立会希望年月日	〇〇〇〇
その他	

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員
-----------	-----------	-----------

現場 代理人	主任 (監理) 技術者
〇〇	〇〇

＜立会願＞

○記載内容の注意点

- ・ 「日付」は、監督職員への提出日（受理日）とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「立会項目」は、以下を参照して記載する。
- ・ 施工計画書（立会確認計画表）
- ・ 設計図書（特記仕様書）
- ・ 契約後、監督職員が求めた場合は、監督職員の指示に従う。
- ・ 受注者が監督職員に求めた場合は、事前に記載内容を監督職員に確認する。
- ・ 記載内容が分からない場合は、監督職員と協議を行う。
- ・ 「立会箇所」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「立会箇所」が工事施工箇所と異なる場合は、立会箇所の所在地を記載する。
- ・ 「立会希望年月日」は、立会予定日を記載する。
- ・ 「その他」欄は、記載の必要性があれば記載する。

《立会願の実施に当たっての注意点》

- 立会願の実施は、監督職員による確認行為となるため、下記を注意する。
 - ・ 設計図書（特記仕様書）に記載された立会確認項目は、必ず実施する。上記、立会確認項目は、監督職員の立会後に、次の作業を実施する。そのため、立会確認の実施を得ずに当該作業に関連する作業は実施できない。
- 受注者は、設計図書との適合確認を目的として、監督職員に立会を求めることができる。
- 例・ 材料確認項目、段階確認項目以外の材料資材等の適合確認、材料・資材等の試験確認、施工状況確認及び不可視部等の確認
 - ・ 施工に影響する工事目的物以外の状況確認等

《立会願の記載に当たっての注意点》

- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する立会は、「立会項目」欄の立会項目の後に「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「段階確認書、立会願」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 監督職員の立会い及び工事記録の整備等について
 - ・ 工事請負契約書 第16条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- 監督職員による確認及び立会等について
 - ・ 土木工事共通仕様書 3-1-1-4（監督職員による確認及び立会等）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値について
 - ＜土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞
(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/crd_parkgreen_fr_000011.html)
- 施工計画書作成要領
 - ＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 立会願について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 遠隔臨場（立会願）について
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）
 - ・ 建設現場の遠隔臨場に関する実施方針（案）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280703.html>)

<参考：実施手順>

(1) 立会希望日が確定した時点

受注者：立会願を作成
(作成後、発注者に提出)

- ・ 工事名、立会項目、立会箇所、立会希望年月日を記載(その他欄は、必要に応じて記載)
 - ・ 日付は、発注者への提出日を記載
- 【添付資料】
- ・ 発注者が実測値を記入する施工管理記録資料(出来形成果表、設計図面との対比図、現地地形図、品質管理記録簿等)を作成

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。)

発注者：立会願
(記載内容、立会希望年月日等の確認)

- ・ 立会願の記載内容及び添付資料(施工管理記録資料等)の内容確認(その他欄は、必要に応じて記載)
- ・ 内容に修正・追記等があれば、受注者に修正・追記等を指示。対応後、再提出。
- ・ 立会希望年月日に変更がある場合は、受注者と希望年月日の調整を実施

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。)

発注者：立会(確認：支障なし)

- ・ 立会時に実測値を記入した施工管理記録資料等の提出を受注者に指示。なお、黒板に施工管理記録(実測値及び規格値)を記載して写真撮影した場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる。

(情報共有システムを利用する場合は、立会願を受注者に戻し、立会時に実測値を記入した施工管理記録資料等の提出を受注者に指示)

発注者：立会(確認：支障あり)

- ・ 受注者に立会項目の内容が設計図書等(図面・特記仕様書等)の適合状況等を満たすよう、再施工・再確認を指示。また、対応策に向けた検討等を指示。なお、確認項目が状況確認の場合は、その状況の是正を指示する。そのため、立会を再度実施。
- ・ 立会願の取扱いを受注者と協議。【再確認が必要となるため、再確認時まで保留。又は再確認時に再度作成の実施等】

(情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする)

発注者、受注者：立会(実施)

〔発注者〕

- ・ 立会願の立会項目について、設計図書等(図面・特記仕様書等)の適合状況等が満たしていることを確認。(出来形管理基準及び品質管理基準の該当項目は、規格値を満たしていることを確認)
なお、立会項目が状況確認の場合は、その状況を確認する。
- ・ 施工管理記録資料(出来形成果表、設計図面との対比図、現地地形図、品質管理記録簿等)に実測値を記入する。ただし、出来形管理基準及び品質管理基準の該当項目は、規格値を満たしていることが分かる記録とする。

〔受注者〕

- ・ 立会時の状況写真は省略可。なお、黒板に施工管理記録(実測値及び規格値)を記載して写真撮影をした場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる。
- ・ 監督職員の承諾を得た場合は、施工管理記録資料(出来形成果表、設計図面との対比図、現地地形図、品質管理記録簿等)の提出は、立会時でも可能とする。

次ページへ

前ページの続き



受注者：立会願の添付資料作成
(作成後、発注者に提出)

- ・ 発注者が立会時に実測値を記入した施工管理記録資料を打合せ簿に添付して発注者に提出。なお、黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載して写真撮影した場合は、当該写真を添付資料とすることで施工管理記録資料を省略できる

（情報共有システムを利用する場合は、立会願に発注者が立会時に実測値を記入した施工管理記録資料を添付して発注者に提出）



発注者：立会願（提出書類確認）

- ・ 添付資料等、内容に支障がなければ、各監督職員欄に氏名を記名（署名又は押印含む）する
- ・ 添付資料等、内容に支障があれば、修正後、再提出を指示

（情報共有システムを利用する場合も上記と同様とする。）

遠隔臨場で立会願を実施した場合

遠隔臨場における立会願の添付資料は、現地立会と同様の資料作成を行う。

ただし、遠隔臨場の実施において、監督職員が十分な情報を得ることができなかった場合は、改めて現地立会を実施して確認する。

立会願は、机上での確認を行わない。

監督職員と急遽、立会ができなくなった場合

立会ができなかった場合は、速やかに監督職員から再立会か事後報告かの指示を受ける。事後報告を行う場合は、後日、監督職員が机上確認できる資料を添付し、打合簿による報告を行うこと。

添付資料：施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比、現場地形図、品質管理記録簿等）

施工管理写真（実測値及び規格値等が判別できるもの）

9 出来形図書

(1) 出来形管理資料（出来形数量総括表（一部の材料納品数量集計表を含む）、工種ごとの出来形数量計算書、出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図）

出来形管理資料（出来形数量総括表、工種ごとの出来形数量計算書、出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図）の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出 時期	提出書類	根拠法令等
○ 「出来形数量総括表」（一部の材料納品数量集計表）、「工種ごとの出来形数量計算書」、「出来形成果表」、「出来形図」 ・ 「監督職員の求め」に応じて適宜 ・ 「現場施工完了」次第、速やかに ○ 「出来形管理図表」 ・ 「工事完成の日」までに	○ 「出来形管理資料（出来形数量総括表（一部の材料納品数量集計表を含む）、工種ごとの出来形数量計算書、出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図）」（打合せ簿により提出） 【添付資料】 ○ 「出来形数量総括表」 ・ 出来形数量（まるめ）が設計値（設計数量：まるめ）を満たしていることが分かるようにする。 ○ 「材料納品数量集計表」 ・ 全ての材料提出は求めない。提出が必要な材料は、不可視部となる材料とする。 ○ 「工種ごとの出来形数量計算書」 ・ 出来形数量の算出計算が分かるようにする。 ○ 「出来形成果表」 ・ 設計値と実測値が対比され、規格値を満たしていることが記録されている。 ○ 「出来形図」 ・ 施工面積（展開図等）等の実測値が分かるようにする。 ○ 「出来形管理図表」（ばらつき判定が確認できる資料） ・ 工程能力図、ヒストグラム等（ばらつき判定の対象外工事及びばらつき判定を実施しない工事は、提出を求めない。）	○ 土木工事共通仕様書 ○ 土木工事施工管理基準 ○ 出来形管理基準及び規格値

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者	□発注者	■受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	□指示	□協議	□通知	□承認
	□その他	■報告	■提出	
工 事 名 〇〇〇工事				
(内 容) 出来形管理資料について				
1. 〇〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇〇〇 4. 〇〇〇〇〇〇				
発注者 監督・回答	上記について	□指示	□承認	□協議
	□その他			
受注者	上記について	□承認	□協議	□提出
	□その他			
発注者	主任監督員	担当監督員	発注者代理人	主任(監理)技術者
			〇〇	〇〇

<出来形管理資料>

○記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・ 「発議者」は、受注者とする。
- ・ 「発議年月日」は、監督職員への提出日又は報告日とする。
- ・ 「発議事項」は、「報告・提出」とする。
- ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・ 「内容」は、「出来形管理資料について」と記載する。
- ・ 「処理・回答」
発注者は、「受理」をする。ただし、「出来形管理資料」の結果が、規格値を満たしていない場合は、早急に受注者と「協議」を行い、改善・対策を講じるよう、受注者に「指示」する。
- ・ 「出来形管理資料」の結果に応じて、変更設計を実施する工種がある場合は、変更設計の対象とする工種等を、改めて、打合せ簿にて「発注者」が「受注者」に「通知」する。

《出来形管理の実施に当たっての注意点》

- 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に定める測定項目、測定基準及び測定箇所に基づき、実施する。また、必ず測定項目の規格値が満たしていることを確認する。

104 ページ《参考：出来形管理基準及び規格値 <土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値>、<国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準>》を参照する。

- ・ 測定基準において、測定箇所数「〇〇につき1か所」となっている項目は、小数点以下を切り上げた箇所数を測定する。
- ・ 工事完了後、不可視部分となる構造物は、明確に確認できるよう必ず出来形成果表、出来形図（写真含む）等を整理する。
- 設計図書（特記仕様書等）にて定めた、「出来形管理基準」においても、必ず実施する。また、測定項目、測定基準及び測定箇所についても、設計図書（特記仕様書等）に基づき、実施し、必ず測定項目の規格値が満たしていることを確認する。なお、測定項目等に不明な点があれば、監督職員と協議を行い、確認する。
 - ・ 規格値においても、設計図書（図面・特記仕様書等）にて確認する。なお、設計図書（図面・特記仕様書等）で、規格値が確認できない場合は、施工前に監督職員と協議を行い、規格値を定める。
- 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に定める出来形工種がない場合は、施工前に各工種の示方書等を参考に監督職員と協議を行い、測定項目、測定基準、測定箇所及び規格値を定め、施工計画書（（7）施工管理計画 3）出来形管理 出来形管理計画表）に記載する。
- 実施工種において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に定める測定基準がそぐわない場合は、施工前に監督職員との協議により、承諾を得た場合、測定基準を変更することができる。
- 土木工事共通仕様書も遵守し、出来形の確保を行う。

《出来形数量総括表の作成に当たっての注意点》

- 出来形数量総括表は、設計図書（工種、種別、細別、単位、設計数量（まるめ））の内容と出来形数量（実測値）、出来形数量（まるめ）及び増減値（設計数量（まるめ）と出来形数量（まるめ）との対比）を記載する。
- 出来形数量（実測値）から出来形数量（まるめ）には、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）に基づき実施する。

105 ページ《参考：土木工事に係る工事数量のとりまとめについて、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 近畿地方整備局）》を参照する。

- 設計数量（まるめ）と出来形数量（まるめ）との対比において、必ず出来形数量（まるめ）が、設計数量（まるめ）を満たしていること。出来形数量（まるめ）が満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。

そのため、万が一、満たしていない場合は、発注者と対応策を協議・調整する。

《工種ごとの出来形数量計算書の作成に当たっての注意点》

- 工種ごとの出来形数量計算書は、出来形数量（実測値）を算出する。算出に当たっては、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）を参考にする。

105 ページ《参考：土木工事に係る工事数量のとりまとめについて、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 近畿地方整備局）》を参照する。

- 設計数量（まるめ）と出来形数量（まるめ）との対比を行った工種は、必ず出来形数量計算書を作成する。
- 施工管理記録（出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図、設計図面との対比図、現場地形図、品質管理記録簿等）及び設計図書（設計数量計算書）を参照して作成する。

《出来形成果表の作成に当たっての注意点》

- 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に該当する工種、設計図書（特記仕様書等）にて定めた「出来形管理基準」に該当する工種及び施工計画書（（7）施工管理計画 3）出来形管理 出来形管理計画表）に記載された工種は、必ず出来形成果表を作成する。

・ 基本は、設計図書（構造図等）に記載されている、1 構造図（工種）単位で出来形成果表を作成する。

- 出来形成果表は、当該工種の測定項目（基準高、幅、厚さ、延長、平坦性等）、測定基準及び測定箇所に基づき記録を整理する。

104 ページ《参考：出来形管理基準及び規格値<土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値>、<国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準>》を参照する。

- 出来形成果表には、設計値、実測値、規格値及び設計値と実測値との差を必ず記載する。また、必ず設計値と実測値との差が規格値を満たしていることを確認する。
 - 設計値と実測値との差が規格値を満たしていることが、検査における合否判定の基準となる。そのため、万が一、満たしていない場合は、発注者と対応策を協議・調整する。
 - 社内管理基準値を設定している場合は、設計値と実測値との差が社内管理基準値と対比ができるように資料をまとめる。また、社内管理基準値外となった測定項目がある場合は、施工計画書に記載した対策・対応を実施する。併せて、原因究明等を行い、結果を発注者に報告する。
- 《出来形図の作成に当たっての注意点》
- 工種ごとの出来形数量計算書の算出に必要となる出来形図（丈量図、展開図、横断面図（土量算出図）等）を作成する。
 - 各図面の数量算出に当たっては、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省）を参考にする。105 ページ《参考：土木工事に係る工事数量のとりまとめについて、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 近畿地方整備局）》を参照する。
- 《材料納品数量集計表の作成に当たっての注意点》
- 工事完成後、材料の数量が確認できる集計表までの提出は求めない。
例：歩車道境界（地先境界、植樹柵等）ブロック、側溝、側溝（グレーチング等）蓋、不可視となっていない基礎ブロック等、各種防止柵（ガードレール等）、各種柱、不可視となっていない道路付属施設等
 - 工事完成後、不可視となる部分は、材料納品数量が設計数量を満たしていることの確認が必要となるため、材料納品数量集計表を作成する。
例：生コンクリート、砕石、アスファルト合材、暗渠排水管、ブロック積等、一部でも不可視となる材料
 - ・ 材料納品数量集計表は、材料納品数量と設計数量との対比を行い、材料納品数量が設計数量を満たしていることが分かるように記録を整理する。
そのため、万が一、満たしていない場合は、出来形不足の可能性があるので、原因究明等を行ったうえ、発注者と対応策等を協議・調整する。
- 《提出書類の整理》
- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「出来形図書」のファイルにまとめる。（「第 3 章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
 - 出来形管理資料（出来形数量総括表（一部の材料納品数量集計表を含む）、工種ごとの出来形数量計算書、出来形成果表及び出来形管理図表、出来形図）は、紙媒体により打合せ簿に添付して提出する。なお、情報共有システムを利用した場合は電子検査の対象とするが、現場検査用として別途、資料確認（紙媒体、タブレット表示による電子資料等）ができるようにすること。
- 《参 考》
- 出来形管理基準及び規格値
 - ＜土木請負工事必携 出来形管理基準及び規格値＞
 - ＜国土交通省都市局公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - 工事完成検査の要件、施工管理頻度・測定密度の変更、出来形数量の提出について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-22（工事完成検査）
1-1-1-25（施工管理）
3-1-1-5（数量の算出）
 - ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - 土木工事共通仕様書の遵守
 - ・ 土木工事共通仕様書
 - 第1編 共通編（第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート）
 - 第3編 土木工事共通編（第2章 一般施工）
 - 第6編 河川編（第1章 築堤・護岸～第9章 河川修繕）
 - 第7編 河川海岸編（第1章 堤防・護岸）
 - 第8編 砂防編（第1章 砂防堰堤、第2章 流路、第3章 斜面对策）
 - 第10編 道路編（第1章 道路改良～第16章 道路修繕）
 - 第11編 公園緑地編（第1章 基盤整備～第6章 自然育成）

＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- 土木工事に係る工事数量のとりまとめについて
 - ・ 「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省 近畿地方整備局）
(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)
- 施工計画書作成要領
＜土木請負工事必携 施工計画書作成要領＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 「ICT 活用工事」の試行について（下記により運用するものとする。）
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行方針（案）＜令和 7 年 8 月＞
 - ・ 京都市建設局 ICT 活用工事試行要領（案）＜令和 7 年 8 月＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

「出来形管理基準及び規格値」における注意点

コンクリートブロック積

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	1	コンクリートブロック積 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		3-2-5-3
						法長 l	$l < 3m$: -50 $l \geq 3m$: -100			
						厚さ (ブロック積・張) t_1	-50			
						厚さ (裏込) t_2	-50			
						延長 L	-200			

As 舗装

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80 m 毎に 1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いたうえでの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、上記以外の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下				
						①					③		
								②					

透水性 As 舗装

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。		3-2-6-10
						幅	-25		—	※歩道舗装に適用する。		

「出来形管理基準及び規格値」における注意点

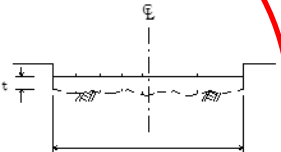
現場打擁壁

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1	一般事項 (場所打擁壁工)	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点 間隔 25m の場合は 50 m) につき 1ヶ所、延 長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。		3-2-15-1
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ h	h < 3m	-50		
							h ≥ 3m	-100		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

切削オーバーレイ

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ($\bar{X}_{10}$)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			

- ① 該当する工種、測定項目は、漏れなく実施する
- ② 出来形管理資料（出来形成果表）にて規格値を満たしていることが確認できる
- ③ 測定基準、測定箇所に基づき、測定を実施する（測定基準・測定箇所を間違えない）

出来形管理のばらつき判定について

- ・ 主たる工種並びに、工事施工の概ねの範囲を満たしている工種を対象として、当該工種に該当する出来形管理基準の測定項目、測定基準及び測定箇所に基づき実施していることがばらつき判定の対象となる。なお、試料数は10以上とする。
- ・ 出来形管理基準に該当工種がないもので、ばらつき判定を実施する場合は、監督職員と協議を行い、適用の判断をする。また、適用する場合はその旨を施工計画書に測定項目、規格値、測定基準及び測定箇所を記載し、それに基づき、実施すればばらつき判定の対象とできる。なお、試料数は10以上とする。
- ・ 実施工種において、出来形管理基準の測定基準がそぐわなく、施工前に監督職員の承諾を得て、測定基準を変更した場合にばらつき判定を実施する場合は、必ず施工前に監督職員にばらつき判定の適用の有無を確認する。また、適用する場合は、測定基準を変更した理由を施工計画書に記載する。ただし、その場合の変更理由は、出来形管理基準上、適切に管理するうえで必要性があること。
例：構造物の変化点（折れ点、高さ等）が多数、構造物の曲線部の延長が長い等

例：主たる工種がコンクリートブロック工、現場打擁壁工の場合

- ・ 測定基準が40mごとに1か所となっているため、約400mの施工延長で適用できる。その場合の測定項目、測定箇所は以下となる。

コンクリートブロック工：基準高、法長、厚さ（ブロック・裏込）

現場打擁壁工：基準高、厚さ、裏込厚さ、幅、高さ

例：主たる工種がアスファルト舗装工（主に車道）の場合

- ・ 測定基準が1,000m²ごとに1か所となっているため、約10,000m²の施工面積で適用できる。その場合の測定項目、測定箇所は、厚さとなる。

例：主たる工種が透水性舗装工（主に歩道）の場合

- ・ 測定基準が片側200mごとに1か所となっているため、約2,000m（両側合算でも可）の施工延長で適用できる。その場合の測定項目、測定箇所は、厚さとなる。

例：主たる工種が切削オーバーレイの場合

- ・ 測定基準が40mごとに1か所となっており、測定点は車道中心線、車道端及びその中心となっているため、約40mの施工延長で試料数が満たすことになる。

ただ、車道の幅員によっては、測定点の適用を車道中心線と車道端のみとする場合がある。また、高さも基準高で計測することになっているため、設計図書に現舗装高さ及びオーバーレイ後の基準高の明示がない場合もあるため適用する場合は、施工前に必ず監督職員と協議を行い、適用の有無を確認する。

なお、施工前の事前測量により、現舗装高さ及びオーバーレイ後の基準高さを算出し、施工中も切削後の基準高を計測する場合は、試料数を満たしていればばらつき判定が適用できる場合もある。その場合も、施工前に必ず監督職員と協議を行い、ばらつき判定の適用の有無を確認する。なお、適用する場合の測定項目、

出来形管理のばらつき判定について

測定箇所は、厚さとなる。

<注意点>

- ・ ばらつき判定実施の有無は、監督職員と必ず施工前に協議する。
- ・ ばらつき判定を実施する場合は、必ず「出来形管理図表」（工程能力図、ヒストグラム等）の提出が必要となる。ばらつき判定が可能な工事においても、上記資料の提出がない場合は、ばらつき判定を実施しない。

出来形数量総括表の作成に係る注意点

【参考】出来形数量総括表

工種	規格	単位	設計値 (まるめ)	出来形数量 (実測値)	出来形数量 (まるめ)	数量増減	備考
アスファルト舗装工							
表層（車道）	再生密粒度 As (13)	m ²	1,500	1,508	1,510	+10	
縁石工							
歩車道境界ブロック	京都市型 A 種	m	10	9.8	10	±0	

※1 設計値（まるめ）：設計内訳書の最終数量

出来形数量：実測値での出来形算出数量

出来形数量（まるめ）：実測値での出来形算出数量を数量算出要領に基づき、まるめた数量

数量増減：出来形数量（まるめ）から設計値（まるめ）を引いた数量

※2 出来形数量（実測値）が設計値（まるめ）を下回っても、出来形数量（まるめ）で設計値（まるめ）以上であれば、出来形不足とはならないが、出来形成果表において延長が、規格値を満たしていることを確認する。規格値を満たしていなければ出来形不足となる。

《参 考：様 式》出来形数量總括表（完成検査対象用）

[illegible]

《参 考：様 式》出来形数量総括表 完成検査対象用：既済部分（部分引渡し）検査 実施済
現場中間検査

[illegible]

《参 考：様 式》出来形数量總括表

[illegible]

* 現場中間検査において、打合せ簿で検査対象となる設計数量を変更した場合は、備考欄にその旨を記載する。ただし、既済部分（部分払・部分引渡し）検査において、検査対象となる設計数量を変更した場合は、必ず、検査受検前に検査対象となる設計数量以上に変更契約を締結する。

10 打合せ簿

(1) 打合せ簿一覧表

打合せ簿一覧表の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等																					
○ 「工事完成の日」までに ○ 「監督職員の求め」に応じて適宜	○ 「工事打合せ簿一覧表」 ＜情報共有システムによる電子検査を実施する場合＞ 工事打合せ簿一覧表に代えて、工事帳票一覧表（打合せ簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書、立会願）を提出（電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体）。	—																					
【記載例】 様式 8-2 工事打合せ簿一覧表 工 事 名 ○○○工事（○○通） <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>内容（簡潔に）</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>工事工程表、請負代金内訳書の提出</td><td>原本は、「(1) 契約関係」ファイル</td></tr> <tr> <td>2</td><td>設計図書の照査報告書の提出</td><td>原本は、「(4) 施工計画」ファイル</td></tr> <tr> <td>3</td><td>施工計画書の提出</td><td>原本は、「(4) 施工計画」ファイル</td></tr> <tr> <td>4</td><td>施工体制台帳・施工体制図の提出</td><td>原本は、「(2) 施工体制」ファイル</td></tr> <tr> <td>5</td><td>○○工の施工方法について（本工事のみ）</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>○○工の施工方法について（附工事のみ）</td><td></td></tr> </tbody> </table> ＜工事打合せ簿一覧表＞ ○記載内容の注意点 ・ 「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。 ・ 「No.」は、以下に示す①又は②を選択して整理する。 ①打合せ簿すべてを日付順に整理する。 ②発議事項（「指示」、「協議」、「通知」、「報告」、「提出」、「その他」）別に分類して日付順に整理する。 ・ 「内容」は、打合せ簿の内容を分かりやすく簡潔に記載する。 ・ 「備考」は、「打合せ簿」とは別ファイルに整理する書類（建設副産物、施工計画書等）の保存場所（ファイル名等）を記載する。また、補足説明等があれば記載する。			No	内容（簡潔に）	備考	1	工事工程表、請負代金内訳書の提出	原本は、「(1) 契約関係」ファイル	2	設計図書の照査報告書の提出	原本は、「(4) 施工計画」ファイル	3	施工計画書の提出	原本は、「(4) 施工計画」ファイル	4	施工体制台帳・施工体制図の提出	原本は、「(2) 施工体制」ファイル	5	○○工の施工方法について（本工事のみ）		6	○○工の施工方法について（附工事のみ）	
No	内容（簡潔に）	備考																					
1	工事工程表、請負代金内訳書の提出	原本は、「(1) 契約関係」ファイル																					
2	設計図書の照査報告書の提出	原本は、「(4) 施工計画」ファイル																					
3	施工計画書の提出	原本は、「(4) 施工計画」ファイル																					
4	施工体制台帳・施工体制図の提出	原本は、「(2) 施工体制」ファイル																					
5	○○工の施工方法について（本工事のみ）																						
6	○○工の施工方法について（附工事のみ）																						
＜工事打合せ簿一覧表の提出に当たっての注意点＞ □ 別ファイル等に綴っている打合せ簿は、打合せ簿一覧表に内容だけを記載し、備考欄には綴っているファイル名等を記載する。なお、打合せ簿は重複して添付しないようにする。 □ 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合 ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する工事打合せ簿は、「内容」欄の内容後に、「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。 ＜提出書類の整理＞ □ 検査受検に当たっては、「打合せ簿」のファイルに添付する。 （「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照） ＜参 考＞ □ 打合せ簿一覧表について ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞ （https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）																							

(2) 打合せ簿

打合せ簿の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
☐ 「打合せすべき事象が生じた場合」速やかに ☐ 「設計変更の対象となる場合」速やかに ☐ 「各工事関係書類の提出時」速やかに	☐ 「工事打合せ簿」 【添付資料】 ☐ 打合せ内容が確認できる必要最小限の関係資料 ☐ 監督職員から求められた関係資料	☐ 工事請負契約書 ☐ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 （以下、記載項目以外にも打合せ項目があるため注意する） 1 一般事項 第2条 「監督職員への報告」、第4条 「工事の周知徹底」、 第6条 「ワンデーレスポンス」、 第9条 「京都市建設局における熱中症対応に資する現場管理費の補正の試行」の実施 2 契約に関する事項 第1条 「設計図書の変更」 3 施工管理に関する事項 第1条 「地下埋設物件等（架空線及び橋梁添加物件を含む）の事故防止」、 第2条 「所轄警察署等の関係機関協議」、第5条 「近接施工」、 第7条 「電子検査」、第8条 「工事標示板の設置」、 第9条 「京都市水共生プランに係る広報」 4 品質管理に関する事項 第5条 「コンクリートの水セメント比」、 第6条 「鉄筋コンクリート構造物のスランプ等」 5 環境対策に関する事項 第1条 「低騒音型及び超低騒音型の使用」 第3条 「夜間作業における騒音に係る基準の遵守」 6 建設副産物に関する事項 第2条 「再生資材の利用」 特記仕様書（個別工事編） 第〇条 「情報共有システムの利用」→受発注者間で事前確認する際は、工事打合せ簿ではなく、メール等による確認でもよい。		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：工程管理」、 「施工状況：対外関係」		

【記載例】

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者 ☐ 発注者 ☒ 受注者		発議年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()			
工事名 〇〇〇工事			
(内 容) 〇〇〇〇について			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
総括監督員	主任監督員	担当監督員	
			現場代理人 主任(監理)技術者 〇〇 〇〇

<工事打合せ簿>

〇記載内容の注意点

- ・「発議者」は、「発注者」又は「受注者」の発議した者とする。
- ・「発議年月日」は、「提出日」とする。ただし、口頭等で提出日までに発議（発注者又は受注者）を行った場合は、発議した日とする。
- ・「発議事項」は、「指示」、「協議」、「通知」、「報告」、「提出」、「その他」から発議内容に沿った事項を選択する。また、「その他」を選択した場合は、「発議事項」に追記する。
（各事項の定義は、118 ページを参照）
- ・「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・「内容」は、発議内容を分かりやすく簡潔に記載する。
- ・「処理・回答」は、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「受理」、「その他」から発議内容にあった「処理・回答事項」を選択する。また、「その他」を選択した場合は、「処理・回答事項」を追記する。
- ・「処理・回答」欄は、「発注者」及び「受注者」とも「処理・回答事項」から選択した内容に沿って補足内容を記載する。

《工事打合簿の作成に当たっての注意点》

- 工事実施に当たって、契約図書や土木工事共通仕様書等に基づく「指示」、「承諾」、「協議」、「通知」、「提出」等の事項は、書面又はその他資料等により取り交わし、整理する。
そのため、発注者と受注者間で文書により取り交わす必要があるものは、全て「工事打合簿」を作成する。
- 設計変更の対象となる事項、設計変更の対象とならない事項及び設計図書と相違する内容等は、漏れなく工事打合簿を作成し、「受注者」と「発注者」間で取り交わす。
例：追加施工、廃工、構造変更、施工数量の変更、施工位置の変更、形状・寸法の変更、施工内容等の変更、契約金額の増減に関すること等
- 工事施工に伴い、緊急で「発注者」と「受注者」間で口頭による指示、協議、承諾、報告等の発議事項があった場合は、後日、工事打合簿を作成し、「受注者」と「発注者」間で取り交わす。
- 工事打合簿の添付資料は、打合せ内容が確認できる必要最小限の関係資料（現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図、各種基準書・示方書（写し）等）及び監督職員から求められた資料とする。なお、共通仕様書、特記仕様書及び積算基準書（写し）の添付は不要とする。
- 工事打合簿の作成に当たって、発議内容や添付資料に不備や疑義等がある場合には、「発注者」と「受注者」間で早急に連絡調整を行い、改善・対策を講じる。
- 工事打合簿（指示）は、発注者が作成する。
- 特に、報告等を行わないものは、「連絡」として取り扱うものとする。「連絡」の場合は、「工事打合簿」の提出は不要とする。
- 情報共有システムの受発注者間の事前確認は「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（R6.3）」参照。

《工事打合簿の記載に当たっての注意点》

- ワンデーレスポンスについて
受注者からの質問・質疑に対して、発注者が解決策を原則１日（翌日まで）で回答する取組である。また、できる限り１日で回答するように努力するが、１日で回答できない場合でも、受注者に対して、次の段取りができるように「回答期限」の通知を１日で行う。

《工事打合簿の提出に当たっての注意点》

- 以下の①又は②の整理方法を選択して提出する。
 - ① 打合簿すべてを日付順に整理する。
 - ② 発議事項（「指示」、「協議」、「通知」、「報告」、「提出」、「その他」）別に分類して日付順に整理する。
- 設計図書に本工事と附工事等が区分されている場合
 - ・ 本工事のみ又は附工事のみに該当する工事打合せ簿は、「内容」欄の内容後に、「（本工事のみ）」又は「（附工事のみ）」と記載する。

《参 考》

- 監督員、条件変更等、設計図書の変更について
 - ・ 工事請負契約書 第１１条、第２０条、第２１条＜様式 工事請負契約書＞
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- 監督職員、設計図書の変更について
 - ・ 土木工事共通仕様書 １－１－１－７（監督職員）
１－１－１－１６（設計図書の変更）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（京都市建設局）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000170125.html>)
- 工事打合簿の要否について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）
 - １ 一般事項 第２条、第４条、第６条、第９条
 - ２ 契約に関する事項 第１条
 - ３ 施工管理に関する事項 第１条、第２条、第５条、第７条、第８条、第９条
 - ４ 品質管理に関する事項 第５条、第６条
 - ５ 環境対策に関する事項 第１条、第３条
 - ６ 建設副産物に関する事項 第２条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 工事打合簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- 京都市建設局情報共有システムについて
 - ・ 京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン＜令和 6 年 3 月＞
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

発議事項、処理・回答事項の用語の定義について

用語	定義
指示	契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること
承諾	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意すること
協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること
提出	監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと
提示	監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明すること
報告	受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせること
通知	発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること
連絡	監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第20条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせること なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

現場着手前に工事打合簿にて、監督職員への承諾、協議が必要な事項

特記仕様書（全工事共通編）

内容	監督職員との協議内容
1 一般事項 第9条「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施	・ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合
3 施工管理に関する事項 第7条「電子検査」	・ 情報共有システムを利用し、電子成果品で納品した場合
3 施工管理に関する事項 第8条「工事標示板の設置」 第9条「京都市水共生プランに係る広報」	・ 工事標示板の標示内容の承諾
3 施工管理に関する事項 第16条「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」	・ デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施する場合
5 環境対策に関する事項 第3条「夜間作業における騒音に係る基準の厳守」	・ 資材や土砂の仮置き場等の選定に際して

(1) 工事写真

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
○ 「工事完成の日」までに ○ 「監督職員の求め」に応じて適宜	○ 「工事写真」	○ 土木工事共通仕様書 ○ 土木工事施工管理基準 ○ 写真管理基準
特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項	該当項目 第9条 「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行の実施」	
3 施工管理に関する事項	第7条 「電子検査」、第12条 「工事現場の現場環境改善等（率分） 第16条 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」	
5 環境対策に関する事項	第1条 「低騒音型及び超低騒音型の使用」 第2条 「排出ガス対策型建設機械」	
《工事写真の撮影に当たっての注意点》 ☐ 土木工事施工管理基準（写真管理基準）に定める区分、工種、撮影項目、撮影頻度（時期）及び摘要に基づき、工事写真の撮影を実施する。120ページの《参考：土木工事施工管理基準＜土木請負工事必携 土木工事施工管理基準＞、写真管理基準（写真管理要領、各撮影箇所一覧表）＜土木請負工事必携 写真管理基準＞》を参照する。 ・ 「品質管理写真」の撮影は、「品質管理写真撮影箇所一覧表」に定める工種、撮影項目、撮影頻度（時期）及び摘要に基づき、実施する。 ・ 「出来形管理写真」の撮影は、「出来形写真撮影箇所一覧表」に定める工種、撮影項目、撮影頻度（時期）及び摘要に基づき、実施する。 ☐ 工事写真の撮影に当たり、工事名や工種、測点（位置）、設計値、実測値、略図等のうち、必要事項を記載した小黑板を、文字が判読できるよう被写体とともに写しこむ。 ☐ 写真管理基準の撮影項目及び撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示に基づき、追加・削減ができるものとする。 ☐ 「撮影箇所一覧表」に記載のない工種は、監督職員と協議のうえ、撮影項目、撮影頻度（時期）等の取扱いを定める。 ☐ 不可視となる出来形部分は、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影する。 ☐ 工事材料の保管状況（養生状況）が確認できる写真も撮影する。 ☐ 受注者は、工事写真を施工管理の一環として、着手前及び完成後並びに工事の段階ごとに撮影する。また、各施工の完了後において明視できなくなる箇所（埋戻し又は水没する箇所等）に加えて、明視できる箇所についても、撮影漏れのないよう慎重・正確に撮影する。 ☐ 写真管理基準の「写真管理要領」の内容も確認・理解したうえで、写真を撮影する。 《デジタル工事写真の使用に当たっての注意点》 ☐ デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「特記仕様書（全工事共通編）3 施工管理に関する事項 第16条「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」と「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）」に基づき実施しなければならない。 《工事写真の提出に当たっての注意点》 ☐ 土木工事施工管理基準（写真管理基準）に定める、提出頻度（紙媒体で工事写真帳に整理して提出する場合）及び撮影頻度（電子納品に格納して提出する場合）に基づき、工事写真を提出する。120ページの《参考：土木工事施工管理基準＜土木請負工事必携 土木工事施工管理基準＞、写真管理基準（写真管理要領、各撮影箇所一覧表）＜土木請負工事必携 写真管理基準＞》を参照する。 ・ 「品質管理写真」は、「品質管理写真撮影箇所一覧表」に定める、提出頻度（電子納品に格納して提出する場合）に基づき、提出する。 ・ 「出来形管理写真」は、「出来形管理写真撮影箇所一覧表」に定める、提出頻度（紙媒体で工事写真帳に整理して提出する場合）及び撮影頻度（電子納品に格納して提出する場合）に基づき、提出する。 ☐ 写真管理基準の提出頻度（紙媒体で工事写真帳に整理して提出する場合）が工事内容に合致		

しない場合は、監督職員の指示に基づき、追加・削減ができるものとする。

- 「撮影箇所一覧表」に記載のない工種は、監督職員と協議のうえ、提出頻度（紙媒体で工事写真帳に整理して提出する場合）を定める。
- 工事写真帳の作成に当たっては、写真管理基準の「写真管理要領」に基づく。
- 撮影した小黑板の記載内容に誤りがある場合は、写真帳の備考欄等に、その旨を記載する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、「工事写真」のファイルにまとめる。
（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）

《参 考》

- 写真管理基準、写真管理要領、各撮影箇所一覧表、土木工事施工管理基準
 - ・ 土木工事施工管理基準＜土木請負工事必携 土木工事施工管理基準＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ・ 写真管理基準（写真管理要領、各撮影箇所一覧表）＜土木請負工事必携 写真管理基準＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 工事完成検査について
土木工事共通仕様書 1-1-1-22（工事完成検査）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- デジタル工事写真の小黑板情報電子化について
 - ・ 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」
（令和5年3月15日付け国技建管第6号）
＜2 土木工事共通仕様書・施工管理基準等
（4）写真管理基準、デジタル工事写真の小黑板情報電子化について＞
（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html）
- 一般事項、施工管理及び環境対策に関する事項
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 1 一般事項 第9条
3 施工管理に関する事項 第7条、第12条、第16条
5 環境対策に関する事項 第1条、第2条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

写真管理基準：写真管理項目に示す用語の定義

用 語	定 義
撮影頻度 [時期]	工事写真として、撮影する回数、場所等を示したものの。なお、電子納品（電子成果品）の際は、撮影した枚数の全てを提出するもの
提出頻度	紙媒体として、工事写真帳を整理した際に提出する枚数を示したもの

各撮影箇所一覧表に示す用語の定義

用語	定義
代表箇所	当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう
適宜	設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと

工事写真の不適切な事例について

- ・ 測定尺、測定機器の数値が判読できない。
- ・ 検測写真の黒板に設計値と実測値が併記されていない。
- ・ 不可視部分を確認するための写真が添付されていない。
- ・ 撮影内容（作業内容や対象構造物）が不鮮明（特に夜間工事）
- ・ 撮影場所や工種が黒板に記載されていない。
- ・ 黒板の表示が不鮮明又は判読できない。
- ・ 黒板が被写体と同時に撮影されていない。

「写真管理基準」における注意点 （品質管理写真撮影箇所一覧表）

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		コンクリート舗装の場合適用
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
		プルフローリング	路盤ごとに1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤ごとに1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
含水比試験					
8	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類ごとに1回 [試験実施中]	適宜	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			

① 該当する工種の撮影項目、撮影頻度（時期）は、漏れなく撮影する

② 工事関係書類（紙媒体）として提出する工事写真帳は、提出頻度で整理する

「写真管理基準」における注意点
(出来形管理写真撮影箇所一覧表)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層 40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[施工中]	各層 80m ごとに 1 枚、延長 80m 未満は 2 枚	
						整正状況	各層 40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[整正後]		
						厚さ	各層 200m ごとに 1 回、延長 200m 未満は 2 回[整正後]	200m ごとに 1 枚、延長 200m 未満は 2 枚	
						幅	各層 80m ごとに 1 回、延長 80m 未満は 2 回[整正後]	80m ごとに 1 枚、延長 80m 未満は 2 枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[整正後]	80m ごとに 1 枚、延長 80m 未満は 2 枚	
						タックコート、プライムコート	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[散布時]		
						幅	各層 80m ごとに 1 回、延長 80m 未満は 2 回[整正後]	80m ごとに 1 枚、延長 80m 未満は 2 枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[施工後]	40m ごとに 1 枚、延長 40m 未満は 2 枚	
						厚さ 幅 高さ	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[型枠取外し後]		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所 1 回[施工後]	全枚数	
						タックコート	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[散布時]	80m ごとに 1 枚、延長 80m 未満は 2 枚	
						整正状況	40m ごとに 1 回、延長 40m 未満は 2 回[施工後]		

① 該当する工種の撮影項目、撮影頻度(時期)は、漏れなく撮影する

② 工事関係書類(紙媒体)として提出する工事写真帳は、提出頻度で整理する

工事写真帳の整理順について

以下、①から⑧の順番に整理する。

撮影箇所一覧表

	区分	工種	写真管理項目		
			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度
①	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 1 回 〔着手前〕	着手前 1 枚
		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 1 回 〔完成後〕	施工完了後 1 枚
②	施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月 1 回 〔月末〕	不要
			施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜
				高度技術・創意工夫・社会性等に関する 実施工況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要
		仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況 形状寸法	1 施工箇所に 1 回 〔施工前後〕	代表箇所 1 枚
		図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要
③	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎に 1 回 〔設置後〕	全景 1 枚
			各種保安施設の設置状況	種類毎に 1 回 〔設置後〕	
			監視員交通整理状況	各 1 回 〔作業中〕	
			安全訓練等の実施状況	実施毎に 1 回 〔実施中〕	不要
④	使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	品目毎に 1 回 〔使用前〕	不要
			品質証明 （JIS マーク表示）	品目毎に 1 回	
			検査実施状況	品目毎に 1 回〔検査時〕	
⑤	品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載			
⑥	出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載			
⑦	災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜
	事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜
⑧	その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜
		環境対策 現場環境改善等	各施設設置状況	各種毎 1 回 〔設置後〕	適宜

工事写真帳以外に添付する写真

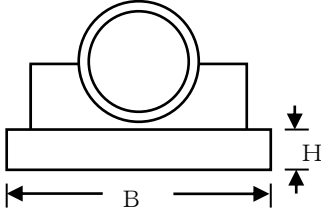
内 容	写 真	添付先
材料確認	使用材料の検査実施状況	材料確認書に添付
段階確認、立会願	① 施工管理記録を段階確認書・立会願に添付する場合 ・ 臨場確認時の測定写真等は省略可。また、臨場確認の状況写真も不要（写真管理基準に記載）。 ② 施工管理記録に代えて写真を段階確認書、立会願に添付する場合 ・ 黒板に施工管理記録（実測値及び規格値）を記載した写真を撮影	② の場合は、段階確認書立会願に添付
現場環境改善	現場環境改善の実施状況	現場環境改善に関する実施報告資料に添付
創意工夫・社会性等	創意工夫・社会性等の実施状況	創意工夫・社会性等に関する実施報告資料に添付
打合せに使用した写真（施工状況、図面と現地との不一致等）	施工状況 図面と現地との不一致状況等	各打合せ簿に添付

工事写真の省略について

（写真管理基準）

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。
（ただし、施工管理記録を段階確認書に添付する場合に限る。）

工事記録写真の撮影時に必要な黒板の記載例

工 事 名	右京幹線排水路改良工事		
工 種	φ 600 管基礎工(ぐり石基礎)		
位 置	No.5 + 10m		
撮 影 内 容	形 状 寸 法  (設計) (実測) B : 120cm 121cm H : 15cm 15cm 施工 ○ ○ 建設(株)		

注：撮影内容の欄には、試験数値又は構造物の出来形とその形状寸法等を（設計値と実測値の両寸法を比較して）記載すること。

12 電子納品

(1) 電子納品成果資料（事前協議チェックシート、電子成果品、電子媒体納品書、チェックシステム結果）

電子納品成果資料（事前協議チェックシート、電子成果品、電子媒体納品書、チェックシステム結果）の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
【建設局が発注する工事（工事に類する業務委託を含む。）に適用】 ○「事前協議チェックシート」工事着手前まで ○「電子成果品」「電子媒体納品書」「チェックシステム結果」「工事完成の日」までに	○「事前協議チェックシート」（打合せ簿により提出） ○「電子成果品」（正・副：2部提出） ○「電子媒体納品書」 ○「チェックシステム結果」	○ 土木工事共通仕様書 ○ 京都市建設局電子納品実施要領（工事編）

特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第6条 「電子納品」

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】
事前協議チェックシート

電子媒体納品

チェックシステム結果

<事前協議チェックシート>
○記載内容の注意点（打合せ簿）

- ・「発議者」は、受注者とする。
- ・「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。
- ・「発議事項」は、「提出」とする。
- ・「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。
- ・「内容」は、「事前協議チェックシートについて」と記載する。
- ・「処理・回答」発注者は、「受理」をする。

＜事前協議チェックシート＞

○記載内容の注意点

- (1) 協議参加者、工事管理情報
 - ・「工事名」、「工期」は、工事請負契約書を参照して記載する。
 - ・「案件番号」は発注者の指示に従い、年度（西暦下4桁）、所属番号（4桁）、年度（西暦下2桁）、管理番号（所属ごとに設定する3桁）半角11桁を記入する。所属番号は積算システムで表示される所属番号と同じ番号とする。
 - ・「受注者コード」は入札参加有資格者名簿のコード10桁を記入する（京都市入札情報館参照）。
 - ・「発注者」は、「監督員通知書」を参照して記載する。
- (2) 適用要領・基準類
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議の際に、採用する適用要領・基準類の発行月を決め、表中に明記する。関係しない適用要領・基準類にはチェックを付けないこと。
- (3) 利用ソフト
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により、決定した「利用ソフト名称」又は「ファイル形式」及び「バージョン」を記載する。
- (4) 工事写真の提出方法
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により、決定した「工事写真の提出方法」（デジタルカメラ又は銀塩カメラ）を選択する。
- (5) 工事帳票の交換・共有方法
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により、決定した「情報共有システムの活用」の有無及び「情報共有システムの種類・名称」を記載する。
- (6) インターネットアクセス環境
 - ・「受注者」のインターネットアクセス環境（最大回線速度及び電子メール添付ファイルの容量制限）に該当する項目を選択する。
- (7) 発注図の貸与
 - ・「受注者」が「発注者」から発注図を貸与する方法（電子媒体、情報共有システム、電子メール他）を選択する。
- (8) 電子納品・電子検査対象項目
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により、決定した「電子納品の対象」の有無及び「検査対象」（紙媒体又は電子検査）を選択する。
- (9) 電子検査使用機器
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により、決定した「機器名称」（パソコン、プロジェクタ、スクリーン、追加モニタ）の使用の有無を選択する。また、用意する者（発注者又は受注者）に○を記載する。
- (10) 電子成果品の検査
 - ・「受注者」と「発注者」間における事前協議結果により決定した、用意する者（発注者又は受注者）に○を記載する。

＜電子成果品：正・副：2部提出＞

○記載内容の注意点

- ・納品する電子成果品には、以下の情報を記載する。なお、情報の記載は、電子成果品に直接印刷若しくは油性フェルトペンとし、シールの貼り付けは認めない。
- ・「案件番号」は発注者の指示に従い、年度（西暦下4桁）、所属番号（4桁）、年度（西暦下2桁）、管理番号（所属ごとに設定する3桁）半角11桁を記入する。所属番号は積算システムで表示される所属番号と同じ番号とする。
- ・「何枚目／総枚数」：1枚の場合は、1／1。また、2枚の場合は、1／2と記載する。
- ・「工事名称」：事前協議チェックシートを参照して記載する。
- ・「作成年月」：作成した年と月を記載する。
- ・「発注者名」、「受注者名」：事前協議チェックシートを参照して記載する。
- ・「ウイルスチェックに関する情報」：使用した「ウイルス対策ソフト名」と「チェック年月日」等を記載する。
- ・「フォーマット形式」：使用した「フォーマット形式」を記載する。
- ・「受注者欄」：現場代理人（主任技術者、監理技術者を含む）の名字を記名（署名又は押印を含む。）する。

＜電子媒体納品書＞

○記載内容の注意点

- ・「日付」：発注者への提出日（受理日）を記載する。
- ・「受注者」（住所・氏名）：工事請負契約書を参照して記載する。
- ・「受注者」（現場代理人氏名）：現場代理人等通知書を参照して記載する。
- ・「工事名称」：事前協議チェックシートを参照して記載する。
- ・「案件番号」は発注者の指示に従い、年度（西暦下4桁）、所属番号（4桁）、年度（西暦下2桁）、管理番号（所属ごとに設定する3桁）半角11桁を記入する。所属番号は積算システムで表示される所属番号と同じ番号とする。
- ・「電子媒体の種類」、「規格」、「単位」、「数量」は、電子媒体納品書の例に基づき記載する。
- ・「作成年月日」：作成した年月日を記載する。

＜チェックシステム結果＞

○記載内容の注意点

- ・エラー数が0であることを確認する。
- ・エラーがある場合は、原因を解明し、是正する。
- ・原因を解明できないエラーがある場合は、電子納品支援ソフトの提供者によるサポート窓口相談する。
- ・どう対応してもエラーを解消しえない場合は、受発注者間で協議のうえ対応方針を決定し、打合せ簿等で協議記録を残しておく。

＜電子納品の実施に当たっての注意点＞

- 各ファイルのサイズは、上限10MBまでとする。それを越える場合は、章や編等で分割し10MB以内とする。
- 電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）は、基本的に1枚とする。ただし、容量が大きい場合や、情報共有システムを活用する場合は複数枚でも可とする。
- チェックシステム結果における「協議・警告（青色）」はエラーではないため、データ修正の要否は受発注者の協議事項とする。

＜提出書類の整理＞

- 検査受検に当たっては、「電子納品」のファイルにまとめる。なお、監督職員に提出済（事前協議チェックシート）の書類は、「電子納品」のファイルに綴じる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 「事前協議チェックシート」の提出に当たっては、打合せ簿にて提出する。また、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、「事前協議チェックシート」のみ紙媒体を不要とする。なお、「電子媒体納品書」、「チェックシステム結果」は、紙媒体で提出する。

＜参 考＞

- 京都市建設局電子納品実施要領について
 - ・ 京都市建設局電子納品実施要領（工事編）（令和6年3月）
 - ・ 様式（事前協議チェックシート）
＜【別表－1】事前協議チェックシート（令和6年3月）＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000284340.html>)
- 受注者コードについて
競争入札参加有資格者名簿
(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>)（京都市入札情報館）
- 京都市建設局電子納品チェックシステムについて
 - ・ ダウンロードファイル (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000284340.html>)
- 京都市建設局情報共有システムについて
 - ・ 京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)
- 工事完成図書の納品について
土木工事共通仕様書 3－1－1－7（工事完成図書の納品）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- 電子納品に関する要領・基準（国土交通省）
 - ・ 工事完成図書の電子納品等要領
 - ・ CAD製図基準
 - ・ デジタル写真管理情報基準
 - ・ 測量成果電子納品要領
 - ・ 地質・土質調査成果電子納品要領

(http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)
- 電子納品に関する要領・基準：ガイドライン（国土交通省）
 - ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】
 - ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン
 - ・ 電子納品等運用ガイドライン【測量編】
 - ・ 電子納品等運用ガイドライン【地質・土質調査編】

(http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)
- 特記仕様書（全工事共通編） 3 施工管理に関する事項 第6条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式く土木請負工事必携 提出書類様式集>
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

13 その他資料

(1) 現場環境改善について

現場環境改善については、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等
☐ 「工事完成の日」までに ☐ 「監督職員の求め」に応じて適宜	☐ 「施工計画書」 ☐ 「工事写真」	☐ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第12条 「工事現場の現場環境改善等（率分）」		

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」

【記載例】

様式 8-1

NO. _____

工 事 打 合 簿

発議者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他（ ）			
工 事 名	〇〇〇工事			
(内 容)	現場環境改善に関する実施報告について			

現場環境改善に関して、実施報告書は不要とする（施工計画書への記載及び各施設設置後の写真撮影は必要）。

処理・回答	発注者	上記について	☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他（ ）	和 年 月 日
	受注者	上記について	☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ）	令和 年 月 日

総務員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任（専任）技師等
			〇〇	〇〇

＜現場環境改善に関する資料＞

○記載内容の注意点（施工計画書）

- 受注者は、現場環境改善等の実施に当たり、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。

○写真撮影について（工事写真）

- 受注者は、写真管理基準に基づき、各施設設置後、各種 1 回、写真撮影するものとする。

＜現場環境改善の実施に当たっての注意点＞

- ☐ 設計内訳書の率分計上の場合は、現場環境改善の実施内容として、132 ページの「現場環境改善等（率分）の実施内容」一覧表の中から選択し、実施する。なお、実施内容は、同表の各計上項目から 1 内容ずつ（ただし、1 つの計上項目は 2 内容）選択し、5 つの内容を実施する。
 - ・ 実施内容の選択に当たり、地域状況や工事内容により、上記、計上項目による配分での実施が困難な場合は、「受注者」と「発注者」間で協議のうえ、計上項目・実施内容の配分を変更できるものとする。
 - ・ 計上項目における実施内容の選択については、施工現場等で効果が得られる内容とする。
 - ・ 実施内容が設計内訳書の率分計上額と大きく乖離しないこと。また、大きく乖離する場合は、実施内容を「受注者」と「発注者」間で協議する。
- ☐ 現場環境改善費において、積上げ計上がある場合は、積上げ計上の内容を実施する。また、実施内容は、積上げ計上の設計金額を満たし、尚且つ、積上げ計上の設計金額を満たした根拠資料を監督職員に提出する。
- ☐ 現場環境改善の実施に当たり、具体的な実施内容、実施期間等を施工計画書に記載する。

□ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

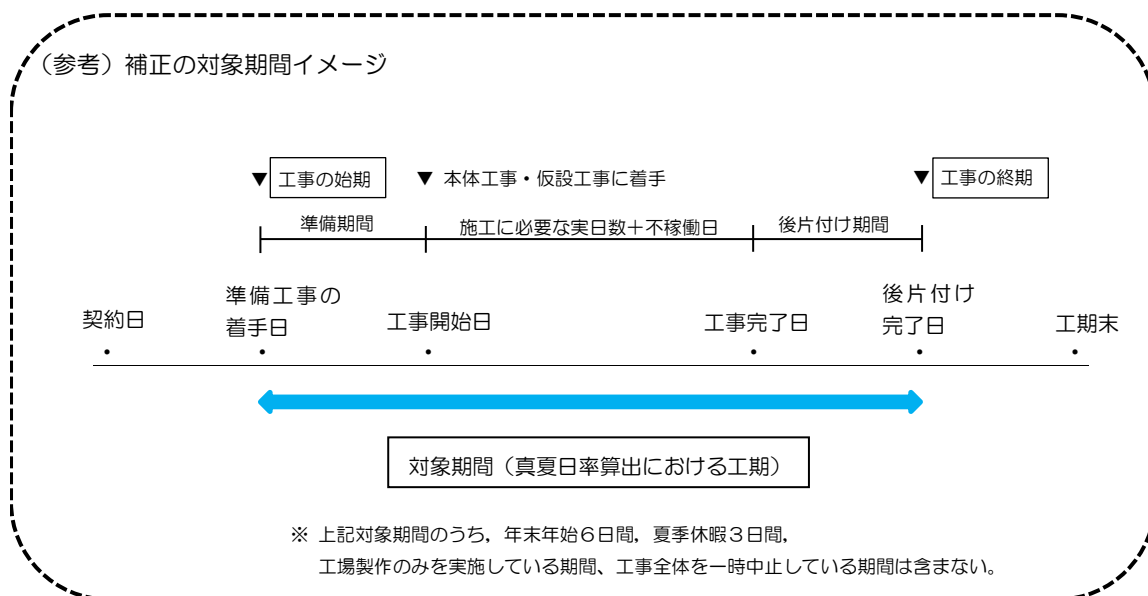
京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

<留意点>

(1) 真夏日率の算定に係る工期

算定に用いる工期設定は、準備工事の着手日から後片付けを含む完了日までとなる。



(2) 真夏日日数の集計結果及び熱中症対策の状況写真は、全工期分をまとめて、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

(3) 熱中症対策事例としては、作業員個人を対象にした「塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等」がある。

□ 現場環境の改善費用の充実（熱中症対策等）

土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞ 2.共通編 第Ⅰ編総則 第9章①土木請負工事における現場環境改善費の積算

<留意点>

(1) 熱中症対策・防寒対策に係る設計変更の対象案件

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

ア 令和7年4月1日以降に入札公告（随意契約では見積合わせ通知）されたもの

イ 受注者から熱中症対策・防寒対策に係る費用の協議があったもの

ウ 現場環境改善費（率分）を計上しているもの

(2) 積み上げ計上の上限

積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

(3) 現場環境改善費（避暑（熱中症防止））事例としては、現場の施設や設備を対象にした「日よけテント、遮光ネット、送風機、製氷機等」がある。

《参 考》

- 現場環境改善に関すること
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-28（工事中の安全確保）
 ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
 （<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編）3 施工管理に関する事項 第12条
 （<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）
- 現場環境改善 事例集について
 - ・ 環境改善事例について
 - ・ 建設現場の環境をより快適に：「快適トイレ」の設置事例集
 （国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術管理課）
 （<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/kankyokaizen/>）
- 京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について
 （<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280460.html>）
- 現場環境改善費の積算方法における熱中症対策・防寒対策に関する費用の積算
 土木工事標準積算基準書（共通編） 第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算
 （<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000210692.html>）

「現場環境改善等（率分）の実施内容」一覧表について
 （各計上項目から1内容ずつ（ただし、1つの計上項目は2内容）選択し、5つの内容を実施）

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む。) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む。) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む。) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む。) 9.社会貢献

(2) 創意工夫・社会性等に関する実施報告資料

創意工夫・社会性等に関する実施報告資料の提出に当たっては、以下のことに留意する。

監督職員への提出時期	提出書類	根拠法令等																																																							
☐ 「工事完成の日」までに ☐ 「監督職員の求め」に応じて適宜	☐ 「創意工夫・社会性等に関する実施報告資料」（実施状況写真を含む） （打合せ簿により提出）	☐ 土木工事共通仕様書																																																							
【記載例】 様式 8-1 NO. _____ 工 事 打 合 簿 <table border="1"> <tr> <td>発議者</td><td>☐ 発注者</td><td>☐ 受注者</td><td>発議年月日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>発議事項</td><td colspan="7"> ☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 () </td></tr> <tr> <td colspan="8">工事名</td></tr> <tr> <td colspan="8">(内 容)</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">処理・回答</td><td>発注者</td><td>上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>受注者</td><td>上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>担当監督員</td><td>現場代理人</td><td>主任(監理)技術者</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ＜創意工夫・社会性等に関する実施報告資料＞ ○記載内容の注意点（打合せ簿） ・「発議者」は、受注者とする。 ・「発議年月日」は、監督職員への提出日（受理日）を記載する。 ・「発議事項」は、「提出」とする。 ・「工事名」は、工事請負契約書を参照して記載する。 ・「内容」は、「創意工夫・社会性等に関する実施報告について」と記載する。 ・「処理・回答」 発注者は、「受理」をする。			発議者	☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	令和	年	月	日	発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()							工事名								(内 容)								処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和	年	月	日	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和	年	月	日	総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者					
発議者	☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	令和	年	月	日																																																		
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()																																																								
工事名																																																									
(内 容)																																																									
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和	年	月	日																																																			
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()	令和	年	月	日																																																			
総括監督員	主任監督員	担当監督員	現場代理人	主任(監理)技術者																																																					

＜創意工夫・社会性等に関する実施に当たっての注意点＞

☐ 受注者は、自ら立案した創意工夫や地域社会への貢献内容を実施する。なお、実施に当たっては、当該工事にて効果が得られる内容とする。

☐ 自ら立案した内容が、創意工夫及び社会性等に該当するかの判断は、「工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表-別紙1-調査項目5-創意工夫：工夫事項」及び「工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表-別紙2-調査項目6-社会性等：評価対象項目」のチェック欄を参考にする。

＜創意工夫・社会性等に関する実施報告資料の提出に当たっての注意点＞

☐ 実施報告資料は、実施した項目、評価内容、実施内容及び実施内容の効果を記載する。併せて、実施状況写真も添付する。

- ・ 実施した項目： 創意工夫又は社会性等のどちらかを選択し、記載する。
- ・ 評価内容： 創意工夫の場合は、施工、新技術活用、品質、安全衛生から選択し、記載する。
社会性等の場合は、地域への貢献等を記載する。
- ・ 実施内容は、実施内容を記載する。
- ・ 実施内容の効果は、当該工事において、どのような効果があったかを記載する。

☐ 創意工夫で新技術活用を実施報告資料として提出する場合は、NETIS 検索結果を添付する。

《提出書類の整理》

- 検査受検に当たっては、監督職員に提出済の書類を、「その他資料」のファイルにまとめる。（「第3章 工事関係書類のまとめ方について」参照）
- 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

《参 考》

- 創意工夫・社会性等に関すること
 - ・ 土木工事共通仕様書 3-1-1-10（創意工夫）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
 - ・ 工事成績採点の考査項目別運用表 別紙1 考査項目5 創意工夫：工夫事項
別紙2 考査項目6 社会性等：評価対象項目
＜土木請負工事監督・検査諸規程＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 打合せ簿について
 - ・ 様式＜土木請負工事必携 提出書類様式集＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 創意工夫等 事例集について
 - ・ 生産性向上チャレンジ工事の試行と取組事例集（第二版）
国土交通省＞1. 監督・検査・工事成績評定＞（8）その他
(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)

《参 考：様 式》創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			
項目		評価内容	
実施内容			
(実施内容の効果)			
(実施状況写真)			

第2章 工事関係書類【提示資料】について

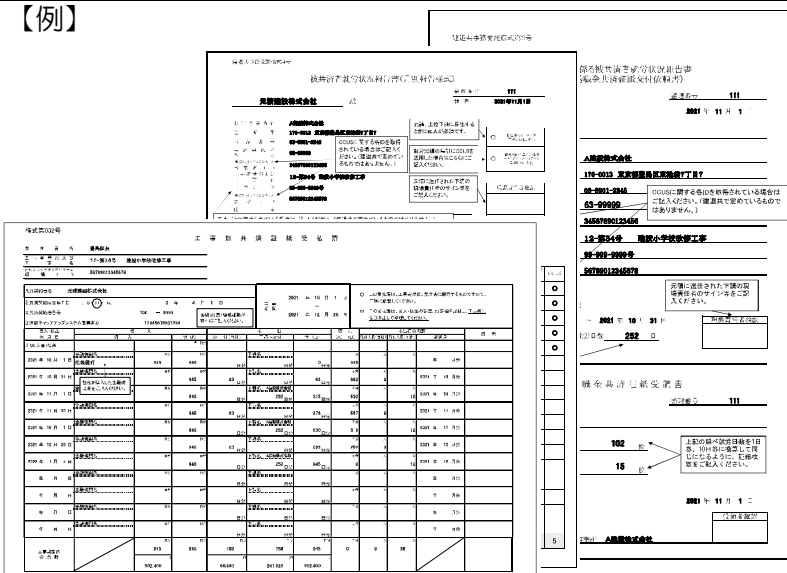
(1) 工事保険等の証券（写し）

工事材料（支給材料を含む）等を対象とする工事保険、火災保険等並びに法定外の労災保険、また、労働保険関係成立証明書の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期（監督職員・検査職員）	提示書類	根拠法令等
☐ 「各種保険の契約後」速やかに ☐ 「加入済みの保険の場合」は、工事契約後、速やかに ☐ 「監督職員の求め」に応じて適宜 ☐ 検査受検時	☐ 各種「保険証券」の写し ☐ 「労働保険関係成立証明書」（工事保険等の契約内容が分かるもの）	☐ 工事請負契約書 ☐ 土木工事共通仕様書 ☐ 労働保険の保険料の徴収等に関する施行規則
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 2 契約に関する事項 第3条 「工事保険等」、第4条 「法定外労災保険の付保」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」		
【例】 （厚生労働省 京都労働局 HP より） ＜工事保険等の証券（写し）＞ ○提示に当たっての注意点 ・ 工事内容を満たした保険である。 ・ 工事を包括した保険である。 ・ 保険の契約期間について、工事の契約工期を満たしている。		
《参 考》 ☐ 火災保険等について ・ 工事請負契約書 第59条＜様式 工事請負契約書＞ （https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm）（京都市入札情報館） ☐ 保険の付保及び事故の補償について ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-42（保険の付保及び事故の補償） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ （https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html） ☐ 工事保険等、法定外労災保険の付保について ・ 特記仕様書（全工事共通編） 2 契約に関する事項 第3条、第4条 （https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html） ☐ 労働保険関係成立証明書について（厚生労働省 京都労働局 HP） （ https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/tetsuzuki/rodo05.html ）		
☐ 建設の事業の保険関係成立の標識 ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条 （https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000008_20220701_504M60000100087） ☐ ここでの保険は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険を提示するものではなく、工事請負契約書、特記仕様書及び土木工事共通仕様書で義務づけた保険である。 ＜工事に係る主な保険の例＞ 施工時：土木工事保険、運送保険、請負業者賠償責任保険、受託物、賠償責任保険、労災総合保険、傷害保険、自動車保険等 施工後：土木構造物保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険（PL保険）等		

(2) 建設業退職金共済制度における証紙受払資料

建設業退職金共済制度における証紙受払資料の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」に依じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「建設業退職金共済制度における証紙受払資料」 【添付資料】 ○ 工事別共済証紙受払簿 ○ 被共済者就労状況報告書（日別報告様式） ○ 建設業退職金共済制度に係る被共済者就労状況報告書 等	○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 2 契約に関する事項 第7条 「建設業退職金共済制度」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」		
【例】  ＜建設業退職金共済制度における証紙受払資料＞ ○提示に当たっての注意点 ・ 「工事別共済証紙受払簿」の購入数量と掛金収納書の数量、払出数量と各種就労状況報告書の数量など、各書類間の整合が取れている。 ・ 「建設業退職金共済制度に係る被共済者就労状況報告書」において、共済証紙の交付依頼と受領を適宜、適切に行う。		
(建退協事業本部HPより) ＜参 考＞ □ 保険の付保及び事故の補償について ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-42（保険の付保及び事故の補償） 土木請負工事必携 土木工事共通仕様書> https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html □ 建設業退職金共済制度について ・ 特記仕様書（全工事共通編） 2 契約に関する事項 第7条 https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html □ 「建設業退職金共済制度（建退共）」は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している建設現場で働く労働者が被共済者となる。共済契約者となった事業主が被共済者である労働者の働いた日数に応じて掛金を納付することにより、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものである。 各種様式のダウンロードやQ&Aなどの情報が掲載されている下記アドレスを参照する。 ＜建設業退職金共済事業本部HP＞ https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/		

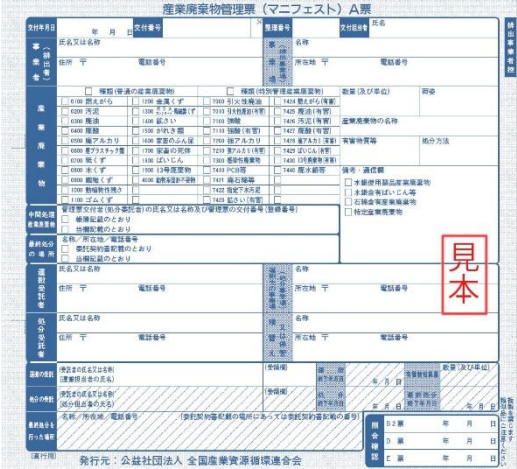
(3) コリンス (CORINS) 登録内容確認書

コリンス登録内容確認書の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「登録申請後」 (変更登録含む) 速やかに ○ 「監督職員の求め」に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「コリンス (CORINS) 登録内容確 認書」	○ 土木工事共通仕様 書
特記仕様書 (全工事共通編) 該当項目 2 契約に関する事項 第6条 「工事実績情報サービス (CORINS) の変更登録」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工体制：施工体制一般」		
【例】 	＜コリンス (CORINS) 登録内容確認書＞ ○提示に関する注意点 - コリンス (CORINS) 登録対象工事は、工事請負金額が 500 万円以上の工事である。当初は 500 万円未満であったが、変更により 500 万円以上となる場合は、変更後、速やかに登録する。 - 受注時登録及び変更登録時は、契約後の、土曜日、日曜日、祝日等を除く 10 日以内に登録する。 - 竣工登録は、原則、完成検査後に行う。 - 変更後、工事完成までにかかった日数が 10 日 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 - 工事完成後に訂正又は削除する場合も、コリンスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請をする (別途、紙の確認資料は不要)。 - 受注者は、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐のいずれかに変更が生じた場合、コリンスの変更登録を行う。 - 工事請負金額のみの変更の場合は、変更登録を必要としないが、技術者の専任義務が生じる工事請負金額 4,500 万円 (建築一式工事は 9,000 万円) 以上となった場合又は、主任技術者から監理技術者への変更が生じる下請負契約金額の合計が 5,000 万円以上となった場合は、変更登録を行う。	
(JACIC HP より)		
《参 考》 □ コリンス (CORINS) の登録及び変更登録について - コリンス (CORINS) の登録 土木工事共通仕様書 1-1-1-6 (コリンス (CORINS) への登録) ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html) - コリンス (CORINS) の変更登録 特記仕様書 (全工事共通編) 2 契約に関する事項 第6条 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html) □ 「コリンス・テクリス」とは、企業が受注した公共工事又は業務実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベースのことをいい、工事のデータベースが「コリンス」、業務委託のデータベースが「テクリス」である。 一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) は、コリンス・テクリスに登録された工事・業務実績情報を管理、企業情報、技術者情報と共に公共発注機関に提供している。工事・業務実績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認および技術者の配置状況の確認などに利用している。 登録方法やよくある質問などの情報が掲載されている下記アドレスも参照する。 ＜コリンス・テクリスHP＞ (https://cthp.jacic.or.jp/)		

(4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）の提示に当たっては、以下のことに留意すること。

提示時期 （監督職員・検査職員）	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」に応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）」	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○ 土木工事共通仕様書
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」		
【例】 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）  （公益社団法人全国産業資源循環連合会 HP より）		
＜産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）＞ ○ 提示に関する注意点 - 産業廃棄物の種類、数量、単位等が正確に記載されている。 - 収集運搬業者や処分業者が建設廃棄物処理委託契約書と整合している。 - 収集運搬車両番号が正確に記載されている。 （正しい記載例：京都 11 あ 1234） - 産業廃棄物の処分に当たり、積替・保管施設を経由する場合は、漏れなく記載する。また、建設廃棄物処理委託契約書（積替・保管施設欄）と整合していること。 - 照合・確認日の欄は、全てに検印又はサインをする。 - ミシン目を切り離すこと。（例えば、A 票は排出事業者保管であり、ミシン目が切り離されていない場合は第3者に渡しているものであるため、法令に違反する。） - 電子マニフェストを利用している場合は、電子情報機器の画面提示により、登録情報や廃棄物の処理状況を適宜確認できること。		
《参 考》 □ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）について - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3（紙マニフェスト） 第12条の5（電子マニフェスト） （https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137） - 土木工事共通仕様書 1－1－1－20（建設副産物） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ （https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html） - 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェスト） （https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/data-search/index.html） - 公益社団法人全国産業資源循環連合会（紙マニフェスト） （https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/manifest/） - マニフェストの保存義務（紙マニフェスト） 排出事業者は A 票、B2 票、D 票、E 票を、収集運搬業者は B1 票、C2 票を、処分業者は C1 票をそれぞれ5年間保存する義務がある。		

(5) 建設副産物の伝票

建設副産物の伝票の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
☐ 「監督職員の求め」に 応じて適宜 ☐ 検査受検時	☐ 「建設副産物の伝票」	
《提示に当たっての注意点》 ・ 建設廃棄物処理委託契約書の処分会社と一致している。 ・ 建設発生土は、特記仕様書に記載されている処分先と一致している。処分先を変更した場合は、打合せ簿で監督職員から承諾を得た処分先と一致している。 ・ 建設副産物受入確認書に記載している処分量と受入先が一致している。また、処分期間も期間内になっている。 ・ 設計図書に計上されている処分の種類については、全ての伝票がある。 ・ 設計図書に計上されている処分数量以上である。 ・ 運搬管理表の数量と伝票の数量が、一致している。		

(6) 交通誘導員の日報

交通誘導員の日報の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
☐ 「監督職員の求め」に 応じて適宜 ☐ 検査受検時	☐ 「交通誘導員の日報」	☐ 土木工事共通仕様書
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」		
【例】  ＜交通誘導員の日報＞ ○提示に当たっての注意点 - 交通誘導員 A を配置した場合は、施工体制台帳に添付した交通誘導警備検定合格証（1 級又は 2 級）の氏名と一致している。 - 夜間と昼間がある場合は、それぞれの配置人数の内訳が明確である。 - 交通誘導員の集計表と一致している。（配置日、昼間又は夜間、配置人数等） - 設計図書に計上されている交通誘導員の人数以上になっている。（昼間及び夜間、交通誘導員 A 及び交通誘導員 B） - 特記仕様書に計上した 1 日当たりの編成人数が、「道路交通法第 80 条による協議」及び道路交通法第 77 条「道路使用許可」の配置計画等との整合性を確認する。 - 工事月報と整合している。なお、施工不稼働日に交通誘導員を配置した場合は、配置理由を説明できるようにしておく。		
《参 考》 □ 交通安全管理について 土木工事共通仕様書 1-1-1-34（交通安全管理） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html		

(7) 納品数量一覧表、納品伝票

納品数量一覧表、納品伝票の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
☐ 「監督職員の求め」に 応じて適宜 ☐ 検査受検時	☐ 「納品数量一覧表」 ☐ 「納品伝票」 (納品伝票に代えて「出荷証明書」も 可能)	☐ 土木工事共通仕様書
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：施工管理」		
《提示に当たっての注意点》 - 設計図書（設計図面、特記仕様書）に記載された全ての材料、資材が確認できる。 - 納品数量一覧表は、設計数量と納入数量を対比する。また、納入数量が設計数量以上である。 - 納品伝票や出荷証明書は、次の内容が確認できること。 受注者名、工事名、納入日 材料、資材等の製造業者名（プラント名等） 材料、資材の規格、納入数量 （レディーミクストコンクリートは運搬時間、水セメント比等が確認できること） （アスファルト合材は出荷温度等が確認できること）		
《参 考》 ☐ 工事材料の品質について 土木工事共通仕様書 2-1-2（工事材料の品質） <土木請負工事必携 土木工事共通仕様書> https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html		

(8) 安全管理

(8)－1 災害防止協議会等の活動記録

災害防止協議会等の活動記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
○ 「監督職員の求め」 に依りて適宜 ○ 検査受検時	○ 「災害防止協議会等の活動記録」	○ 土木工事共通仕様書						
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示に当たっての注意点》								
□ 災害防止協議会、安全衛生協議会等の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況等が、工事関係者資料等により確認できる。 □ 災害防止協議会等の組織が、特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加した構成となっている。 □ 災害防止協議会等の会議は、毎月、定期的に行われている。 □ 災害防止協議会等には、元請業者（統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、（店社安全衛生管理者）、関係職員等）と下請業者（安全衛生責任者又はこれに準ずる者（2次下請以下を含む））が出席されている。								
《参 考》								
□ 災害防止協議会等の活動記録について <table><tr><td>適 正</td><td>災害防止協議会等を設置し、1回/月以上開催した記録が確認できた。</td></tr><tr><td>監督職員による 口頭指示</td><td>災害防止協議会等を設置し、開催しているが、記録により確認することができなかった。</td></tr><tr><td>監督職員による 文書注意</td><td>災害防止協議会等を設置していない、又は、設置はしているが開催していないことが確認できた。</td></tr></table> □ 協議内容として取り上げる課題事例等を以下に示す。（「元方事業者による建設現場安全管理指針のポイント」（厚生労働省 HP）等を参照すること。） ・ 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画 ・ 月間又は週間の工程計画 ・ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策 ・ 安全衛生に関する規程 ・ 安全衛生教育の実施計画 ・ 労働災害の原因及び再発防止対策等 □ 工事中の安全確保について ・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html) □ 災害防止協議会、安全衛生協議会等について ・ 災害防止協議会、安全衛生協議会等は、労働安全衛生法第 30 条「特定元方事業者等の講ずべき措置」や労働安全衛生規則第 635 条に基づく協議会であり、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一において行われることによって生ずる労働災害の防止を目的としている。 ・ 労働安全衛生法第 30 条 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000057) ・ 労働安全衛生規則第 635 条 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032) ・ 「元方事業者による建設現場安全管理指針のポイント」（厚生労働省 労働基準局） (https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-3.html)			適 正	災害防止協議会等を設置し、1回/月以上開催した記録が確認できた。	監督職員による 口頭指示	災害防止協議会等を設置し、開催しているが、記録により確認することができなかった。	監督職員による 文書注意	災害防止協議会等を設置していない、又は、設置はしているが開催していないことが確認できた。
適 正	災害防止協議会等を設置し、1回/月以上開催した記録が確認できた。							
監督職員による 口頭指示	災害防止協議会等を設置し、開催しているが、記録により確認することができなかった。							
監督職員による 文書注意	災害防止協議会等を設置していない、又は、設置はしているが開催していないことが確認できた。							

(8)ー2 安全衛生（店社）パトロールの記録

安全衛生（店社）パトロールの記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
○ 「監督職員の求め」 に依りて適宜 ○ 検査受検時	○ 「安全衛生（店社）パトロールの記録」	○ 土木工事共通仕様書						
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示に当たっての注意点》 □ 店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等（当該現場の配置技術者以外の者）が、安全衛生（店社）パトロール（以下「店社パトロール」という。）を実施する。（現場代理人等、当該現場に配置されている者が適宜行う巡視とは異なる。） □ 店社パトロールは、毎月1回、現場を巡視し、総括安全衛生管理を担当する者（現場代理人等）に対して、指導を行う。また、総括安全衛生管理を担当する者（現場代理人等）は、店社パトロールで指導を受けた内容の記録を取る。 《参 考》 □ 店社パトロールの記録について <table border="1"> <tr> <td>適 正</td> <td>店社パトロールを1回/月以上実施した記録が確認できた。</td> </tr> <tr> <td>監督職員による 口頭指示</td> <td>店社パトロールを実施しているが、記録により確認することができなかった。</td> </tr> <tr> <td>監督職員による 文書注意</td> <td>店社パトロールを実施していないことが確認できた。</td> </tr> </table> □ 安全衛生パトロール点検の項目事例を以下に示す。 ※ 労働災害を防止するうえで、工程の節目ごとに店社の工事部門及び安全管理部門の責任者に、建設現場の安全衛生パトロールを行わせ必要な指導をする。 ・ 基本的事項 朝礼の実施（規律の高揚）、KYK（危険予知能力の向上）、作業員の把握（有資格作業）、安全日誌及び点検巡視、安全衛生協議会、打ち合せ指示、計画書（作業手順書）（計画・変更）、掲示物、高年齢・女子、防護帽・服装、安全標識、重機械等の点検、防火（事務所・休憩所・宿舍・作業場）、新規入所時教育、整理・整頓、環境の整備（事務所・休憩所・宿舍・作業場）等 ・ 車両、重機災害防止 車両系建設機械、荷役運搬機械（ダンプ・場内運搬車）、クレーン・移動式クレーン（ユニック含む）、玉掛け（ポスターの活用）、軌道装置、第三者防護等 ・ 崩壊、倒壊災害防止 地山・掘削・土留・支保工の勾配、型枠・支保工（一般構造物、ずい道）等 ・ 墜落災害防止 墜落制止用器具（安全帯）、架設通路（栈橋）足場・作業床（構台）、ローリングタワー（脚立）、つり足場、昇降設備（移動梯子）（はしご道）、開口部・ピット、建設リフト、鉄骨の組立等 ・ 機械、電気災害防止 電動機器（研磨といし・丸のこドリル等）、溶接機（アセチレン・酸素等）、電気（分電盤・配電盤）等 ・ 特殊作業災害防止 酸欠、振動、高圧（潜函）、粉じん等 □ 工事中の安全確保について ・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)			適 正	店社パトロールを1回/月以上実施した記録が確認できた。	監督職員による 口頭指示	店社パトロールを実施しているが、記録により確認することができなかった。	監督職員による 文書注意	店社パトロールを実施していないことが確認できた。
適 正	店社パトロールを1回/月以上実施した記録が確認できた。							
監督職員による 口頭指示	店社パトロールを実施しているが、記録により確認することができなかった。							
監督職員による 文書注意	店社パトロールを実施していないことが確認できた。							

(8)－3 安全訓練等の記録

安全訓練等の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」 に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「安全訓練等の記録」	○ 土木工事共通仕様書

「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」

《提示に当たっての注意点》

□

施工計画書に基づき安全訓練等を実施し、実施状況や参加状況等を工事関係資料として記録する。

□

安全訓練・教育等を、月当たり半日以上実施する。

□

当該月に工事現場で従事する作業員全員が参加する。

《参 考》

□

安全訓練等の記録について

適 正	安全教育等を月当たり半日以上、実施した記録が確認できた。
監督職員による 口頭指示	安全教育等を実施しているが、記録により確認することができなかった。
監督職員による 文書注意	安全教育等を実施していないことが確認できた。

□

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

□

安全訓練・教育等の項目事例を以下に示す。

・

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

・

当該工事内容等の周知徹底

・

工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

・

当該工事における災害対策訓練

・

当該工事現場で予想される事故対策

・

その他、安全・訓練等として必要な事項

□

工事中の安全確保について

・

土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

(8)ー4 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY等の記録

安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY等の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
○ 「監督職員の求め」 に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY等の記録」	○ 土木工事共通仕様書						
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示に当たっての注意点》								
☐ 作業日ごとに、安全巡視等の実施状況を工事関係資料として記録する。 ☐ 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者により、安全巡視を作業日ごとに1回以上実施している。 ☐ 安全巡視の記録（指摘や是正措置）を取る。 ☐ 作業日ごとの作業開始前に、安全衛生に係る打合せが、作業ごとの関係請負人及びその雇用する労働者により実施している。								
《参 考》								
☐ 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY等の記録について <table><tr><td>適 正</td><td>安全巡視やKY活動等を実施した記録や安全日誌等が確認できた。</td></tr><tr><td>監督職員による 口頭指示</td><td>安全巡視やKY活動等を実施しているが、記録や安全日誌等により確認することができなかった。</td></tr><tr><td>監督職員による 文書注意</td><td>安全巡視やKY活動等を実施していないことが確認できた。</td></tr></table>			適 正	安全巡視やKY活動等を実施した記録や安全日誌等が確認できた。	監督職員による 口頭指示	安全巡視やKY活動等を実施しているが、記録や安全日誌等により確認することができなかった。	監督職員による 文書注意	安全巡視やKY活動等を実施していないことが確認できた。
適 正	安全巡視やKY活動等を実施した記録や安全日誌等が確認できた。							
監督職員による 口頭指示	安全巡視やKY活動等を実施しているが、記録や安全日誌等により確認することができなかった。							
監督職員による 文書注意	安全巡視やKY活動等を実施していないことが確認できた。							
☐ 安全巡視は、以下の内容に留意して実施する。 ☐ 作業間の連絡調整の状況確認 ☐ 不安全状態や不安全行動の是正とその指導 ☐ 工事の進捗状況の把握等 ☐ 作業開始前の安全衛生に係る打合せは、以下の内容に留意して実施する。 ☐ 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等について、関係労働者への指示 ☐ 作業間の連絡調整の結果の周知 ☐ 関係労働者の労働災害の防止に対する意見等の把握 ☐ 危険予知活動等の安全活動等 ☐ 工事中の安全確保について ☐ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)								

(8)ー5 新規入場者教育の記録

新規入場者教育の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
○ 「監督職員の求め」 に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「新規入場者教育の記録」	○ 土木工事共通仕様書						
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示に当たっての注意点》 □ 新規入場者にミーティングを行い、資格・免許、血圧などの健康状態や、危険箇所等の現場特性の説明等を実施している状況が、新規入場者調査票又は新規入場者教育実施調査票等により確認できる。 □ 新規入場者の関係請負人の職長等は新規入場者教育を行い、その結果を元方事業者に報告している。 □ 新規入場時教育実施報告書等に、以下の項目を記載している。 ・ 教育の種類（新規入場時、雇入時、作業変更時） ・ 実施日時、実施場所 ・ 教育方法（講義、スライド等）、教育内容 ・ 講師名、受講者氏名（受講者に氏名を直筆させる） ・ その他資料 《参 考》 □ 新規入場者教育の記録について <table><tr><td>適 正</td><td>新規入場者教育の適切な実施が記録により確認できた。</td></tr><tr><td>監督職員による 口頭指示</td><td>新規入場者教育を適切に実施しているが、記録により確認することができなかった。</td></tr><tr><td>監督職員による 文書注意</td><td>新規入場者教育を実施していないことが確認できた。</td></tr></table> □ 新規入場者教育について ・ 建設工事では、新規に入場した関係請負事業者が現場に関する知識・情報が十分に無いまま作業を行うことによる被災率が高い傾向にあるため、事前に現場の状況・現場独自ルール・安全作業に必要な事項などを教育することが決められている。 ・ 労働安全衛生法第 30 条第 4 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC00000000057) ・ 労働安全衛生規則第 6 4 2 条の 3 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M500020000032) □ 労働者を雇い入れ又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため、教育を行う。主な内容を以下に示す。 ・ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。 ・ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。 ・ 作業手順に関すること。 ・ 作業開始時の点検に関すること。 ・ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。 ・ 整理、整頓とん及び清潔の保持に関すること。 ・ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。 ・ 労働安全衛生規則第 35 条 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M500020000032) □ 工事中の安全確保について ・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)			適 正	新規入場者教育の適切な実施が記録により確認できた。	監督職員による 口頭指示	新規入場者教育を適切に実施しているが、記録により確認することができなかった。	監督職員による 文書注意	新規入場者教育を実施していないことが確認できた。
適 正	新規入場者教育の適切な実施が記録により確認できた。							
監督職員による 口頭指示	新規入場者教育を適切に実施しているが、記録により確認することができなかった。							
監督職員による 文書注意	新規入場者教育を実施していないことが確認できた。							

(8)ー6 過積載防止の取組み記録

過積載防止の取組み記録の提示に当たっては、以下のことに留意すること。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
☐ 「監督職員の求め」 に依りて適宜 ☐ 検査受検時	☐ 「過積載防止の取組み記録」	☐ 土木工事共通仕様書						
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示等に当たっての注意点》 ☐ 荷台枠高さによる容量管理や、自重計等による計測管理などによる積載量の管理状況、過積載防止の取組み状況が、記録により確認できる。 ☐ 実重量記録資料（車検証、特殊車両通行許可証等）の資料を整理しておく。 ☐ 現場における運搬車両の積載状況及び過積載を注意喚起する掲示等の取組が、記録により確認できる。 ※ 建設副産物等の搬出車両だけでなく、建設資材等の搬入車両についても、記録により確認できる。 ☐ ダンプトラックのメーカーや車種により許容積載量に差異はあるが、過積載の目安を以下に示す。 - 土砂及び砕石・アスファルト合材等の建設資材 ⇒ 均した状態で平ボディの嵩高いっぱいまで - アスファルト・コンクリート殻及びアスファルト切削殻 ⇒ 平ボディの上への嵩高 20cm まで								
《参 考》 ☐ 過積載防止の取組み記録について <table border="1"> <tbody> <tr> <td>適 正</td><td>各交通関係法令を遵守し、過積載防止の取組を行った記録が確認できた。</td></tr> <tr> <td>監督職員による 口頭指示</td><td>過積載防止の取組を行っていることが、確認できなかった。</td></tr> <tr> <td>監督職員による 文書注意</td><td>各交通関係法令が遵守されていないことが確認できた。</td></tr> </tbody> </table>			適 正	各交通関係法令を遵守し、過積載防止の取組を行った記録が確認できた。	監督職員による 口頭指示	過積載防止の取組を行っていることが、確認できなかった。	監督職員による 文書注意	各交通関係法令が遵守されていないことが確認できた。
適 正	各交通関係法令を遵守し、過積載防止の取組を行った記録が確認できた。							
監督職員による 口頭指示	過積載防止の取組を行っていることが、確認できなかった。							
監督職員による 文書注意	各交通関係法令が遵守されていないことが確認できた。							
☐ 過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れが発生し、交通事故の誘発要因となるとともに、道路及び橋梁等を損傷する一因となる。また、エンジンや車体に過大な負担がかかることにより、騒音・振動及び排気ガスの増大を招く。 ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に当たり、受注者が注意する点を以下に示す。 - 工事用資機材等の積載超過のないようにする - 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しない - 資材等の過積載を防止するために、資材の購入等に当たり、資材納入業者等の利益を不当に害しないようにする - さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等を工事現場に出入りさせない - 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たり、交通安全に関する配慮の欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除する ☐ 車両の重量等の一般的制限値は次のとおり。 - 幅：2.5m 重量：総重量 20t、軸重 10t、輪荷重 5t - 高さ：3.8m 長さ：12m 最小回転半径：12m ※ 一般的制限値を超える車両を通行させる場合は、道路管理者の許可を受けるよう、道路法で定められている。よって、受注者は特殊車両通行許可後に次の書類を監督職員に提出・提示する。								

- 施工計画書に、通行させる車両の諸元等を明記して提出
 - 特殊車両通行許可証の写しを提示（特殊車両通行許可申請書を提出し、許可を得る。）
 - 出発地・走行中・到着地における写真を提示
 - 夜間通行が条件の場合は車両通行記録計（タコグラフ）の写しを提示
- 工事中の安全確保について
- 土木工事共通仕様書 1-1-1-28（工事中の安全確保）
 ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 特殊車両通行許可申請について（道路明示課）
- (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000265007.html>)
- 道路法に基づく車両の制限について
- 道路法 第47条第1項
 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC1000000180>)
 - 車両制限令 第3条
 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336C00000000265>)
 - 土木工事共通仕様書 1-1-1-34（交通安全管理）
 ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
 (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

(8)ー7 使用機械、車両等の点検整備等の記録

使用機械、車両等の点検整備等の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等						
○ 「監督職員の求め」 にに応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「使用機械、車両等の点検整備等の記録」	○ 土木工事共通仕様書						
特記仕様書(全工事共通編) 該当項目 3 施工管理に関する事項 第14条 「工事関係車両による道路汚損の防止」								
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」								
《提示に当たっての注意点》								
□ 使用機械や工具、車両機器類の点検状況報告書等を作成する。 □ 車両機器類の整備は、以下の点検・検査を実施する。 ・ 現場搬入時の点検 ・ 作業開始前の点検 ・ 定期自主検査（月例検査）、同（年次検査） ・ 特定自主検査（1年以内に1回、事業内検査資格者又は登録検査業者による検査） □ 現場における、現場工事車両及び建設機械等の特定自主検査済標章が、写真等により確認できる。								
《参 考》								
□ 使用機械、車両等の点検整備等の記録について <table><tr><td>適 正</td><td>定期自主検査等を1回/月以上実施した記録が確認できた。</td></tr><tr><td>監督職員による 口頭指示</td><td>定期自主検査等を実施しているが、記録により確認することができなかった。</td></tr><tr><td>監督職員による 文書注意</td><td>定期自主検査等を実施していないことが確認できた。</td></tr></table>			適 正	定期自主検査等を1回/月以上実施した記録が確認できた。	監督職員による 口頭指示	定期自主検査等を実施しているが、記録により確認することができなかった。	監督職員による 文書注意	定期自主検査等を実施していないことが確認できた。
適 正	定期自主検査等を1回/月以上実施した記録が確認できた。							
監督職員による 口頭指示	定期自主検査等を実施しているが、記録により確認することができなかった。							
監督職員による 文書注意	定期自主検査等を実施していないことが確認できた。							
□ 受注者は、自主検査を行ったときは、下記事項を記録し、3年間保存する。 ・ 検査年月日、検査の方法、検査箇所 ・ 検査の結果、検査を実施した者の氏名 ・ 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 □ 車両機器類の性能を保持するために行う点検事例を以下に示す。 (1) 点検項目例 ・ 前照灯、警報装置、ヘッドガード、落下物保護装置、転倒時保護装置、操作レバーロック装置、降下防止用ピン等の安全装置等の整備状況 ・ 前照灯、警報装置、操作レバー、ロック装置等の正常動作 ・ 建設機械の能力、整備状況 ・ 工事用資機材等の積載超過がないか等 (2) 作業開始前の点検：労働安全衛生規則（第170条） その日の作業開始前に、ブレーキ、クラッチの性能について点検する。 (3) 定期自主検査（月例検査）：労働安全衛生規則（第168条） 1箇月以内毎に1回、定期的に、下記項目について自主検査を行う。 ・ ブレーキ、クラッチ、操作装置、作業装置の異常の有無。 ・ ワイヤロープ、チェーンの損傷の有無。 ・ バケット、シェーパー等の損傷の有無。 (4) 定期自主検査（年次検査）：労働安全衛生規則（第167条） 1年以内毎に1回、定期的に、自主検査を行う。 (5) 特定自主検査：労働安全衛生規則（第169条の2） ※ 特定自主検査の方法は、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者が実施する「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」がある。								

- 受注者は、下請業者に対し、建設現場に持ち込む建設機械等の機械整備について、次の書面等により事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主点検、作業開始前点検等を徹底させる。
 - ・ 持込機械等（移動式クレーン、車両系建設機械等）使用届
 - ・ 持込機械等（電動工具、電気溶接機等）使用届
 - ・ 持込機械届受理証
 - ・ 工事用車両届
- 工事中の安全確保について
 - ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-28（工事中の安全確保）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 車両機器類の点検について
 - ・ 労働安全衛生規則 第167条～170条
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032>)
- 工事関係車両による道路汚損の防止について
 - ・ 特記仕様書（全工事共通編） 3 施工管理に関する事項 第14条
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

(8)ー8 重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録

重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」 に依りて適宜 ○ 検査受検時	○ 「重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録」	○ 土木工事共通仕様書
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」		
《提示に当たっての注意点》		
□ 重機操作時の誘導員の配置において、重機との行動範囲の分離措置を行っていることが確認できるよう、工事・安全日誌の点検記録や写真等の工事関係資料を整理しておく。		
□ 現場における、誘導員配置状況や分離措置の状況が、写真等により確認できる。		
《参 考》		
□ 重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録について		
適 正	適切な分離措置を実施した記録が確認できた。	
監督職員による 口頭指示	分離措置の実施に不備が確認できた。	
監督職員による 文書注意	分離措置を実施していないことが確認できた。	
□ 建設機械と作業員との混在作業となる場所においては、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示するとともに、作業範囲内への作業員の立入りを禁止する。(土木工事安全施工技術指針(第7章第3節3))		
□ 建設機械との混在作業で、作業員に危険の生ずるおそれのある時は、監視員を配置し危険箇所へ作業員が立ち入らないように監視する。(建設機械施工安全技術指針(第92))		
□ 誘導員等の配置については、次の内容を留意する。		
・ 建設機械の運転について、誘導員をおく場合には、一定の合図を定め、誘導員に当該合図を行わせる。また、定めた合図は、関係作業員に周知する。(労働安全衛生規則(第159条)、土木工事安全施工技術指針(第2章第4節3))		
・ 作業内容により、やむを得ず作業員と建設機械の混在作業となる場合には、必ず誘導員を配置する。誘導員および作業員には合図、誘導の方法のほか、運転者の死角など視認性に関する事項についても周知する。(土木工事安全施工技術指針(第4章第1節1))		
・ 建設機械による作業において、作業員がアームなどと接触するおそれのある箇所や走行時に巻き込まれるおそれのある場所などには、作業員の立入りをさせてはならない。やむを得ず立ち入る必要があるときは、誘導員を配置して、その者に建設機械の誘導をさせる。(労働安全衛生規則(第158条))		
・ 建設機械等による作業においては、軟弱な路肩、法肩に接近しないようにする。やむを得ず近づく場合は、誘導員を配置する。(土木工事安全施工技術指針(第7章第3節3))		
・ 路肩、傾斜地等で建設機械を使用する場合で、転倒又は転落の危険が生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置して、その者に当該建設機械の誘導をさせる。(労働安全衛生規則(第157条第2項))		
□ 工事中の安全確保について		
・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-28(工事中の安全確保) ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		

- 重機と人との行動範囲の分離措置について
 - 土木工事安全施工技術指針（第 2 章第 4 節 3、第 4 章第 1 節 1、第 7 章第 3 節 3）
国土交通省「技術調査」>積算基準等 「工事成績・施工基準関係」>
2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 >（7）土木工事安全施工技術指針等
(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)
 - 建設機械施工安全技術指針（第 9 2）
国土交通省「建設施工・建設機械」>安全対策>建設機械施工安全技術指針
(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000009.html)
 - 労働安全衛生規則（第 157 条第 2 項、第 158 条、第 159 条）
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032>)

(8)ー9 山留め、仮締切り等の設置後の点検又は、足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理チェックリスト等による実施記録

山留め、仮締切り等の設置後の点検又は、足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理チェックリスト等による実施記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」 に依りて適宜 ○ 検査受検時	○ 「山留め、仮締切等の設置後の点検又は、 足場や支保工の組立完了時や使用中の点 検及び管理チェックリスト等による実施 記録」	○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第3条 「工事現場における点検」、 第15条 「工事用道路等における敷き鉄板について」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」		
《提示に当たっての注意点》 □ 現場における山留め、仮締切り、足場、支保工等について、各段階における点検が実施さ れていることを、土木工事安全施工技術指針等により確認できるよう、点検管理チェックリ スト等の各種記録を作成する（設置完了時の点検、作業開始前点検、定期点検）。また、事故 防止や安全措置に係る現場掲示等について、写真等により確認できる。		
《参 考》 □ 山留め、仮締切等の設置後の点検又は、足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及 び管理チェックリスト等による実施記録について		
適 正	各工種において、適正な時期に点検を実施した記録が確認できた。	
監督職員による 口頭指示	各工種において、点検を実施しているが、記録により確認することが できなかった。	
監督職員による 文書注意	各工種において、点検を実施していないことが確認できた。	
□ 各工種の点検時期や留意点を以下に示す。 (1) 山留め支保工の点検時期（労働安全衛生規則（第373条）） 下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補強又は補修する。 ・ 設置後7日を超えない期間ごと。 ※土木工事安全施工技術指針（第5章第2節9）では“日常点検”と定めている。 ・ 中震（震度階級4以上）以上の地震の後。 ・ 大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後。 (2) 仮締切り設置後の点検内容（土木工事安全施工技術指針（第5条第3節1）） ・ 急激な水位の上昇、洗堀、ヒーピング、ポイリング等により締切が破壊しないよう 常に点検をする。 ・ 切梁による締切を保持する場合は、切梁、腹起し等の取り付け部がゆるまないよう 常に点検をする。 (3) 足場（吊り足場以外）の点検（労働安全衛生規則（第567条）） 毎日の作業開始前に、足場用墜落防止設備（労働安全衛生規則第563条第1項第3 号）について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修しなければならない。 下記の悪天候、足場の組立て完了時等において作業を開始する前に点検を行い、異常を 認めた場合は直ちに補修しなければならない。 ・ 強風（10分間の平均風速が10m/s以上）、大雨（1回の降雨量が50mm以上）、 大雪（1回の積雪量が25cm以上）等の悪天候の後 ・ 中震（震度階級4以上）以上の地震の後 ・ 足場の組立て、一部解体もしくは変更の後		

(4) 吊足場の点検（労働安全衛生規則（第 568 条））

毎日の作業開始前に、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項（第 6 号・第 8 号除く）に掲げる事項について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修しなければならない。

(5) 型枠支保工の点検時期

下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をする。

- ・コンクリートの打設作業を行う日の作業開始前（労働安全衛生規則（第 244 条））
- ・コンクリートの打設中（土木工事安全施工技術指針（第 9 章第 4 節 3））

□ 工事中の安全確保について

- ・ 土木工事共通仕様書 1-1-1-28（工事中の安全確保）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

□ 仮設工について

- ・ 土木工事共通仕様書 3-2-10（仮設工）
＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

□ 山留め支保工、足場、吊足場、型枠支保工について

- ・ 労働安全衛生規則（第 244 条、第 373 条、第 563 条第 1 項第 3 号、第 567 条、第 568 条）

（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032>）

- ・ 土木工事安全施工技術指針（第 5 章第 2 節 9、第 5 章第 3 節 1、第 9 章第 4 節 3）
国土交通省「技術調査関係」>2 土木工事共通仕様書・施工管理基準等
（6）土木工事安全施工技術指針等

（<https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>）

□ 工事現場における点検について

- ・ 特記仕様書（全工事共通編） 3 施工管理に関する事項 第 3 条、第 15 条
（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

(8)－１０ 保安施設等の整理、設置、管理の記録

保安施設等の整理、設置、管理の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」 に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「保安施設等の整理、設置、管理の記録」	○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第2条 「所管警察署等の関係機関協議」 第8条 「工事標示板の設置」 第10条 「工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底」 第13条 「後片付け」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」		
《提示に当たっての注意点》		
□ 保安施設等の点検管理記録等を作成する。		
□ 現場で保安施設等を適切に設置し、点検・管理を行っていることが、写真等により確認できる。		
《参 考》		
□ 保安施設等の整理、設置、管理の記録について		
適 正	保安施設等の設置状況が適切であり、管理も的確であることが、記録により確認できた。	
監督職員による 口頭指示	保安施設等の設置状況や点検、管理に不備が確認できた。	
監督職員による 文書注意	保安施設等を設置していないことが確認できた。	
□ 受注者は、供用中の公共道路に係る工事施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、共通仕様書等に記載している道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板に係る通知並びに道路工事保安施設設置基準（案）に基づいた、適切な安全対策を講じなければならない。		
□ 工事中の安全確保について		
・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		
□ 交通安全管理について		
・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－34（交通安全管理） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		
□ 道路工事における保安施設の設置について		
・ 道路工事現場における標示施設等の設置基準		
・ 道路工事保安施設設置基準（案） 国土交通省 近畿地方整備局＞土木請負工事必携 令和2年4月＞ [18. 道路工事現場における標示施設等の設置基準] [19. 道路工事保安施設設置基準（案）] (https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/hikkei_kouji/)		
□ 保安施設等の整理、設置について		
・ 特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第2条、第8条、第10条、第13条 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		

(8)ー1 1 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項等の記録

各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項等の記録の提示に当たっては、以下のことに留意する。

提示時期 (監督職員・検査職員)	提示書類	根拠法令等
○ 「監督職員の求め」 に 応じて適宜 ○ 検査受検時	○ 「各種安全パトロールでの指摘事項や 正事項等の記録」	○ 土木工事共通仕様書
特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第1条 「地下埋設物件等（架空線及び橋梁添加物件を含む。）の事故」 第3条 「工事現場における点検」 第8条 「工事標示板の設置」 第10条 「工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底」 第13条 「後片付け」 第14条 「工事関係車両による道路汚損の防止」		
「施工プロセス」のチェックリスト 該当項目 「施工状況：安全対策」		
《提示に当たっての注意点》 □ 各種安全パトロールで受けた指摘は、是正報告書等を作成する。 《参 考》 □ 各種安全パトロールでの指摘事項や正事項等の記録について		
適 正	指摘事項や正事項等が速やかに改善され、パトロール実施者に書面で報告していることが確認できた。	
監督職員による 口頭指示	指摘事項や正事項等が改善されたが、パトロール実施者に書面で報告していないことが確認できた。	
監督職員による 文書注意	指摘事項や正事項等が改善されていないことが確認できた。	
□ 受注者は、本市や各種団体が実施する安全パトロールに協力する。 □ 工事中の安全確保について ・ 土木工事共通仕様書 1－1－1－28（工事中の安全確保） ＜土木請負工事必携 土木工事共通仕様書＞ (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html) ・ 特記仕様書（全工事共通編） 該当項目 3 施工管理に関する事項 第1条、 第3条、第8条、第10条、第13条、第14条 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)		

建設局一斉安全パトロールを実施した場合

安全パトロールの実施において、是正指示があった場合は是正前・是正後が確認できる写真を監督職員に提出する。

第3章 工事関係書類のまとめ方について【参考】

1 工事関係書類をまとめるに当たって

情報共有システム（ASP）を利用し、電子成果品で納品した場合、「電子検査」の実施ができる。ただし、現場検査用として別途、資料確認（紙媒体、タブレット表示による電子資料等）ができるようにすること。

工事関係書類は、共通仕様書や契約書等に基づき作成する書類であり、「提出書類」と「提示書類」がある（各種検査における工事関係書類一覧表（8 ページ～12 ページ）を参照）。

完成検査に必要な工事関係書類一覧表【受注者用】

令和7年8月

工事名		受注者名	
分類	作成時期	提出書類	備考
1 契約関係	着手前	現場代理人等通知書・変更通知書及び経歴書	○ 契12条、特記 ○ ○ ・資格者証、雇用証明を添付 変更した場合も提出
		工事工程表	○ 契3条、共仕3-1-1-2 ○ ○ ・変更した場合も提出
		請負代金内訳書	○ 契3条、共仕3-1-1-1 ○ ○ ・法定福利費を明記すること 変更した場合も提出
		工事保険等の証券(写)	契59条、特記、共仕1-1-1-42 ○ ○ ・工事保険、労災保険加入添付、損害保険など契約内容が分かるもの(工期延長分も含む)
	施工中	建退共掛金収納書	○ 特記、共仕1-1-1-42、国通知 ○ ○ ・証紙が不要な場合は、理由書(元請)、辞退届(下請負人)、理由の分かる公的文書の写しを提出
		建退共証紙受払資料	特記、国通知 ○ ○ ・受払簿、出勤表、証紙申請・受領書等 監督員が求めた場合は提出
	完成時	完成通知書	○ 契34条、共仕1-1-1-22、3-1-1-8 ○ ○

「提出書類」は、発注者（工事担当所属）に「提出」するが、「提示書類」は、発注者（工事担当所属）又は検査職員に「提示」し説明するものである。内容確認後は受注者へ返却されることから、「提出書類」と「提示書類」は別々に取りまとめる必要がある。

また、電子検査を行う場合の「提示書類」は、紙媒体もしくは電子データのいずれかの資料を示して説明することとする。

特記仕様書（全工事共通編）第7条（電子検査）

情報共有システムを利用し、電子成果品で納品した場合は、電子検査の実施ができる。

電子検査の実施ができる電子成果品は以下のとおりである。

なお、電子検査を実施した場合、当該成果品の紙媒体での提出は不要とし、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。ただし、情報共有システムで処理した工事帳票を紙媒体で提出を行い、電子検査を実施した場合は、加対象としない。（紙媒体を補助的に利用した場合は除く）

1 工事写真

電子検査を実施する場合、納品された電子成果品を用いて検査を行うものとする。

2 情報共有システムで処理した工事帳票

「工事打合簿」、「工事履行報告書」、「材料確認書」、「段階確認書」、「立会願」を電子検査の対象とする。なお、工事打合簿に添付して提出した「出来形図書」（工事完成図を含む。）、「品質管理図書」についても、電子検査の対象とする。ただし、現場検査用として別途、資料確認（紙媒体、タブレット表示による電子資料等）ができるようにすること。

電子検査を実施する場合、納品された電子成果品を用いて検査を行うものとするが、パソコン画面上での確認が必ずしも効率的でないものは、事前に紙媒体に出力したものを補助的に利用し検査を行う。

《参 考》

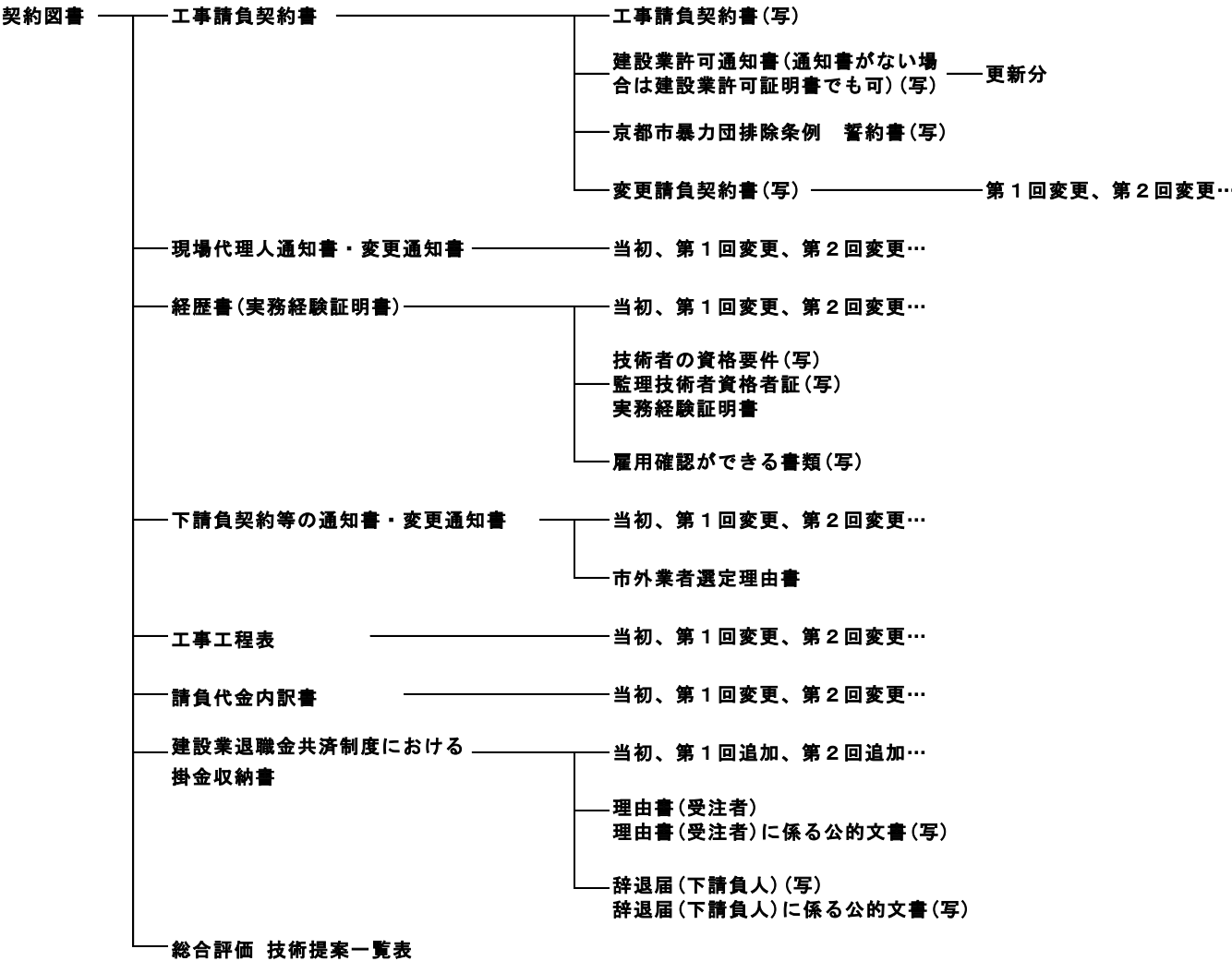
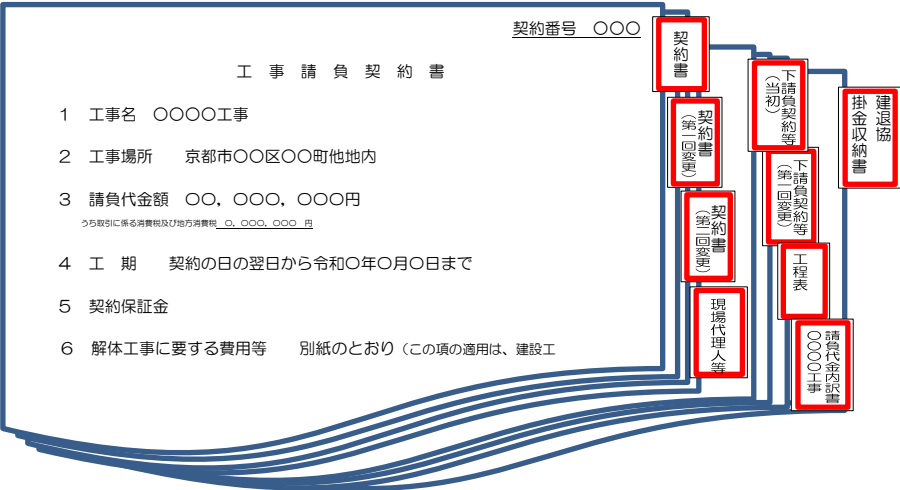
- 工事関係書類一覧表＜工事検査関係書類一覧表＞
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)
- 特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

2 各工事関係書類のまとめ方について【紙媒体で、提出又は検査を受検する場合は、以下の方法で各ファイルに整理すること。】

(1) 契約関係

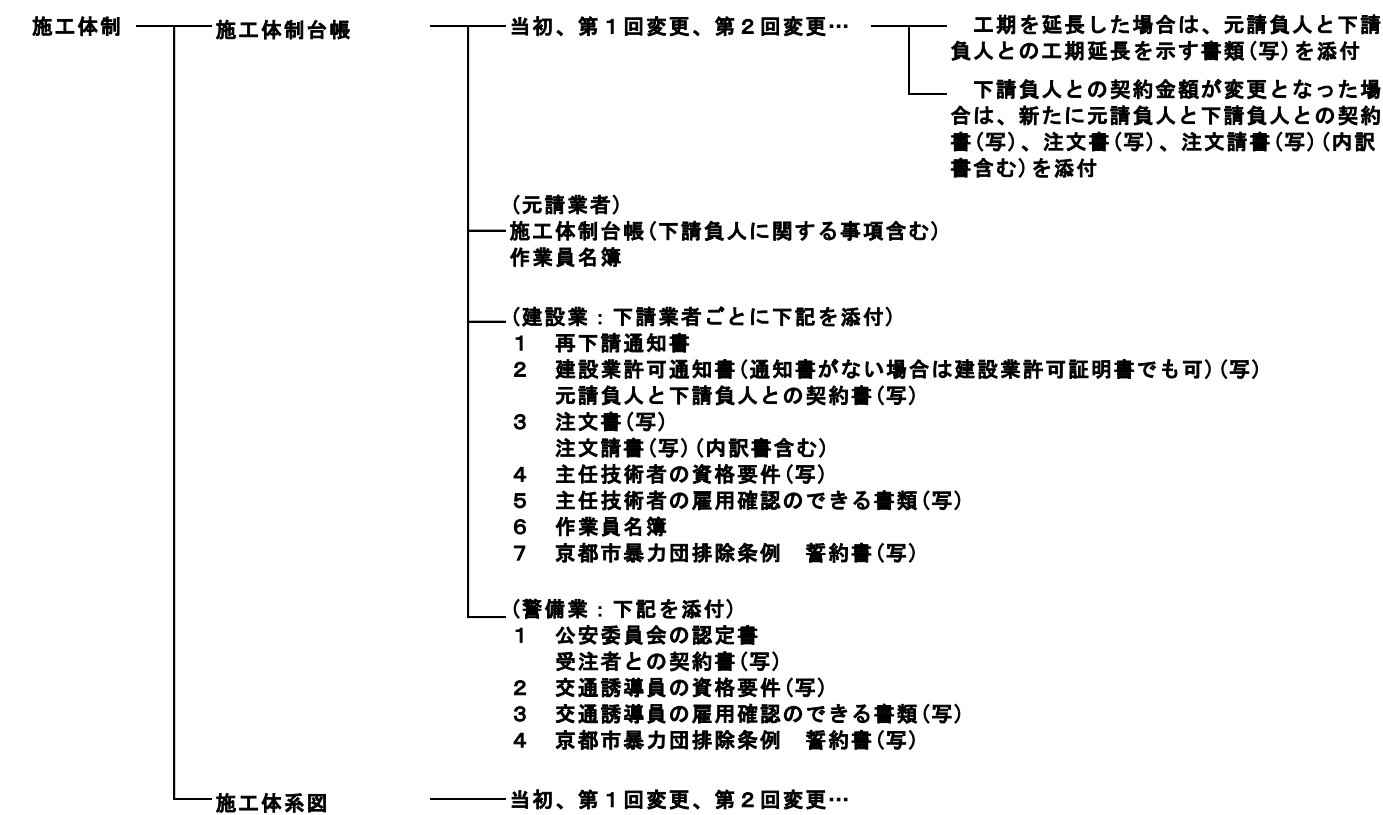
【電子検査の留意点】 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。ただし、契約関係の書類で紙媒体で提出する場合、「紙」と「電子」の二重提出は不要とする。

例) ○○○○工事の場合



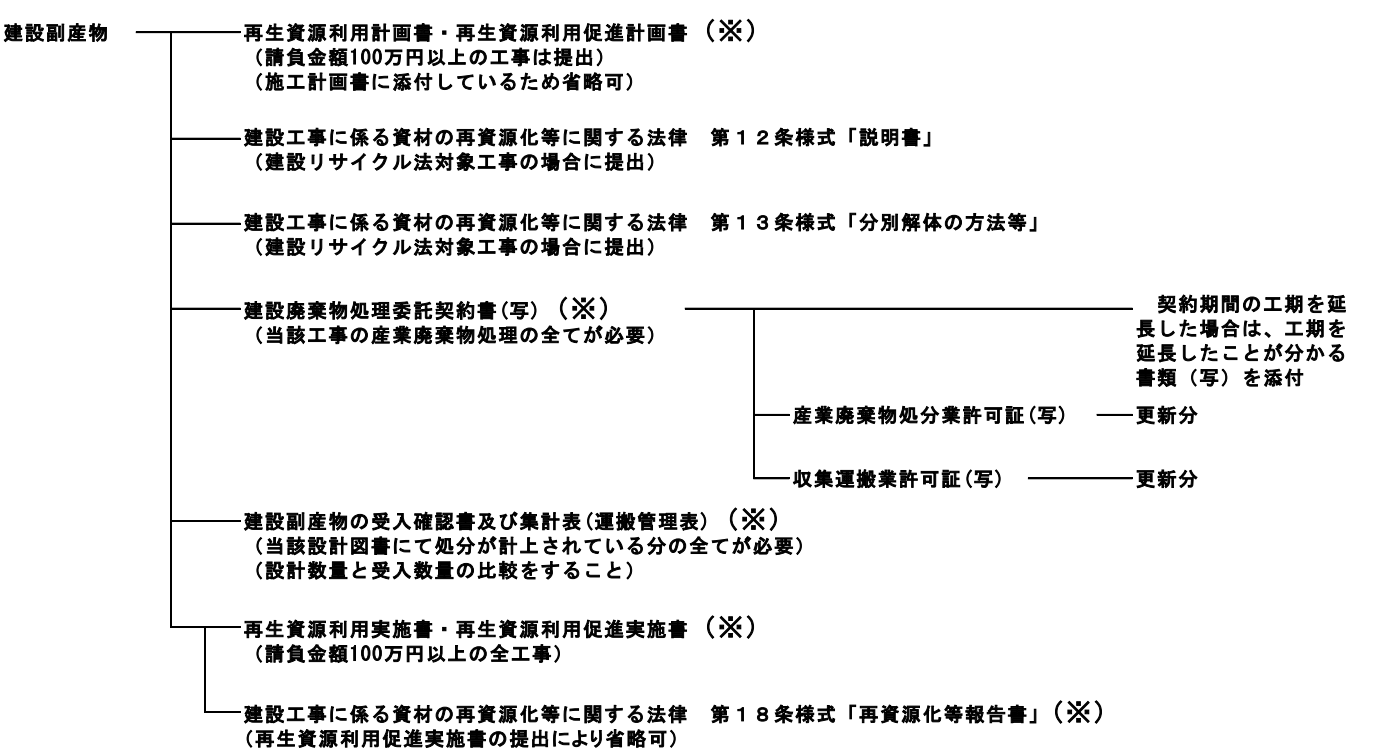
(2) 施工体制

【電子検査の留意点】 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



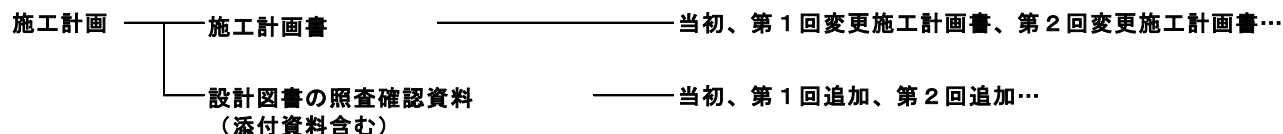
(3) 建設副産物

【電子検査の留意点】 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



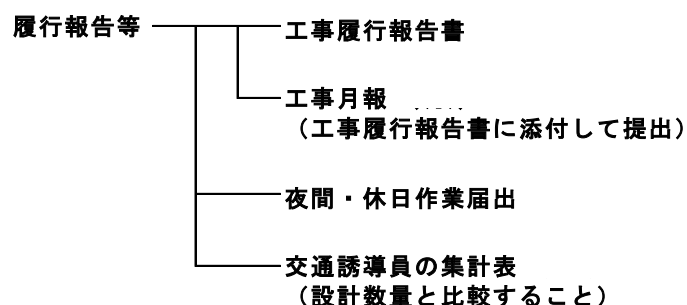
(4) 施工計画

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



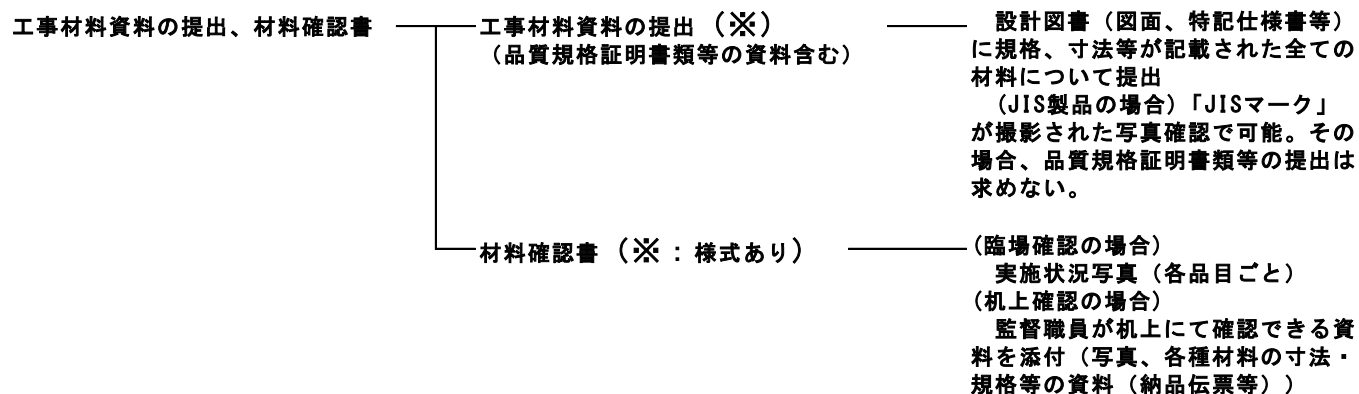
(5) 履行報告等

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



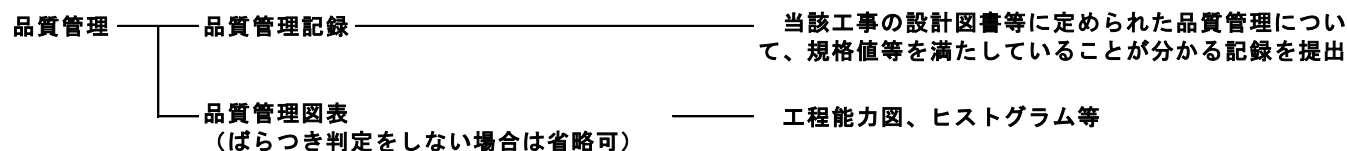
(6) 工事材料資料の提出、材料確認書

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



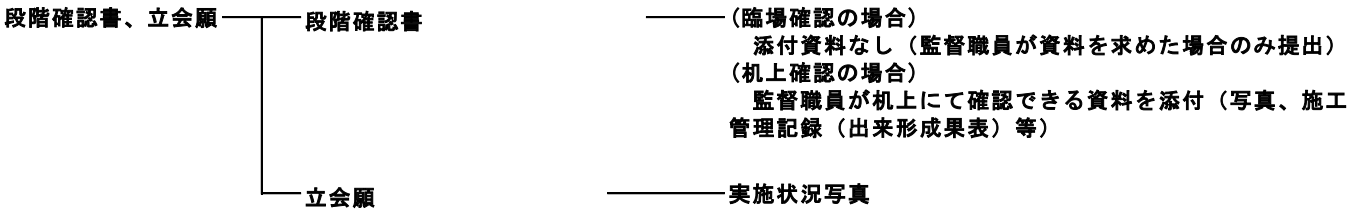
(7) 品質管理

【電子検査の留意点】情報共有システム (ASP) を利用し、電子成果品で納品した場合、「電子検査」の実施ができる。ただし、現場検査用として別途、資料確認 (紙媒体、タブレット表示による電子資料等) ができるようにすること。



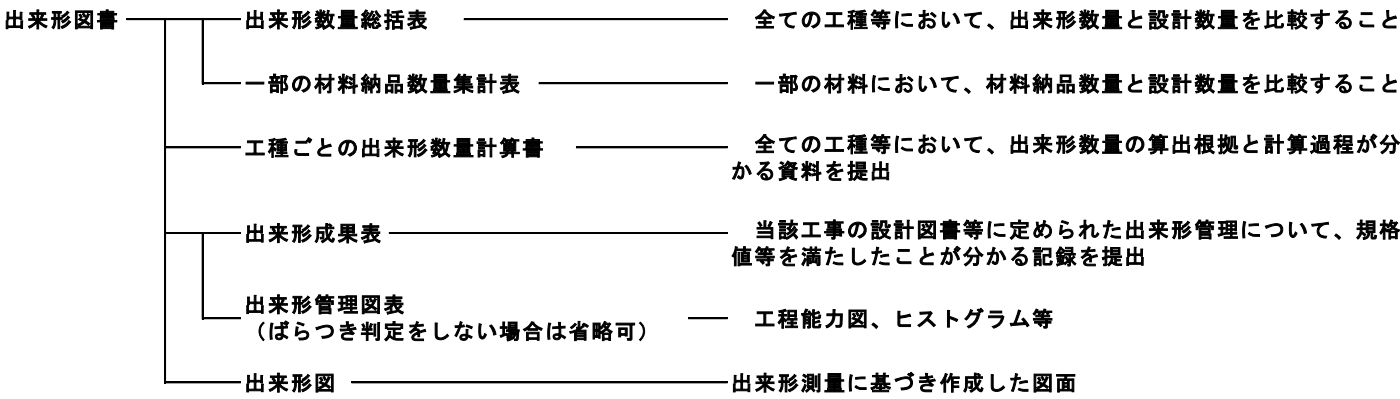
(8) 段階確認書、立会願

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



(9) 出来形図書

【電子検査の留意点】情報共有システム (ASP) を利用し、電子成果品で納品した場合、「電子検査」の実施ができる。ただし、現場検査用として別途、資料確認 (紙媒体、タブレット表示による電子資料等) ができるようにすること。



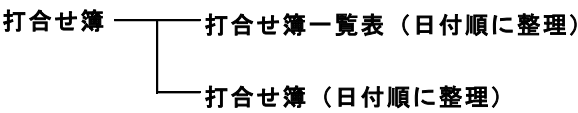
(10) 打合せ簿

(下記①又は②を選択して整理すること)

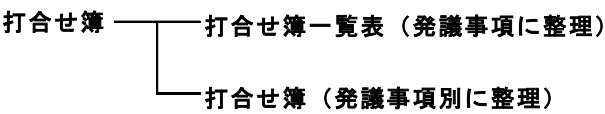
【電子検査の留意点】工事打合せ簿一覧表は、情報共有システムによる電子検査を実施する場合、工事打合せ簿一覧表に代えて、工事帳票一覧表 (打合簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書、立会願) を提出することができる (電子検査用ビューアによる電子データ、もしくは紙媒体)。

打合せ簿は、情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。

① 打合せ簿を日付順に整理した場合

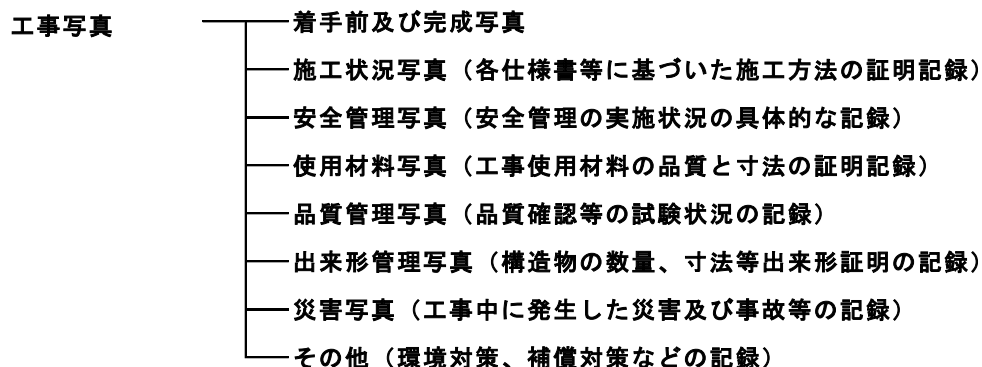


② 打合せ簿を発議事項別に整理した場合



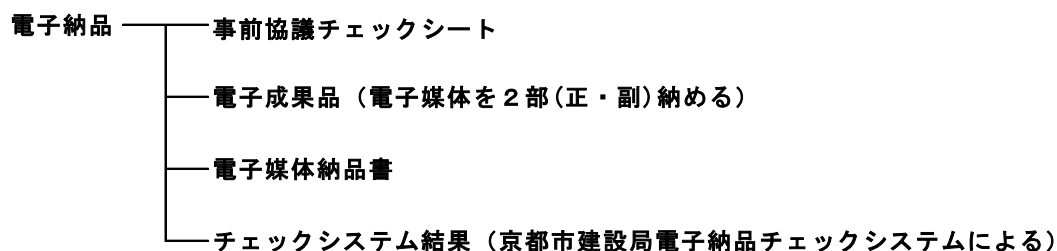
(1 1) 工事写真

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して提出し、電子検査を実施する場合は、納品された電子成果品を用いて検査を行うものとし、これまで紙媒体で提出していた「代表写真帳」は不要である。



(1 2) 電子納品

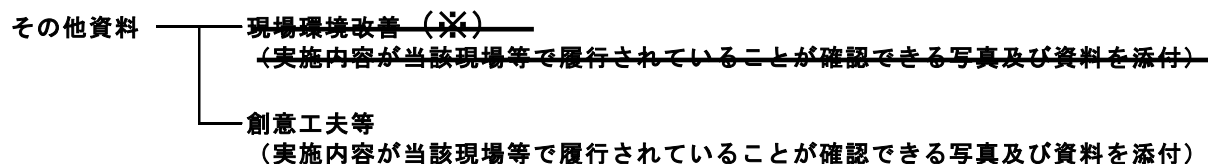
【電子検査の留意点】事前協議チェックシートは、情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。その他、電子成果品は、電子媒体2部、電子媒体納品書及びチェックシステム結果は紙媒体で提出すること。



(1 3) その他資料（現場環境改善、創意工夫、社会性等に関する実施報告資料）

（現場環境改善に関して、施工計画書への記載及び各施設設置後の写真撮影は必要であるが、実施報告書は不要とする。）

【電子検査の留意点】情報共有システムを利用して打合せ簿で提出し、電子検査を実施する場合は、紙媒体を不要とする。



「施工プロセス」のチェックリスト

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-5【1】

工事名

工事期日

施工業者

事業所

主任監督員

担当監督員

- ①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	(チェックの目安)	チェック時期(指示事項)										備考 (改善通知、改善指示及びその是正状況等)
					着手前	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
1 施工体制一般	I 施工体制	○ 契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。	(契約後、変更後)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に監理機関に申請した。 ・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 ・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。	(契約後、変更後、完成時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 品質証明	・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたって適切(数量も含む)に実施した。 ・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。	(契約後、変更後、品質証明実施時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 建設業退職金共済制度等	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 ・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 ・制度の履行について、建設業退職金共済資料により適切に管理している。	(契約後、増額変更後、施工時1回程度、施工時1回程度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に所定の様式で提出した。	(契約後、変更後)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 ・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。また、下請負金額も把握できる。	(施工時の当初、変更時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 施工体制系図	・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に加入又は適用除外であることを記載している。 ・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・必要事項を記載した作業員名簿を作成・提出している。 ・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	(施工時の当初、台帳提出の都度、施工時の当初、変更時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 施工体制関係図	・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。	(施工時の当初、変更時、施工時1回程度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		○ 建設業許可(標識)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-5【2】

項目 番号	細 別	確認項目	チェックリスト	(チェックの目安)	チェックボックス (指示事項)										備考 (改善通知、改善指示及びその是正状況等)
					着手前										
1	施工体制	〇 現場代理人	・ 現場代理人は、現場に常駐している。	(施工時 1回/月程度)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を 書面で行っている。	(施工時適宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 専門技術者の 配置	・ 専門技術者を専任し、配置している。	(施工計画時、 施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 作業主任者を専任し、配置している。	(施工計画時、 施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 監理技術者の 選任	・ 資格者証の内容を確認した。	(着手前)	(☐)										
			・ 配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制 台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載さ れた技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補 佐を配置する場合、監理技術者補佐についても同様 の確認をする)	(着手前)	(☐)										
		〇 現場代理人・監理技術者・主任技術者等	・ 監理技術者 (監理技術者補佐を配置する場合は、監 理技術者補佐についても同様の確認をする) が現場に 常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制 を確保していた。	(施工時 1回/月程度)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、 主体的に係わっていた。	(施工時 打合せ時)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 現場技術者	・ 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を 進めている。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 監督職員との対応が適切である。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
2	施工状況	〇 下請負者の 把握	・ 下請負者が京都市の工事指名競争参加資格者であ る場合には、指名停止期間中でない。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 契約書第20条第1項第1号から第4号に係わる設 計図書の照査を行っている。	(着手前、 施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 設計図書 の照査等	・ 現場との相違事項がある場合、その事実が確認で きる資料を書面により提出して確認を受けた。	(着手前、 施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 施工 (変更を含む) に先立ち、提出した。	(着手前、変更時)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 施工計画書	・ 記載内容と現場施工方法と一致している。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 記載内容と現場施工体制が一致している。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 施工管理・ 工事材料管理・ 出来形・ 品質管理	・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映してい る。	(着手前、変更時)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 京都市建設局電子納品実施要領 (案) に基づく協 議時期が適切である。	(着手前、検査前)	(☐)									(☐)	
		〇 現場環境改善等	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理して いる。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫 を書面で確認できる。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 検査 (確認を 含む) 及び立 会等の調整	・ 日常の出来形、品質管理が書面にで確認できる。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み 又、地域等より評価されるものがある。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		〇 工事の着手	・ 監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願 いを提出している。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・ 段階確認の確認時期が、適切である。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙ー5【3】

考 査 目	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表	(チェックの目安)	チ ェ ッ ク ス ク 時 期 (指 示 事 項)										備 考 (改善通知、改善指示及びその是正状況等)
					着 手 前	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
I 施 工 管 理	支給品及び貸与品	○ 支給品及び貸与品	・受注者は、支給品等引渡しを受けた日から7日以内に、品目、規格、単位、数量を記した受領書を提出している。 ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 ・産業廃棄物の収集運搬及び処理の着事前に委託契約を締結し、契約書を監督職員に提出した。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(着事前、変更時)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	建設副産物及び建設廃棄物	○ 建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 ・受注者が、廃棄物処理法規則に基づき、産業廃棄物収集運搬車の車体両側面に事業者名等を表示するとともに、所定の事項を記載した書面を備え付けている。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
II 工 程 管 理	指定建設機械類の確認	○ 指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 ・フォロアアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	(施工時1回程度)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	工程管理	○ 工程管理	・現状条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 ・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
III 安 全 対 策	安全活動	○ 安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 ・店社パトロールを実施し、記録がある。 ・安全・訓練等を実施し、記録がある。	(施工時1回／月程度)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	安全対策	○ 安全対策	・安全監視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 ・新規入場者教育を実施し、記録がある。 ・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 ・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 ・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
IV 対 外 関 係	安全パトロールの指摘事項の処理	○ 安全パトロールの指摘事項の処理	・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 ・低入札価格調査対象工事の安全パトロールを総括監督員が行っている。 ・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者は是正報告した記録がある。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	関係機関等	○ 関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に關しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
				(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
V 総 評 価	提案事項の履行確認	○ 提案事項の履行確認	・総合評価格付方式における技術提案が実施され、記録がある。	(施工時適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	